令和七年　第二回定例会

令和７年　第２回定例会

屋久島町議会会議録

令和７年６月９日 開会
令和７年６月20日 閉会

屋 久 島 町 議 会

屋久島町議会会議録

令和７年第２回屋久島町議会定例会会期日程

自６月９日・至６月20日（12日間）

月　　日	曜	会議別	日　　程
６月９日	月	本会議	○開　　会
10日	火	本会議	○一般質問
11日	水	本会議	○一般質問
12日	木	委員会	○各常任委員会
13日	金	休　会	
14日	㊏	休　会	
15日	㊐	休　会	
16日	月	休　会	
17日	火	休　会	
18日	水	休　会	
19日	木	休　会	
20日	金	本会議	○最終本会議

令和７年第２回屋久島町議会定例会

第　　１　　日

令和７年６月９日

令和７年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第１号）

令和７年６月９日（月曜日）午前10時開議

○日程第１　会議録署名議員の指名
○日程第２　会期の決定
○日程第３　諸般の報告
○日程第４　行政報告
○日程第５　報告第１号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について
○日程第６　報告第２号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算繰越計算書の報告について
○日程第７　報告第３号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告について
○日程第８　報告第４号　令和６年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
○日程第９　議案第40号　財産の取得について
○日程第10　議案第41号　財産の取得について
○日程第11　議案第42号　屋久島町漁村センターの指定管理者の指定について
○日程第12　議案第43号　屋久島町給水条例の一部改正について
○日程第13　議案第44号　屋久島町行政組織条例の一部改正について
○日程第14　議案第45号　屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について
○日程第15　議案第46号　屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正について
○日程第16　議案第47号　屋久島町介護保険条例の一部改正について
○日程第17　議案第48号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について
○日程第18　議案第49号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第19　議案第50号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第20　議案第51号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第21　議案第52号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について
○日程第22　同意第１号　屋久島町固定資産評価員の選任について
○日程第23　令和７年請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の

引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○日程第24　令和７年請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１６名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩	２番	内　田　正　喜
３番	小　脇　淳智郎	４番	中　馬　慎一郎
５番	眞　邉　真　紀	６番	相　良　健一郎
７番	岩　山　鶴　美	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	緒　方　健　太
１１番	高　橋　義　友	１２番	日　髙　好　作
１３番	岩　川　俊　広	１４番	渡　邉　博　之
１５番	大　角　利　成	１６番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課統括係長	川　﨑　勝　也
建設課長	内　田　　剛	電気課長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久	総務課参事	白　濱　秀　記

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、令和７年第２回屋久島町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、14番、渡邉博之議員、15番、大角利成議員を指名します。

△　日程第２　会期の決定

○議長（石田尾茂樹）

日程第２、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から６月20日までの12日間としたいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から６月20日までの12日間とすることに決定しました。

△　日程第３　諸般の報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第３、諸般の報告を行います。

閉会中の事項につきましては、別紙で配付しておりますので、口頭報告を省略いたします。

△　日程第４　行政報告

○議長（石田尾茂樹）

日程第４、町長の行政報告を行います。

これを許可します。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。令和７年第２回屋久島町議会定例会の開会に当たり、第１回定例会以後の町政を取り巻く状況について御報告いたします。

始めに、全国離島振興協議会会長の再任及び大阪・関西万博について御報告いたします。

６月２日、島根県隠岐の島町にて開催をされました全国離島振興協議会（256島141名の市町村長）の総会において、第16代会長に再任を頂きました。令和８年度に期限を迎える有人国境離島法の改正延長に向けて鋭意努力し、有人国境離島地域の振興発展を引き続き推進していきたいと考えております。

また、６月５日木曜日、大阪・関西万博において、世界自然遺産５地域会議が主催したイベント「千の自然・千の時間（私たちと世界自然遺産5地域）」に出席しました。本イベントは、日本の５つの世界自然遺産地域が抱えている課題や後世に引き継ぐための取組、共生と循環の考えを広く世界に発信することを目的として開催されました。

当日は、子ども作文コンクール受賞式から始まり、本町からは、安房小学校、金田航朔君、中央中学校、柴高志郎君が登壇をしました。

次に、地域の魅力を発信して、中馬慎一郎さんが屋久島の魅力を語り、楠川盆踊り保存会の皆さんが郷土芸能を披露してくださいました。

そのほかに国際シンポジウムが行われ、最後に、５地域からのメッセージとして、自然と共生と循環に取り組んでいくことの決意と、世界の皆さんへ共に進んでいくことへの呼びかけをすることができました。

次に、令和６年度出納整理について御報告いたします。

５月末日をもちまして令和６年度の出納を閉鎖したところでございますが、町税等の概要について御説明申し上げます。

町税に係る収納率につきましては、現年度、過年度合算で95.51％、前年度比0.5％の増となり、総収納額は12億6,178万4,000円余りとなりました。

国民健康保険税は、現年度、過年度合算で83.65％、前年度比3.17％の増となり、総収納額は２億5,521万1,000円余りとなりました。

次に、次世代自動車に関する包括連携協定の締結について御報告いたします。

４月21日に岩崎産業株式会社、Ｈｙｕｎｄａｉ　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ＪＡＰＡＮ株式会社、屋久島町の３者間で包括連携協定を締結しました。

協定により、本町はＨｙｕｎｄａｉ　Ｍｏｂｉｌｉｔｙ　ＪＡＰＡＮ株式会社より電気自動車２台を寄贈いただきました。今後、災害時には、本町と岩崎産業株式会社の電気自動車から電力供給を受け、町民の安全と財産を守り、かつ、平時に電気自動車の利用を通して、環境負荷の低減と観光振興に３者で協力することとなりました。

次に、屋久島町防災の日の制定について御報告いたします。

口永良部島（新岳）の噴火から10年の節目を迎えることから、このたび５月29日を屋久島町防災の日と定めました。

今年は、各集落単位での活動を行っていただきましたので、その結果を基に今後の活動につなげていきたいと考えております。

次に、住民訴訟の経過について御報告いたします。

長峰牧場で発生した臨時職員死亡事故に係る損害賠償等請求訴訟については、８月末頃をめどに裁判所より和解案が提示されることとなり、次回期日を９月29日に設定されたところです。

次に、令和４年度に実施した「海・川・山の繋がりで豊かな屋久島の自然を守るプロジェクト」業務に係る損害賠償命令請求住民訴訟について、４月15日に原告・被告双方が準備書面を陳述し、次回期日を７月１日に設定され、原告は随意契約による損害について主張・立証することとなりました。

最後に、６月５日に新たな訴状を受理しましたので報告いたします。

内容としましては、屋久島町議会が正当な理由がないにも関わらず、議場の傍聴席での取材を禁止したことについて、法の下の平等、表現の自由を保障した憲法違反であるとして屋久島町を提訴するのであり、訴訟代理人等を指定した後に口頭弁論期日が指定される予定であります。訴状解釈、答弁書作成等に係る弁護士費用につきましては、最終本会議に関連予算を議案上程いたします。

以上で、簡単ではございますが行政報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これで行政報告を終わります。

△　日程第５　報告第１号　令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告について

△　日程第６　報告第２号　令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算繰越計算書の報告について

△　日程第７　報告第３号　令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告について

△　日程第８　報告第４号　令和６年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（石田尾茂樹）

日程第５、報告第１号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報

告についてから、日程第８、報告第４号、令和６年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてまでの４件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

本定例会に提案しております案件につきまして御説明申し上げます。

今回提案しております案件は、報告４件、物品契約案２件、その他の案件１件、条例案５件、補正予算案５件、同意案１件の計18件であります。

それでは、議事日程に従いまして御説明いたします。

まず報告第１号、令和６年度屋久島町上水道事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、志戸子地区上水道施設整備事業など４事業に係る予算の一部を翌年度に繰り越し、事業執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第２号、令和６年度屋久島町農業集落排水事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、原農業集落排水処理場非常用発電修繕事業に係る予算を翌年度に繰り越し、事業執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第３号、令和６年度屋久島町電気事業特別会計予算繰越計算書の報告につきましては、長峰地区高低圧線改良工事に係る予算の一部を翌年度に繰り越し、事業執行することとなったことから、地方公営企業法第26条第３項の規定により予算繰越計算書をもって報告するものであります。

報告第４号、令和６年度屋久島町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、令和６年度から令和７年度に事業費を繰り越すこととなった、一般廃棄物処理施設整備事業など74事業の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第２項により繰越計算書を報告するものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

これより、報告第１号から報告第４号までの４件に対し、総括質疑を行います。

なお、報告については質疑のみとします。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

△　日程第９　議案第40号　財産の取得について

△　日程第10　議案第41号　財産の取得について

○議長（石田尾茂樹）

日程第９、議案第40号、財産の取得についてと、日程第10、議案第41号、財産の取得についての２件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第40号、第41号について御説明いたします。

議案第40号、財産の取得につきましては、町営旭牧場に配備しているトラクターでは対応できない畑での作業を、小型のトラクターを購入し、補完するため、５社を指名し、５月19日に入札を執行した結果、550万円で落札した、株式会社ＩＳＥＫＩ　Ｊａｐａｎ　九州カンパニー種子島営業所長添谷達哉と物品売買契約を締結するものであります。

議案第41号、財産の取得につきましては、平成14年に屋久島北分遣所に配備している救急自動車を更新するため、特命随意契約により見積書を徴し、５月19日に開札した結果、4,394万円で落札した、鹿児島トヨタ自動車株式会社代表取締役柳園久志と物品売買契約を締結するものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第40号と議案第41号の２件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、議案第40号と議案第41号の２件に対し、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第40号と議案第41号の２件は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号と議案第41号の２件は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから、１件ずつ討論と採決を行います。

まず、議案第40号、財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第40号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、財産の取得について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第41号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第11　議案第42号　屋久島町漁村センターの指定管理者の指定について

△　日程第12　議案第43号　屋久島町給水条例の一部改正について

△　日程第13　議案第44号　屋久島町行政組織条例の一部改正について

△　日程第14　議案第45号　屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について

△　日程第15　議案第46号　屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正について

△　日程第16　議案第47号　屋久島町介護保険条例の一部改正について

△　日程第17　議案第48号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

△　日程第18　議案第49号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第19　議案第50号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第20　議案第51号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

△　日程第21　議案第52号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第11、議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定についてから、日程第21、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの11件を一括議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

続きまして、議案第42号から議案第52号までについて御説明いたします。

議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定につきましては、一湊区は、本施設が所在する集落の住民で構成される団体であるため、施設の効用を最大限発揮できる管理経費の削減や町民との協働、地域コミュニティーの醸成、町民活動の促進が図られる団体であることから、特命で選定し、指定管理者として指定するものであります。

議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正につきましては、災害その他、非常の場合において、町内各戸への給水装置及び宅内配管の適正な工事に関する早期復旧に備えた体制構築のため、所要の改正をするものであります。

議案第44号、屋久島町行政組織条例の一部改正につきましては、令和６年度末をもって簡易水道特別会計を廃止し、令和７年度から口永良部地区簡易水道事業を上水道事業に経営統合したことに伴い、分掌事務に変更が生じたことから、所要の改正を行うものであります。

議案第45号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正につきましては、公園の一層の活用及び利用者の増加、経費削減による公費支出の抑制のため、指定管理の期限が満了する令和７年度をもって入園料の徴収を終了し、令和８年度からガジュマル公園の入園料を無料とするために、所要の改正をするものであります。

議案第46号、屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正につきましては、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者並びに水道技術管理者の資格要件が、令和７年４月１日から改正施行されるこ

とに伴い、本町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例について、所要の改正を行うものであります。

議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正につきましては、第９期介護保険事業計画において定められる令和６年度から令和８年度までの保険料率について、一部の保険料率に誤りがあったことから、所要の改正をするものであります。

議案第48号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）につきましては、歳入予算において、公立学校施設整備費負担金、過疎対策事業債等の減額及び児童福祉費負担金、地方創生臨時交付金等の増額に対し、歳出予算において、議会費では費用弁償等の増額を、総務費では人件費の調整及び国庫支出金、過年度精算返納金等の増額を、民生費では定額減税補足給付金等の増額を、衛生費では一般職給料等の減額及び診療所事業特別会計繰出金等の増額を、農林水産業費では一般職給料等の減額及び一湊沈砂浚渫工事請負等の増額を、商工費では共同店舗施設の光熱水費等の増額を、土木費では人件費の調整等を、消防費では熊毛地区消防組合負担金の増額を、教育費では教職員住宅新築工事、安房小プール改築工事請負費等の減額を、災害復旧費では町道屋久島南部線の工事請負費等の増額を、諸支出金では船舶事業特別会計補助金の増額を計上し、歳入歳出それぞれ725万円を追加し、予算の総額を119億6,918万5,000円とする予算措置に併せ、屋久島クリーンサポートセンター運営管理費モニタリング業務に係る経費の債務負担行為限度額の追加、地方債の限度額を変更するものであります。

議案第49号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、収益的支出における水道事業費用で人件費の調整、一般会計繰出金の増額のため182万7,000円を増額計上し、予算の総額を４億5,880万円とするものであります。

また、資本的収入及び支出において、当年度利益剰余金処分額7,389万1,000円を過年度利益剰余金処分額178万4,000円、当年度利益剰余金処分額7,210万7,000円に改めることに併せ、利益剰余金の処分として、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補塡財源7,389万1,000円を7,210万7,000円に改めるものであります。

議案第50号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入予算において、保険給付費等交付金等の増額に対し、歳出予算においては、特定保健指導受診率向上共同事業委託料等の増額を計上し、歳入歳出それぞれ121万5,000円を追加し、予算の総額を19億2,315万4,000円とする予算措置をするものであります。

議案第51号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入予算において、一般会計繰入金等の増額に対し、歳出予算においては、栗生診療所の医師住宅設備整備工事請負費等の増額及び口永良部島出張診療業務委託料の減額を計上し、歳入歳出それぞれ287万円を追加し、予算の総額を１億6,816万8,000円と

する予算措置をするものであります。

議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、収益的収入及び支出における船舶事業収益的収入で、一般会計補助金、船舶航路補助金の増額に対し、船舶事業収益的支出において、人件費等の調整、借入れ返済利息等の増額を計上し、収益的収入及び支出それぞれ507万7,000円を追加し、予算の総額を５億8,419万3,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより、議案第42号から議案第52号までの11件に対し、総括質疑を行います。質疑はありませんか。

○４番（中馬慎一郎）

２点ほど教えてください。

まず、議案第45号屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてですが、今回、条例案の改正を入園料無料となっています。条例の中には、開園時間、入園時間などもうたわれているのですが、その辺の改正は同時にされないのかということと。

もう一点、議案第51号、屋久島町診療所事業特別会計補正予算についてです。

口永良部診療所の業務委託料の減額が計上されていますが、同診療所が今年度、遠隔医療のシステムを整備するということになっているんですが、その辺と整合性というかどういう関連があるか、減額の原因を教えてください。

以上、お願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

今、中馬議員の御質問にお答えします。

今回、志戸子ガジュマル公園の条例の一部改正を行いました。これは町長の提案の中にもありましたように、入場者の利用者の増を図りたいということで提案しております。

御質問のありました時間の変更につきましては、今の目的のその、人を増やすという部分で、清掃活動とかは区のほうに、また委託を例年どおりしていきたいと思っておりますので、区の方の話をしながら、区の方と協議をして、時間のほうはまた変更等要望があれば検討したいと思います。

以上です。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

口永良部診療所の委託の関係で答弁いたします。

昨年度まで、川崎医師が口永良部診療所の医師ということで診療所に行って診察していただいておりました。そのときの業務については業務委託という形で支出をしていたんですけれども、今年度から、永田診療所の医師、それから栗生診療所の２名の医師、３名体制で、交代で診療に当たるということで、全て旅費という形で統一して支出しようということで、今回、委託料と旅費との入替えということで、支出入替えしております。

以上です。

○４番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。口永良部診療所に関しては、そういう財源の組替えみたいなことになるんですが、遠隔医療のこのシステムの件とは、また関係ないということですね。ありがとうございます。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○１５番（大角利成）

まず最初に、議案第47号、介護保険条例の一部改正について、１点だけお尋ねをいたします。

今回の改正、これまで一部の保険料率に誤りがあったことから改正するわけですが、被保険者の保険料が上がるのか、下がるのか。私、少し調査しておりませんので、上がるのか、下がるのかを、まずお尋ねをします。

もし、令和６年度より下がるとすれば、令和６年度の分について、特段、今後、対応は考えていないのかということを、１点お尋ねをいたします。

次に、議案第48号、令和７年度一般会計補正予算（第２号）であります。

55ページ、歳入で、諸収入の農林水産業費雑入として、施設利用徴収金850万円が計上をされております。内容をお示しください。

62ページ、歳出です。農業施設整備費で工事請負費300万円が計上をされ、一湊の沈砂地の浚渫工事となっております。内容をお示しください。

63ページ、共同店舗施設管理費で光熱水費850万円が計上されております。さきに申し上げました、収入の施設利用徴収金850万円、金額が同額ですので同一箇所だと思うんですが、内容をお示しください。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

それでは、令和６年第１回議会臨時議会で承認を頂きました、介護保険条例の改正に

ついて、一部漏れがありましたため、追加で改正するものであります。具体的には、所得の低い被保険者の保険料改正ということになります。

なお、この改正によりまして、一部被保険者の保険料が増額されるところですが、改正部分に該当する方につきましては、保険料の上昇抑制を図るために、法に基づきまして、最終乗率が全国一律で引き下げられております。その部分については、前回の条例改正で対応しておりますので、保険料の増額等はございません。

以上です。

○産業振興課統括係長（川﨑勝也）

ページ55ページの農林水産業費雑入、施設利用徴収金について御説明いたします。

こちらは、安房電気利用組合の電気代の徴収方法の変更によるものになります。歳出の62ページにつきましても同様の案件になるんですけど、これまで共同店舗施設につきましては、利用者が直接、安房電気利用組合に納入する方法を取っていたんですけど、電気料金の性質上、町のほうに一括請求という形で、町のほうで一度歳入で受けまして、それをもって安房電気利用組合に合算して支払いをするという性質のものになります。

以上です。

○１５番（大角利成）

議案第47号の介護保険料の一部改正について確認をします。

令和６年度より被保険者の保険料は上がらないという、今、答弁だったかと思うんですが。上がらないということは逆に言うと、令和６年度は、この算定の誤りで高かったということじゃないんですか。確認します。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

先ほども言いましたけれども、保険料の上昇の抑制を図るために、法に基づいて減額措置が図られていますので、その部分については改正をしておりましたので、それに基づいて保険料率を算定しましたので、保険料の増減というのは発生しません。

以上です。

○１５番（大角利成）

ちょっと私、理解をできないところがあるんだけど。保険料の算定をする率が間違っている条例を、うちはつくっていたということですよね。だから今回、新しい税率に条例を変えるということというふうに、私は理解をしました。

であれば、例えば、本来、今回の改正で、５であった被保険者は、令和６年度は６納めていたんじゃないかなというふうに私は受け取ったもんですから。もし、そうであれば、この１について、何らかの対応を町は考えているのかなという質問だったんです。被保険者が収める保険料は全然変わらないということであれば、問題はないと思いますけど、再度、確認。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

今回の改正で、被保険者の保険料は一切変わりません。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○１４番（渡邉博之）

私も、今の47号でお聞きしたいんですが。住民の皆さんへの負担の増減はないということは確認されました。

○議長（石田尾茂樹）

渡邉議員、マイクをもうちょっと自分に近づけて。

○１４番（渡邉博之）

なぜこうなったのかっていうことの中身ですね。やっぱり、二度と繰り返さないためには、どんなミスがあったのか、そこをもう少しつまびらかに、明らかにしていただきたいと思いますが。

○健康長寿課長（泊　裕一郎）

令和５年度から７年度までについては、所得に応じて、９段階に分けて保険料率が決まっておりまして、それに基づいて保険料の算出をしていたんですけれども、令和６年度から８年度につきましては、法の改正で、９段階から13段階に変更ということになりました。

それに基づいて、町のほうも条例の改正をかけたんですけれども、保険料率の額の大きい方の部分については、そのときの改正で対応していたんですけれども、所得の低い被保険者の部分の保険料改正が漏れていたということで、今回、改正に至ったところであります。

○１４番（渡邉博之）

人為ミスということでいいんですね。理解。

今は、介護保険をめぐっては非常に厳しい現状もありますし、保険料が高い、利用料が高いという、そういう状況がある中で、やっぱり、こういうミスは許されないだろうというふうに思います。そういった意味での対応を、やっぱり慎重にやっていってほしいということを申し上げておきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

○１１番（高橋義友）

議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定について伺います。委員会が違いますのでよろしくお願いいたします。

まず、議案第42号が案件として今議会に上程されたことに対しましては、まず私自身びっくりして驚いているところでございます。また、一湊区から再三要望のありました、漁村センターの指定管理者の指定について、本議会でやっとお計らいくださいましたことに対しましては、厚く御礼を申し上げたいと思います。

そこで、この屋久島町漁村センターの指定管理者の指定につきましては、今まで一般質問等で幾度となく議論をし、解決策を先延ばしされてきた案件でもございます。一番のネックになっておりました、浄化槽、トイレが使用できないということで、浄化槽の修繕だけでも2,000万円ぐらいはかかると。ほか、給排水、建具等を含めると、さらに数千万円かかると、今までずっと説明を受けて、この件につきましては先延ばしをされてきております。

今議会で議案として上程されたのは、浄化槽、その他、必要最低限の改修が終わったので、一湊区に指定管理者を任せてもよろしいと、そういうことで議案として上程されたのか、それとも、ほかに何か理由があったのか、そこだけをお示しください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。

○産業振興課統括係長（川﨑勝也）

ただいまの質問についてお答えします。

まず始めに、今回の整備に係る費用ですが、過去の今までの一般質問の中で、確かにおっしゃるとおり、建物の補修であったりとか、設備の改修とかそういったもので、数千万円のお金がかかるということで答弁させていただいたと思います。

このたび浄化槽のほうを再度確認したところ、軽微な補修という形で、浄化槽のほうは、かろうじて使えるということで、浄化槽の事業者のほうから説明を受けまして。あと、トイレの一部改修であったりとか、あと水道が通常どおり使える状況とか、そういった最低限のものを整備しまして、今回、使える形としております。

その経緯としましては、一湊区のほうから４月に、この施設を使わせてほしいという、そういった要望を受けまして、先ほど町長のほうからも説明がありましたように、地域コミュニティーの場であったりとか、ダイビングとか漁業、こういったものの産業振興の場であったりとか、そういったところで地域に寄与するということで、今回、指定管理者として一湊区のほうを指定のほうで上程しているところであります。

以上です。

○１１番（高橋義友）

今までの説明と全然違うんですけれども。今までのその説明の中では、2,000万円ぐらいはかかると。それ以上の附帯設備をするんであれば、それ以上の、また余計に予算がかかるということで、３年、４年、ずーっとこの件は、先延ばししてきたんですよね。

ところが、今回の説明では「軽微な補修で使用ができる」と。そういうのであったら、我々が一般質問としたとき、そういう軽微な補修でできたんじゃないんですか。そういう説明があれば、もう少し早く、一湊区のほうに、こういう指定管理者を任せることができるんじゃないですか。

その軽微な補修ということで、どんぐらい軽微な補修でかかるんですか、予算として。それは、その予算は、どこをもってするんですか。どうですか、そこあたりは。

○産業振興課統括係長（川﨑勝也）

建物の補修とか、最低限使える状況という形で、今回、町のほうで補修の経費を組んでおります。大体20万円ぐらいで。

そこは、今回の期間につきましても、来年度の３月末までという形で、ちょっと試験的に。一湊区のほうからも、この施設をずっと使えるかっていうことで疑問もあるということで。まずは、指定の期間については、来年度の３月までということとしております。

建物全体を完全に補修するとなると、やはり数千万円、特にエアコンとか内外装、そういったものをやっていくと、数千万円のお金がかかるということで、これまで答弁してきた経緯であります。

高橋議員がおっしゃるように、もっと早く、一湊区と協議を済ませて、使える状況にできればよかったんですけど、今回の議案の提出ということに至っております。

以上です。

○１１番（高橋義友）

これは、行政側はその衛生面とか安全面も含めたところで、この建物は一湊区に指定管理を任せたいということで、今回は上程されたということで理解してよろしいわけですね。そこあたりはどうですか。

○産業振興課統括係長（川﨑勝也）

建物の安全面につきましては、昭和56年の耐震構造の建築基準法の改正とかそういったところの基準でも、震度６、７に耐えられるものということで、そこはクリアしております。

あと、水道とか設備関係につきましても、最低限安全に使える、特に口にするものですね。計画の中には、一湊食堂とかそういったところのマルシェに使ったりとか、そういった食事の提供とかでっていう話もありますので。そういった設備につきましては、整えた形で指定管理者のほうにお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

ほかにありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題になっております、議案第42号から議案第52号までの11件については、お手元に配付してあります、議案等の委員会付託表のとおり、各委員会に付託します。

委員会審査の場所は、総務文教常任委員会は第１委員会室を、産業厚生常任委員会は第２委員会室をそれぞれ充てます。

△　日程第22　同意第１号　屋久島町固定資産評価員の選任について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、同意第１号、屋久島町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、同意第１号について御説明いたします。

同意第１号、屋久島町固定資産評価員の選任につきましては、地方税法第404条第２項において、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、議会の同意を得て専任する固定資産評価員として、本年４月の人事異動により着任している町民課長兼地域住民課長を選任したいと存じますので、議会の同意をお願いするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております、同意第１号は、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

同意第１号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、同意第１号は、委員会の付託を省略することに決

定しました。

これから、討論と採決を行います。

同意第１号、屋久島町固定資産評価員の選任について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、同意第１号、屋久島町固定資産評価員の選任についてを採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は同意することに決定しました。

△　日程第23　令和７年請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第23、令和７年請願第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

△　日程第24　令和７年請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第24、令和７年請願第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

この件につきましては、会議規則第92条第１項の規定により、お手元に配付しました

請願文書表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月10日、午前10時から開きます。

日程は、町政に対する一般質問です。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午前１０時５０分

令和７年第２回屋久島町議会定例会

第　２　日

令和７年６月10日

令和７年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第２号）

令和７年６月10日（火曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
１番　渡邉　浩	１．婚活事業について 令和７年度の事業計画の中において、人口減少対策の一環として、引き続き「婚活事業」が盛り込まれております。具体的には、男女の出会いの機会を創出するイベントの実施が計画されていると承知しておりますが、まず始めに、これまで本町が実施してきた婚活イベントの開催実績や、参加者数・成婚数などの成果について伺います。また今年度における当該事業の実施時期や、イベントの具体的な内容・規模、対象年齢層、さらには民間事業者や地域団体等との連携の有無など、現在計画されている取り組みの詳細についても、併せてお聞かせください。	町　　長
	２．ふるさととの絆をつなぐ広報施策の検討について 本町には、関東屋久島会や近畿屋久島会をはじめとする、故郷屋久島を離れて暮らす出郷者の皆様による親睦団体が存在し、長年にわたり、ふるさととの絆を大切にしながら活動を続けてこられました。しかし近年では、会員の高齢化が進むとともに、新規会員の獲得が困難になっているという課題を耳にしております。 つきましては、町として「町報やくしま」や公式ホームページ等の広報媒体において、こうした出郷者団体の活動情報を掲載することは可能か、また、そのための基準や手続きの整備を検討いただけないか、当局のご見解を伺います。	町　　長

６番　相良健一郎	１．町道・農道の管理について (1) 町道・農道の維持管理等について現在どのように行っているか。 (2) 危険個所のガードレール等の設置状況は。 ２．ふるさと納税の返礼品について 屋久島の小物類をセットにして、返礼品にできないか伺います。	町　　長 町　　長 町　　長
４番　中馬慎一郎	１．地域防災計画について (1) 国が示す南海トラフ臨時情報の避難指示と町の避難行動指針の整合性は取れているか。 (2) 激甚災害時の復旧体制や孤立対策について。 ２．成年後見制度への見解について 成年後見制度を利用促進していくための支援事業計画を町が策定していくべきではないか。 ３．屋久島山岳部環境保全協力金制度の見直しについて 10年が経過した屋久島山岳部環境保全協力金制度であるが、現状の管理体制や不足する財源確保に向けて、これまでの課題を検証し見直す時期に来ているのではないか。その見解をお示しください。	町　　長 町　　長 町　　長 町　　長
14番　渡邉博之	１．航路問題について (1) フエリー屋久島２の後継船について、３月議会以降業界や国の動きなどに進展はなかったかどうか、その他の情報を含めお聞きしたい。 (2) 町長が目指す未来航路を改めてお示し願いたい。 ２．補聴器購入支援について (1) 補聴器購入支援は全国で200の自治体が実施、広がりを見せている。以前の質問では、検討すると回答しているが、いまの考えをお聞かせ願いたい。	町　　長 町　　長 町　　長

	３．新しい作物の探求について (1) 商工会婦人部主催の講演会で、無農薬農業を推奨する専門家が、屋久島の気候と土壌は人参とレモンの栽培に適していると提唱していた。収穫の時期をずらすなど知恵と工夫で採算は十分可能とのことだった。傾聴に値すると感じたが、探求してみるつもりはないか。	町　　長
	４．過疎問題について (1) 過疎の進行は島の未来を左右する重大問題と考えている。「過疎に抗う」意識のもと、過疎問題を政治の中心に位置付ける姿勢が大事と考えるが、町長の認識をお伺いしたい。	町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１６名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩	２番	内　田　正　喜
３番	小　脇　淳智郎	４番	中　馬　慎一郎
５番	眞　邉　真　紀	６番	相　良　健一郎
７番	岩　山　鶴　美	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	緒　方　健　太
１１番	高　橋　義　友	１２番	日　髙　好　作
１３番	岩　川　俊　広	１４番	渡　邉　博　之
１５番	大　角　利　成	１６番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課統括係長	川　﨑　勝　也
建設課長	内　田　　剛	電気課長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

ここで、建設課長より発言を求められています。

これを許可します。

○建設課長（内田　剛）

おはようございます。

昨日の本会議におきまして、議案第48号の令和７年度屋久島町一般会計補正予算に関する総括質疑におきまして、大角議員から質疑をお受けいたしておりました。

３番目の質疑、一湊沈砂池浚渫工事についてでございます。この場をお借りしまして、回答をさせていただきたいと思います。

一湊地区におきましては、過去に土地改良の事業がなされた区域がございまして、その一角に沈砂池が設置してございます。そこの沈砂池に大量の土砂が流入していると、堆積しているということが、通報により判明しました。建設課のほうでは、現地を確認しまして、最近の大雨によるものではないこと、長年の土砂流入によるものということと、これによって、沈砂池が排水機能が利かずに、その用をなしていない状況であるということが確認したところでございます。

そのような状況ですので、豪雨が発生した際、沈砂池から水があふれまして、近隣のサバ節工場に水害をもたらす可能性がございますので、土砂を早急に取り除いて、畑地の排水機能の機能回復を図りたいというような趣旨でございます。

併せてになりますが、南部地区にも、沈砂池というのが設置しているのは承知してございますので、こういった町全体の沈砂池の土砂の除去、そういうような事業計画においてローテーションを設定するなど、検討したいと考えております。

以上になります。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

始めに、１番、渡邉浩議員に発言を許可します。

○１番（渡邉　浩）

皆さん、おはようございます。議長に許可をいただきましたので、通告に従って町政

への一般質問をさせていただきます。

今回は大きく分けて、２点でございます。１点目が婚活事業について、２点目がふるさとをつなぐ広報施策についてでございます。

まず、１点目の婚活事業について。

令和７年度の事業計画の中においても、人口減少対策の一環として、引き続き、婚活事業が盛り込まれております。具体的には、男女の出会いの機会を創出するイベントの実施が計画されていると承知しておりますが、まず始めに、これまで本町が実施してきた婚活イベントの開催実績や参加者数・成婚数などの成果について伺います。

また、今年度における当該事業の実施時期やイベントの具体的な内容・規模、対象年齢層、さらには、民間事業者や地域団体等との連携の有無など、現在、計画されている取組の詳細についても、併せてお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。渡邉浩議員の質問にお答えをします。

本町の年間婚姻件数は、過去７年間平均42件であり、僅かに減少傾向にあります。

また、合計特殊出生率についても、令和３年度1.72で、全国平均及び県平均を上回っていたものが、令和４年度1.17、令和５年度1.08と、全国平均並びに県平均を下回り、令和６年度1.27と回復をしております。

令和６年度に策定した総合戦略の中で、令和52年の目標人口を9,000人以上と設定し、その達成のための一つの条件として、今後の合計特殊出生率を1.445まで回復させる必要があり、達成に向け継続した取組を行っています。

そのような課題を解決する一助となるよう、町は婚活事業に取り組んでいます。婚活事業に取り組むのは、議員御指摘の人口減少対策という面もありますが、それだけにとらわれず、本町で末永く楽しく暮らしていくために、互いを支え合うパートナーや仲間と出会える場としての面も念頭に置いて、事業に取り組んでいます。

これまで本町が取り組んできた婚活イベントは、平成29年度に初めてのイベントを開催してから、令和６年度で計４回となります。イベントでは、屋久島の自然に触れながら交流を深めてもらうよう、スケジュールを組んでまいりました。

これまでのイベントを通して、島内９人、島外41人、計50人の女性と、島内45人、島外２人、計47人の男性が参加し、11組のカップルが成立しておりますが、こちらが把握している限りでは、婚姻に至っていない状況であります。婚活事業は目に見えてすぐに効果が現れるものではなく、継続して出会いの場を創出していく必要があると認識しております。

今年度の事業内容については、島内外の20歳から45歳の方を対象に、町内でイベントを実施する計画とし、現在、受託事業者を公募型プロポーザル方式で募集をしているところです。

○１番（渡邉　浩）

ただいま町長から、具体的な数字、今年度の計画もお伺いしました。その中で、対象年齢が20から45という答弁がございましたが、もちろん婚活イベントは屋久島町に限らず、お隣の種子島でも、日本全国やっております。その中で、昨年のチラシ等も見まして年齢制限があるということで、私は島内に住んでいる方々から、この年齢制限を設ける目的は何かと問われましたので、ちょっとお伺いしたいんですけど、なぜ20から45なのでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

年齢制限を設けさせていただいておりますのは、まず、この事業を若者の出会いの場として、出会いの場の創出のために設定しているということが主な目的で、この年齢設定のほうをしております。また、去年につきましては、受託事業者のこれまでの知見というのを参考にしながら、年齢設定のほうをさせていただいたところです。

○１番（渡邉　浩）

ただいま担当課長から、やっぱり若者の出会いの場ということで答弁がございましたが、この婚活事業については、実は、平内集落が平成10年度に過去に行っております。町として参考になると思いますので、ちょっとお話をさせてください。

これについて、平成10年度は、日本全国、テレビ番組等でお見合いイベント、パーティーがあった時期で、まだインターネットも全然普及していなかった時期なんですが、昭和60年代後半、ふるさと創生資金を使いまして、旧屋久町もその事業で各集落に平等に交付しまして、平内集落もその当時の区長が500万円事業で花嫁さん対策事業をやりたいと言い出しまして、私は公民館主事をしておりましたから、例えば、区長が総理大臣であれば、私は官房長官のようなもので、私が全て企画立案をしますということで、その当時、役員会にお諮りしました。

やっぱり移住者の方が屋久島に気軽に来て、旅費持ってもらってすぐ帰ってしまうから、実際、ゴールインする方は少ないんじゃないかとか、そういう意見もあったんですけど、私なりに作戦、戦術がありまして、鹿児島の結婚相談所２社に私は登録しまして、そこで資料を頭に焼きつけて、それから屋久島に帰ってき、日本全国の新聞社に、屋久島のこんな小さな集落でふるさと創生基金を使って婚活イベントしますよ、どうか記事にしてくださいと。

そうしたら100名以上申込みがあり、でも男性は10名弱ですから、それから、私は色々電話とか手紙でやり取りして、やっぱりそこで話が出たのが、参加者がやっぱり若

いもんですから、我々平内の方はちょっと年齢が高い、先ほど課長が言われたとおり、やっぱり年齢、若者のバランスも考えないといけないなということで、色々反省するとこはございましたが、そのときにやっぱり将来はシニア層、そういった方々の婚活イベントも最近は多くなってきていると。

住民から色々声を聞く中で、もう第二の人生をこの屋久島で過ごしたいと、自然豊かなところで子供を通わせたい、そういった方々の声を聞いたときに、シニア層、中高年層、例えば、私のように57歳で離婚歴がございますが、将来を支え合うパートナー、そういった方と出会いを求めたいという声がございますが、そういった方々のために何か企画はございませんか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

現在のところ、課のほうで、シニア層を対象とした婚活イベントというのは、計画はしておりません。ただ、そういう御要望があれば、それはまたお話を聞かせていただきたいというふうに思っております。

○１番（渡邉　浩）

先ほど平内集落でイベントをやったときに、女性から100名以上の申込みがあったと、そのときの中で、ほかの集落の男性も紹介していただけませんか、またはテレビでも取り上げられましたので、参加した島内にいる男性から、我々にも紹介してくれということで、色々な声を聞いて、それで、私がもう自分で屋久島ハッピー企画というホームページを立ち上げまして、屋久島のすてきな男性と恋をしてみませんかということで、ホームページを立ち上げましたら、やっぱり年に20件ぐらい問合せがありまして、それから私、色々対象となる男性を見つけ出しまして、合コンとして何組か結婚した次第でございます。

私が一つ、町に提案なんですが、シニア層向けとか、そういう中高年齢層の方々を対象に、今、屋久島町としては、年に数回の単発的なイベントで、ばんと出しますよね、年齢。例えば、農業委員会であれば、農地を借りたい人、売りたい人、貸したい人、そうしたらまた移住者の方で、屋久島に住んで農地を売りたい、借りたい、そういったときには、農業委員会に全部情報が行くんですよ。

各地域には、農業委員、農地利用最適化推進委員がいます。年に１回、夏になれば、全部の農家にアンケートを取って、売りたい、貸したい、そういったところでマッチングして、実際、土地の売買があるわけですから、ここで一つ提案なんですけど、町として、各集落にやっぱりお世話好きな民生委員とか、老人クラブ会長、区長さん、例えば、私のような色々お付き合いの方、そういった方たちと連携して、町に婚活支援のそういった係を設けるとか、年間通して相談を受けるような体制を築くという考えはいかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

御提案ありがとうございます。これまで町のほうで婚活イベントをしていく中で、以前、女性団体のほうにも御協力をいただいて、一緒に取組をしたことがありました。ただ、そういうイベントを通して参加をする方から声があったのは、ちょっと地元の人がいると恥ずかしいという声も一部お聞きしておりました。ですので、今、この受託という形で外部業者のほうにお願いしているところであります。

ですので、現在のところ、そういう１年間を通しての相談役ですとか、各組織の方々に御協力をいただいてというのは、立ち上げの段階では計画はしておりませんが、そういうような要望があれば、またお話は聞かせていただければと思っております。

○１番（渡邉　浩）

例えば、今の地域おこし協力隊で、空き家対策とかもろもろありますが、こういったのもですよ、例えば、将来的に婚活の担当の協力隊とか、そういったことはどうですかね、私の意見なんですけど。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

地域おこし協力隊につきましては、町内の様々な課題解決を通して、その課題解決をしていく中で、屋久島への定住ということを目指す隊員を毎年色々と募集をしております。現在のところ、婚活ですとか、少子化対策ということでは、募集をかける予定はないところではあります。

そこは、どういう課題を解決するのかという、そのミッションの設定というのをまた検討しなきゃいけないところがあると思いますので、これにつきましては、ちょっと検討を色々できるところがあれば、検討したいというふうに思います。

○１番（渡邉　浩）

先ほども申し上げましたけど、私のように色々離婚歴があったりとか、中高年、シニア層の方々も、やっぱり将来は屋久島で健やかに過ごしたいということで、色々意見を聞いておりますので、これも、私も30年以上、地域で色んな声を聞いておりますので、今後も担当課と相談しながら、私も提案をしていきますので、前向きに御協力をお願いいたします。

これで、私の婚活についての質問は終わらせていただきます。

次に、２番目でございます。ふるさとの絆をつなぐ広報施策の検討について。

本町には、関東屋久島会や近畿屋久島会を始めとする、故郷屋久島を離れて暮らす出郷者の皆様による親睦団体が存在し、長年にわたり、ふるさとの絆を大切にしながら活動を続けてこられました。しかし、近年では、会員の高齢化が進むとともに、新規会員の獲得が困難になっているという課題を耳にしております。

つきましては、町として、町報やくしまや公式ホームページ等の広報媒体において、

こうした出郷者団体の活動情報を掲載することは可能か、また、そのための基準や手続の整備を検討いただけないか、当局の見解を伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

町報やくしまにおいて、これまでも出郷者に関する情報を始め、出郷者会が開催をされた記事は掲載をしてきております。屋久島に関係する情報を広く発信していくことは重要な役割と認識をしており、発行時期によっては、紙面の枠の関係がありますので、早めに掲載依頼をいただければ、出郷者に関する情報も引き続き掲載をしていきたいと考えております。

○１番（渡邉　浩）

ただいま町長から、町報やくしまの掲載については前向きな答弁をいただき、感謝申し上げます。

私は、平内区長時代に一度、東京八幡会に参加し、また議員時代にも一度、昨年は関東屋久島会にも出席させていただきまして、今回の一般質問に当たり、現関東屋久島会の会長に色々お話をさせていただきました。現在、関東屋久島会は会員が約65名で、そのうちほぼ会員が65歳以上で、若者が２％ということでありまして、会自体も存続の危機にあるということで、今回、私に御相談があり、一般質問をさせていただきました。

ただいまの町長の答弁により、出郷者の親睦団体の活動をしっかりと支援したいとまいります。報告ができると思います。ありがとうございました。

これで、私の質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩　　午前１０時２１分

再開　　午前１０時５０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、６番、相良健一郎議員に発言を許可します。

○６番（相良健一郎）

皆さん、お疲れさまです。６番、相良でございます。この時期、県道沿いにアジサイの花が咲いております。アジサイの花は土壌によって色が変わるといわれております。豆知識として、皆さんも覚えていただければ幸いでございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、１、町道・農道の管理について、２、

ふるさと納税の返礼品についてを質問したいと思います。明確な回答を期待しております。

１、町道・農道の管理について。

現在、町道・農道の維持管理をどのように行っているかお伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

相良健一郎議員の質問にお答えをします。

町が管理する町道及び農道の維持管理等につきましては、建設課土木係を中心に現状把握に努めており、道路維持管理作業員等を北部地区担当及び南部地区担当にそれぞれ３名を配置して、その維持管理を行っているところでございます。

道路施設の点検等につきましては、一定の頻度で定期的に巡回を行っているわけではありませんが、職員の業務において、それぞれが複数の現場を所管し、日常的に現場に出向く機会がありますので、その往復路は、道路施設の目視点検も心がけることとなります。補修等や改善が必要な箇所が判明した場合には、都度対応していることを申し上げておきます。

ただ、現状においては、町道等の維持管理に関する対応の多くは、議員の皆さんや各集落区長の情報や要望を始め、直接、住民から寄せられるものが大半でございまして、このような通報は、住民の生活に密接に関わる困り事情報でありますので、通報を受けましたら直ちに現場を確認して、対応策を検討することとなります。

具体的な対応として、軽微な作業で解決するものであれば、道路維持管理業務作業員が即時対応をし、即時対応が不可能な場合には、状況に応じた期間をいただき、適切な事務手続を踏まえた上で、補修工事等により対応することとなりますので、その辺りは御理解をいただきたいと思います。

いずれにせよ、今後におきましても、住民の皆さんが道路施設の使用において不便を来すことのないよう、また、危険性が高い箇所がある場合はその原因を除去するよう、安全な道路施設管理に努めてまいりたいと思っております。

○６番（相良健一郎）

ありがとうございます。なぜこのような質問をしたかというと、次の２番目にも出てくるんですが、町道・農道を通ったときに、どうしても危険箇所を私が感じております。町長もミカン畑があると思いますが、危ないなと思ったこともあると思います。

確かに答弁でありました、区町や町民の要望があり、また、職員の巡回等で補修等、改善等を行っていると。屋久島島内の県道100㎞、でも町道・農道になると100㎞以上あると思っております。町道・農道については生活道の一部ということで、町民が使われ

るわけですから、そこら辺をしっかり今後もしっかりとした対応をしていただきたいと思っております。

そこで、建設課長でいいのですが、実際、今、課で危険箇所、要望、何か所ぐらいあるかお聞きします。

○建設課長（内田　剛）

お答えいたします。

通報や要望を受けまして、その都度対応をすることとしておりますが、新設や補修で何件残っているとか、そういった累計までは管理はしておりませんが、町道及び農道とも年間十数件、例年、そういった要望、補修等をしている状況にございます。今年度におきましては、現時点で町道においては、四、五か所を把握しているというような状況にございます。

以上です。

○６番（相良健一郎）

建設課の努力があって、年間も少ない要望だと思います。今後、今から台風の時期や大雨災害等がありますので、それはもちろん災害に当たると思いますが、軽微な整備はやってほしいと思います。御苦労さまです。

では、２番目の次の質問に入ります。危険箇所のガードレール等の設置について伺います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

危険箇所のガードレール等の設置状況でありますが、先ほど申しましたとおり、建設課に寄せられた情報により、現地を確認の上、防護柵等の新設や補修を行っているのが実情であります。

軽微な事案において、比較的短期間で対応が可能なものにつきましては、道路施設の修繕という形で建設業者に発注をしております。場合によっては、それ相応の予算と施工期間を伴うことも想定しておりますので、そのようなケースでは、集落内整備工事費、あるいは、町内危険箇所整備工事費を活用して対応することになります。

既存町道等の維持管理や改修する事業につきましては、国の補助事業等の適用が難しいため、町費あるいは起債を用いて、限られた予算による対応を強いられることになります。

町内の道路網の状況は、議員も御承知と思いますが、通学路でありますとか、危険性の高い箇所などを中心に道路施設の状況をよく把握しながら、緊急度、優先度等をしっかりと判断をして、今後も道路を使用する町民の安全性向上に努めてまいりたいという

ふうに思っております。

○６番（相良健一郎）

この質問に当たりまして、今年の３月頃、車が落ちたという連絡がありまして、車を引き上げる業者がいないかということでした。私も現場を見に行きましたら、多分町道だったと思います、県道じゃないので町道か農道だと思いますが、軽自動車でしたが、法面のところに引っかかった状態で止まってありました。そこにガードレールがあったら止まっていたんだろうなと。幸い大きな事故には至らなかったのですが、ちょっと押すだけで多分川底に落ちたという例がありました。

そこで、やはり運転者によっても違うんでしょうけども、そこで、もし大きな事故があったら大変だということも感じております。慣れない道を、この方は島外者の方で観光客でした。慣れない道でよそ見もしていたかもしれませんが、もし屋久島に来て、そういう事故がないようにしていただきたいということでこの質問をしておりますが、また、実際、民宿等は県道沿いにあるところだけではないです。

町道を通って、そこに宿があるということもありますので、そこはやっぱり島内の方はその危険は承知で、危険箇所はある程度、認識はしていると思いますが、島外の観光客にとっては分からないということもありますので、そこら辺はしっかりとガードレールの設置を、危険箇所を確認してつけてほしいということです。

それと、また、観光地に行く町道につきましては、ガードレールはあるもののボルトがついていないと。これについて、見苦しい、また危険性もあるということで思っておりますので、そういうこともあり、やはり危険箇所は、危ないところについてはガードレールの設置が必要ではないかということなんですが、いかがでしょうか。

○建設課長（内田　剛）

町道等の管理につきましては、町長から答弁がございましたように、通学路、それから観光ルートなど、町道において危険な箇所があれば、歩行者の保護のために安全管理に今後も努めたいと思っております。

また、相良議員が御指摘のとおり、ガードレールの脱落でありますとか、ネジの緩み、腐食の著しい箇所、そういったところもいま一度確認しまして、配下の職員にも注意喚起して対処したいと思います。

以上です。

○６番（相良健一郎）

ありがとうございます。また、町道・農道については、生活道の一部となっておりますので、当然、安全を確認しながらやってください。また、予算が伴うことがありますので、今、町長の答弁がありました、優先順位を持って、スピードを持って対応していただきたいと思います。どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

今、おっしゃるように、道路整備、あるいはガードレール等は、全て危ないと思うところにつければ一番安心安全なんですけど、なかなかそういうわけにもいきませんので、優先順位をつけてやってきている。ですが、合併前からずっとやってきているガードレール等も相当古いものがあるのは事実です。ですから、そういうものは早急に点検なりをさせて、やっていかなければいけないというふうに思っております。

今、高齢化で、旅行に来られる方だけじゃなくて、地元で農作業に行ったりする方たちも、そういう危険性がある箇所も数か所あるようにも聞いておりますので、そういうものは課内で協議をして、適時対応させていきたいというふうに思います。

○６番（相良健一郎）

その件につきましては、大きな１番についてはよろしくお願いいたします。

では続きまして、次の質問に入りたいと思います。ふるさと納税の返礼品について。

私もホームページで見ました。人気があるのは焼酎、果樹類、また海産物等が人気です。また、今年度より水迫ファーム、畜産が屋久島牛ということでやるということも聞いております。大変いいことだと思います。税収が増えることだと思います。屋久島は世界に行っても、当然日本もですけど、ネームバリューがものすごく高いので、ますます今後、増えるんじゃないかと考えております。

そこで、個人事業者で小物等を作成している方が多々いらっしゃいます。そこの底上げといいますか、小規模でお茶も営んでいる方もいらっしゃいますので、そういう方々を集約していただき、屋久島オリジナル箱として出品ができないかをお伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

本町のふるさと納税である屋久島町だいすき寄附は、平成20年度に開始以降、年々寄附額は増加し、令和６年度は約６億5,100万円となりました。この場をお借りして、御寄附いただいた皆様へ感謝を申し上げます。なお、寄附に伴う返礼品件数は焼酎が最も多く、次いでタンカンとなっています。

議員御質問の屋久島の特徴的な物産品を詰め込んだ小物セットは、ふるさと納税返礼事業者として登録をすることが困難な小規模事業者の物産品を集め、１つのセットにし、返礼品として取り扱えないかという趣旨の質問と認識をしています。

ふるさと納税の返礼品を出品するためには、地場産品を作る事業者として事前に登録が必要で、その地場産品は、地域内で生産・製造されているかなど、総務省が定めた基準を満たしているか審査が行われます。そのため、議員から御提案いただいた詰め合わせセットを返礼品として取り扱おうとする場合、誰かが代表として事業者登録をする必

要があります。

円滑に複数の出品者を取りまとめるには、どのような事業者の形があるか、他自治体の状況等を把握し、商工会や観光協会を通じ、声かけをしたいと考えております。

町内には、魅力ある地場産品がまだまだ多くあります。ふるさと納税をきっかけに屋久島の産品を知っていただけるよう、周知に取り組んでまいりたいと思っております。

○６番（相良健一郎）

今、町長の答弁の中で、誰かが代表者として事業者登録をする必要があると言われましたが、確かに小規模事業者の皆さんの努力も必要だと思いますが、現状としてなかなかできるものではないと考えます。そこで、やっぱり行政として手を差し伸べる必要があると考えますが、担当課長でいいです、その点はいかがでしょうか。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

こちらのほうとしましては、今、町長が答弁をしましたように、ふるさと納税の返礼品事業者登録の周知のほうも色々としてはいるところなんですが、今、町内に1,200品の返礼品があります。これをさらに増やしていくということが必要だと思っておりますので、担当課としましても、先ほど町長の答弁にありましたように、商工会ですとか、観光協会ですとか、そういったところにも声がけをしていきたいと思います。

また、登録事業者になるときに分からないことがあれば、うちの中間事業者であるＪＴＢのほうで色々と問合せをしていただくと、回答できることも多いと思いますので、この登録事業者ですとか、ふるさと納税の返礼品事業者になっていただけるような周知をこれからも取り組んでいきたいと思います。

○６番（相良健一郎）

ちょっと今、引っかかったんですが、商工会や観光協会を通じて声かけをしたいという回答がありましたが、過去においてそのような声かけ、実施等行ったか、担当課長でいいです、お答えください。

○観光まちづくり課長（有馬照幸）

会のときとか、そこに呼ばれて出席をしたりですとか、私のほうでお伺いして話をする機会があれば、できるだけ御協力いただけるようなお話というのはしていっているというつもりではおりますが、まだなかなかお話だけで済んでいるところもあるかもしれません。ですので、もう少し機会を捉えて、周知のほうに取り組んでいきたいというふうに思います。

○６番（相良健一郎）

これをきっかけに周知をしていただいて、小規模事業者の方々の底上げをしていただきたいと思います。

町長、今の答弁の中で、屋久島独自の集約したオリジナル箱を、今の考えでいいので

つくりたいかどうかをお聞きします。

○町長（荒木耕治）

議員が一般質問されたということは、そういう声が地元にあるということでしょうから、できれば、そういう声に応えられるようにつくっていきたいというふうに思います。

○６番（相良健一郎）

ありがとうございます。期待しております。

もうこれで終わりなんですが、今後、少しでもふるさと納税が増えるように、もちろん町民、行政、私ら議員を含めて知恵を出し合っていきたいと思いますので、観光まちづくり、また町長を含めてよろしくお願いいたします。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時１０分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、４番、中馬慎一郎議員に発言を許可します。

○４番（中馬慎一郎）

お疲れさまです。４番、中馬慎一郎です。議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問のほうをさせていただきます。

今回は、１つ目、地域防災計画について、２つ目、成年後見制度の見解について、３つ目、屋久島山岳部環境保全協力金制度の見直しについてでございます。

まず、１つ目の地域防災計画についてでありますが、皆さんは自宅にどれくらいの備蓄食品などをそろえていますか。私はガイドという仕事をしているので、常にアルファ米という米を通常ですと大体４つから５つ持っています。それ以外に米を小袋に入れて小分けにして置いているんですけど。

なぜそういうことを言ったかというと、先月５月に鹿児島に行ったときに、鹿児島の港の近くに防災アンテナショップというのがあって、そこ、カフェと雑貨のお店なんですが、暮らしの防災アドバイザーという方が経営していました。普段から日常で使っているものを被災所で使うということが、すごくストレスの緩和になるんだということをおっしゃって、なるほどなと思ったんです。

やっぱり災害時に避難する施設で、普段と違うものを食べたり、違うことをすることがどれだけストレスになるかというのをその方が教えてくれました。家で普段使わない

ものを避難所で使うというのは確かに抵抗があるので、普段から避難所でも使えるものを家でも使っていこうかなと思って、そういうのも防災の取組になるかなと思って、少しずつ勉強しているところです。

１つ目の質問の防災計画についてですが、国が示す南海トラフの臨時情報の避難指示が出ます。その際の町の避難行動指針の整合性は取れていますかという質問です。

具体的に言うと、避難指示が国から出されても、避難行動指針というのが、臨時情報が出た際に事前避難対象地域に限られた避難であるということになっていて、実際、屋久島町などはその事前避難対象地域には指定されていません。そのために、避難するのか、しないのか、また、その後の行動をどうするのか、町が何かそういう指針を持っているのであれば教えてほしいなと思いまして、質問に代えさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

中馬慎一郎議員の質問にお答えをいたします。

南海トラフ地震臨時情報につきましては、南海トラフ全域を対象に、地震発生の可能性や高まりについて気象庁よりお知らせするもので、調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意、調査終了の４つのキーワードで発表をされます。令和６年８月８日、宮崎県日向灘を震源としたマグニチュード7.1の地震において、臨時情報の巨大地震注意が初めて発表されました。

本町においては、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域における地震及び津波からの防護、円滑な避難・救助等に関し、地震防災対策の推進を図るため、南海トラフ地震防災対策推進計画を地域防災計画に盛り込んでおります。

この計画につきましては、国の中央防災会議において策定する同計画の内容を踏まえた形で作成しており、避難指示等の基準や防災体制についても、おおむねこの計画に合わせる形で整合性を図っております。

また、国の計画等に変更や修正が生じた場合には、本町防災会議において地域防災計画書への反映を行っております。

○４番（中馬慎一郎）

昨年の８月、そして今年の１月と、事前避難情報が出されておりますが、具体的に例えば、昨年の８月などに起こった地震の後に、そういう情報が出された後に、町の管理施設である海水浴場の閉鎖とか、そういったのは町で、今、指針はどうなっていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

各所管する課のほうで対応してもらうんですが、まずは、総務課のほうで確実な情報

を得ながら、各課に指示をするような形で体制を取っていきたいという形で、今、担当と話しているところです。

○４番（中馬慎一郎）

南海トラフにおける屋久島町の災害予想というのが、もう県から出されておりますよね。その中で、この事前避難の地域の対象にはなっていないんですが、屋久島町の最大波高は12メートルを超える高さと、そしてまた、時間は49分とありますが、特に、屋久島東部地区には避難に時間を要する、例えば、要支援者の方々とかいらっしゃいます。そういった方々の支援に時間を要する方々や海辺に近いところで活動している方々に対しては、何かしら事前の避難行動を促すような町の指針があってもよいかなと思うのですが、その辺りは、検討はいかがでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今現在、町の防災計画の中では、南海トラフ臨時情報の各種情報が出た場合には、地域防災計画の第５編第５章で、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震等の異常現象が観測された場合は、30分以内に調査中という情報が発令されるようになっています。それに伴いまして、本町は、調査中という形で発令された場合には、情報連絡体制という体制を整えることとしております。

この体制の中で、情報連絡体制の設置、町民への周知・広報をどのようにするかをここで判断したいというふうに考えております。まずは、その中で取り組んでいきたいと思っているところです。

○４番（中馬慎一郎）

それでは具体的に、例えば、８月の前半、１日、２日にこういう情報が出て、ご神山祭りとか、そういったのは開催するべきだと思っていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

瞬時に正確な情報を集めまして、やはり危険度が高いというふうに判断した場合には、まずは主催者にも了解を得ないといけない部分がありますが、状況に応じては町のほうで判断して、そういう形で非難指示等があり得るというふうに思っております。

○４番（中馬慎一郎）

昨年の８月でも、全国の各市町村で対応にばらつきがあったものですから、その辺は屋久島町でも、やはり指針があれば、指針を事前に出しておく必要があるなと思いました。私も、海辺で活動することが多いんですが、ガイドや漁師さんたち、海辺で活動する人たちの中でも、行動にばらつきがあったりというのもありましたので、町としてやはり統一した見解というのをしっかり持って、早めに情報を出していただければなと思います。

昨年の一般質問で、要支援者の個別計画の作成状況について質問したのですが、その

後、個別計画は作成されたとは思うのですが、そういった要支援者の方々の避難に関わる事前避難というのはどうお考えか、お聞かせください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

昨年の６月の定例議会に、中馬議員のほうから御質疑があったと思いますけども、その後、昨年度、災害時に支援を必要とする高齢者等の同意をいただいた方、144名の個別避難計画というのを年度末までに作成をしたところです。ただ、これから近々なんですけども、各区、消防分遣所、警察署、社協などの関係機関へ情報を提供することとしています。

各集落におきましては、支援の必要な方の避難、または、孤立対策等に活用していただけるものというふうに思っております。

以上です。

○４番（中馬慎一郎）

その方々は臨時情報が出されたら、事前に避難することも想定し得ると思っていてよろしいでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

なかなかこの方たち、１人で避難というのはできないという方になりますので、また周囲の共助、公助は最後になりますけども、互助・共助、そういうことで避難をしていただくということになろうかと思います。なので、集落で避難訓練とかされるところはあると思いますので、そういうときにこういう名簿を活用して、避難の訓練を日頃からやっていただければいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○４番（中馬慎一郎）

そういう要支援者の方々がやはり誰かがいないと避難できないという、時間も人の労力もかかるわけですから、事前避難の対象ではないんですが、やはり臨時避難情報が出た際には、町も何かそういったことを気にかけて、避難場所の確保とかそういったものをしっかりそろえて、そういった方々がまず先に避難できるような体制をつくるべきではないかと思っていますので、今後の検討にしてもらえればと思います。

続きまして、この災害に対する激甚災害における復旧体制と孤立対策についてお伺いします。

屋久島町では、南海トラフの地震発生時に、津波による家屋全壊が110軒、半壊が280軒と予想が出ております。こういった方々の家屋をいかに早く復旧して、元の状態に戻るかというのも、そういう復旧体制をすぐにできればいいのですが、屋久島町は残念ながら、そういう支援の道がなかなか届かない可能性が高いです。

これは、能登半島の地震の動きを見ていれば分かるとは思うんですが、孤立したこの

孤島、屋久島で、外からの支援がなかなか届かないという状態が長く続くと思います。そういったときに、いかに屋久島町の中で、屋久島にいる人材で、家屋の全壊や半壊の調査をして、一刻も早く復旧に向けて進めるのかという、具体的な方策は、今、話し合われているのかどうかお伺いします。

○町長（荒木耕治）

激甚災害時の復旧体制や孤立対策についてお答えします。

激甚災害は、災害対策基本法で定義をされる災害のうち、国民経済に著しい影響を及ぼし、被災自治体への財政支援や被災者への援助が必要と判断される災害となっており、本町では直近５年間での局地激甚災害の指定はございません。ただし、昨今の線状降水帯を伴う大雨や昨年の台風10号のような猛烈な台風など、激甚指定を受けてもおかしくないレベルの自然災害に見舞われているのも事実であります。

激甚災害の復旧体制につきましては、本町地域防災計画書にも記載していますが、指定を受けるような大規模な災害が発生した場合は、直ちに被害状況の把握に努め、災害事業復旧計画をつくることとなります。また、被災された方々へも、その痛手から速やかに再起し、早期に生活の安定が図られるよう、生活相談や弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置などの支援などの対策を行ってまいります。また、各種の災害時相互応援協定などに基づき、関係機関の御協力を得ながら、迅速な復旧に努めたいと考えております。

孤立化対策についてですが、本町地域防災計画書において、鹿児島県の孤立化集落対策のマニュアルを基に、孤立化の未然防止や孤立化した際の対応等について記載してあります。本町は、迂回路に乏しい集落なども多くございますので、鹿児島県や各防災関係機関、集落の自主組織等を含め、避難体制やインフラの確保等、一体的な取組を推進し、地域の安全確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

○４番（中馬慎一郎）

それでは、具体的に聞いていきますが、家屋の損害を国の補助によって再建していくための支援金、被災者生活再建支援金の交付に当たっては、町が証明する罹災証明書が必要とあります。この証明書を発行できるのが、応急危険度判定をできる調査を行った後となりますが、この調査ができるのが、役場、屋久島町でいうと建設課になりますよね。

建設課、もしくはその専門的な知識を有する職員とありますが、こういう甚大な災害が起こったときに、屋久島町の役場の方々がどれぐらい動けるかというと、なかなか動けないと思っています。当然、ここも被災地になるし、安房、宮之浦、大きな東部地区のエリアがかなり災害に被災されたときに、どこまでそういう応急処置に回れる活動できる職員がいるかというと、なかなか時間がかかるのかなと思っています。

そのためには、そういったことができるように、専門的な職員を一人でも多く増やすということで、その教育・育成の必要があるとは思いますが、その辺り、何か総務課、もしくは建設課で検討されていることがあれば教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

被災の状況をまず確認するためには、鹿児島県被災建物応急危険度判定要綱に基づいて判定されることになります。震災があったときに、まずは、これは津波というよりは、地震によって危険度が高まった建物に入れないときに、赤紙という形でするものであります。これについては、こういう受講者修了証明書を持っていないとできないというようになっているようです。

ただ、本町の中では、実数は把握していないのですが、建築士の方が10名程度しかいないので、持っていても10名程度かなと思っているところです。判定をするに当たっても、やはり10名が足りない部分がありますので、この防災計画の中で、まずは今15の協定を結んでおります。

この協定に基づきながら、まずは鹿児島県のほうに、やはり離島でありながらも報告をし、依頼をする。鹿児島県のほうから、鹿児島県建築士会等に依頼をする。鹿児島県で対応できない場合は、全国レベルで引いていくという中で、ヘリ等で屋久島に来ていただいて判定することになるのかなと、今の中では思っているところです。

○４番（中馬慎一郎）

県や国の支援がすぐに来れるとは私も思っていないので、今の質問をしたところです。

町内にいる建築士の方々がいるのであれば、そういった方々とも協定というか、何か十分な協議をして、今、先ほど私が言いました家屋全壊が110軒、半壊280軒という予想がエリアごとに出ているのであれば、そこの割当てを何か検討して、いつでもそういう体制が取れるような方策が必要かなとは思いました。今、島内の建築士の方々とは、まだそういった話はされていないんですよね。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

今回の御質問を受けまして、この建設課を通じて、現在の屋久島町の建築士会の在り方を聞いたところ、名前の登録であって、組織的な動きがないということでありましたので、今回の御指摘を受けながら、建設課の建築士等含めて、今後、どのような形で対応することが好ましいのかという部分を進めていきたいなと思っているところです。

○４番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。孤立という状態がやっぱり予想される中で、一刻も早く国や県の支援が届いて、物資が届いて、復興に向かって早く進めばいいとは願うんですが、やはり能登半島の復興の遅れというのは、屋久島町のそういう状態を示してるんじゃないかなと感じていますので、そういったことを想定して、防災計画などをまた検討して

もらえればなと思います。

次の質問に入ります。成年後見制度についてお伺いします。

この制度は、判断能力が不十分な人の法的や経済的な権利を守るために、2000年に国が作成し、各市町村で普及を進めています。令和５年度においては1,070の市町村、鹿児島県においては28の市町村が、この制度の支援事業計画を作成しており、屋久島町においても、今現在、独居の高齢者の方々や、また将来を不安に思う障害者の方々、またその家族が増えてきているのではないかと思います。

身内や親戚などが身近にいない方々にとって、安心して財産や資産の管理を任せられる国の後見人制度の本町において近々な課題だと感じておりますが、本町の御意見をお聞かせください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

成年後見制度については、平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律の中で、市町村は、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めると規定をされており、努力義務ではありませんが、県内においても多くの自治体で計画を策定、また策定を予定している状況にあります。本町においては、今年度、屋久島町成年後見制度利用促進基本計画を策定し、本町における成年後見制度の利用を推進していくこととしているところです。

また、成年後見制度の利用が必要な低所得の高齢者等に対しては、平成28年に策定しました屋久島町成年後見制度利用支援事業実施要綱に基づいて、必要な援助を実施してまいります。

○４番（中馬慎一郎）

私がこの話を島民の方からちょっと御相談を受けて、担当課の職員や包括の方と話をしたときには、まだそういう制度のことが立ち上がるという話が出なかったもので、今回、質問をさせていただいたんですが、いつ頃から始めるという予定でしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

先ほど町長の答弁にもありましたけれども、基本計画については平成７年度で作成するということです。ただ、平成28年度に成年後見制度を利用することが有用であると認められる認知症高齢者、知的障害者、精神障害者で、成年後見制度の利用に要する費用について、補助を受けなければ制度の利用が困難であるという方について、屋久島町においては、先ほど町長が申しました屋久島町成年後見制度利用支援事業実施要綱というのを定めまして、この中で申立てに要する経費、いわゆる登記料とか鑑定費用、こういったのがかかります。

そういったもの、また後見人等への報酬の全部、または一部を助成するということをしておりますので、この制度を活用していただくということになると思います。これ、実施主体は屋久島町で、国・県の補助事業でございます。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

福祉支援課長、冒頭、年度を間違っています。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

すみません、失礼しました。基本計画については、令和７年度です。申し訳ありません。

○４番（中馬慎一郎）

ほかの市町村を見ても、高齢者の場合はこの補助が、国が38.5％、県市町村が19.25％、そして、保険で賄うと。そして、障害者の方は、国が２分の１、県と市町村が４分の１となっておりますが、屋久島町も大体そういう割合で補助をするということでよろしいでしょうか。これは、高齢者の後見人制度と障害者の後見人制度は、課をまたぐという考えなんですか。それとも、福祉支援課でやることなんですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

先ほどの負担割合については、町が、国・県からもらう補助の率、高齢者については負担割合ということで、今、議員おっしゃったようになります。障害者関係の場合は補助ということになって、国が２分の１、町と県が４分の１ということになります。

福祉支援課で、障害者、知的障害者及び精神障害者関係は担当して、高齢者、いわゆる認知症の高齢者については、健康長寿課のほうで担当するということになっております。

○４番（中馬慎一郎）

鹿児島県では、市町村が直営でその事業の事務局を賄うのが11、あと一部委託が２、社協などへの委託が残りとなっておりますが、屋久島町はあくまでも直営でやるということで、高齢者の場合は、認知のある高齢者の場合は健康長寿課で、それ以外の障害者の方は福祉支援課でやると、窓口になるということでよろしいですか。分かりました。

今でも実際こういう相談が、ほかの市町村に比べて屋久島町が多いか、少ないかはちょっと分からないんですが、実際、昨年辺りから件数はどうなんでしょう。増えていると思ってよろしいでしょうか。どちらでもいいんですけど、お答えください。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

町でその後見制度を利用したというのは、最近、町長申立てという形になりますけども、今年に入って障害者関係で２件発生しております。それまで、以前については、私が来てからも、おそらくその前も、そういう申立てはないと記憶しております。

以上です。

○４番（中馬慎一郎）

この後見制度、利用者の負担も非常に大きいことから、今みたいな財政的な補助があるなら、早く運用してほしいなと思っております。またその業務内容、成年後見人に対しての依頼された方々の業務内容の情報がやはり不足しているという不安の声も上がっているので、そういった利用者の不安を取り除くためにも、窓口のほうでしっかり情報を伝達して、広報や啓蒙活動などを実施していただければと思います。

もう一つ、この制度の中で、市民後見人の育成も補助が出ると書いていますが、その辺りは、屋久島町はどうお考えですか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

市民後見人、屋久島町については町民後見人という形になると思いますけども、今度の７年度で基本計画を作成する中で、そこについては、養成研修の実施についても検討していきたいというふうに考えております。

○４番（中馬慎一郎）

令和７年度内ということなので、来年の２月ぐらいにはということでよろしいでしょうか。

○福祉支援課長兼福祉事務所長（日髙孝之）

今年度中に計画を策定するので、その中でということで、研修の実施まではその後ということになるかと思います。

○４番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。そういう制度を待っている方々もいると思いますので、ぜひ一日も早い制度を計画して、策定して運用していただければと思います。

続きまして、山岳部環境保全協力金制度の見直しについてお伺いします。

同制度が成立して10年が経過しました。この現状の管理体制や、今現在、不足する協力金制度の財政を一般財源から確保して行っているこの現状に対して、もうそろそろ見直す時期ではないかなと思っております。まずは率直に、町長の見解をお伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金は、世界自然遺産地域を始めとする屋久島の山岳部の自然環境を将来にわたって保全するため、山岳部に入山する者や自然環境保全の取組に賛同する者の協力により、トイレや登山道等の利用施設の維持管理と安心で安全な自然体験の環境整備を行うことを目的に、平成29年３月から導入をされた制度です。令和６年度は3,208万996円の協力金が寄せられ、山岳部の環境保全、特に山岳部し

尿搬出に要する経費を賄うことができています。

しかし、屋久島山岳部保全利用協議会運営負担金を含め、必要な全ての経費を協力金だけでは補うことができず、不足する財源については、町の一般財源で補塡している状況であります。そのため、屋久島山岳部保全利用協議会においても、町の一般財源補塡の額の減額に向け、収受率の向上による歳入増加や事務の効率化による歳出削減などの検討を進めているところです。

特に協力金の収受状況等の課題を整理する中で、荒川登山バス利用者の収受率に比べ、登山バス以外での入山者の収受率が低い傾向と見られることから、協力金の納入場所や納入方法等を改善する点がないか、見直しや検討を行っている状況です。

また、大株歩道の特定自然観光資源指定への協議が進む中で、立ち入るための事前講習事項の必須化や立入申請システムの構築などが検討されており、これらの経費負担も考慮した、指定後の協力金の金額や在り方についても検討する必要があると考えておりますので、多くの方々に末永く協力していただける制度となるよう、屋久島山岳部保全利用協議会の構成団体と協議を重ねてまいりたいと思っております。

○４番（中馬慎一郎）

この協力金に対して、私も何度か質問させていただきましたが、やはり町の一般財源がそこにあてがわれて運用されているということは、本来、その財源が町にとって大事なほかの町民の方への福祉サービスにつながったり、また、里の観光、自然環境にも使われていくべき財源が、山に使われているということになっています。

協力金の収受の在り方や回収方法など挙げられましたが、例えば、淀川登山口での回収も、これも確かにおっしゃるとおりで見直さなければいけないのですが、それだけで、この協力金制度がうまくいくとはなかなか思えません。やはり抜本的に協力金制度を見直す必要があるのではないかなと考えています。

そこで、こういう協力金に対して、そもそも国の国立公園とか国有林内で起きているこういう管理制度ですから、町長の率直な意見としては、これはもっと国に責任を追求して、包括的な支援を求めて、その中で町と協力していったほうがいいとお考えなのか、それとも、町がやはり利用者負担をもっと強くして、この制度をある程度、町でもしっかりかじ取りをしていくべきだと考えているのか、町長はどちらがいいというか、お考えを持っていますか。

○町長（荒木耕治）

議員がおっしゃるように、私は当然、国が制度をつくってやるべきだというふうに思っていますし、今、あらゆるところでそういう話を今現在もやっているところです。

○４番（中馬慎一郎）

議会も昨年、おととしと、国に対して包括的な支援を求める意見書を出させていただ

きました。国へ対して、国が管理する国立公園や国有林の管理体制について、町だけが負担するというのは、私もおかしいと思っています。ですから、国がしっかり支援をしていくために、町がどれだけ国に対して支援を要求できるかというのを、抜本的なやっぱり数字をしっかり持たないといけないなと思っています。

これから、屋久島町が空港延伸化に伴って、外国の方や国内外からたくさんの方が来られるという屋久島になっていくという将来を見据えて、屋久島町の観光ビジョンの中に、しっかり観光客数や山岳部の利用者数を決めて、その中でこれだけの財源が必要なんだと、管理するためには必要なんだということを訴えて、国と一緒にこういう包括的な体制をつくるべきだと思っています。

ただ、それでも国だけでは賄えない、管理体制の地域への経済活動を盛り上げるためにも、山間部に来たお客様をいかに里に充実させて回して、屋久島全体が盛り上げるためには、里のインフラ整備もしていかないといけないと思っています。そのためには、山岳部で集める、また国から補塡される協力金だけ、国の補助金だけでは、里の観光サービスはとても賄えないです。

今現在、春田浜の海水浴場もまだ建屋が壊れたままになっていますし、インフラ設備でいうと、外国語の案内板もまだまだ足りないです。そういったものを町が一般財源から出していくのはもちろんそうなんですが、今、ほかの市町村では利用者負担ということで、入湯税や宿泊税も検討して、もう既に12の市町村が宿泊税も導入されていると伺っています。

以前、こういう議会の中で、宿泊税は、町長はしないとおっしゃっていました。宿泊税にしても訪問税にしても、それはそれで一長一短ありますので、それが絶対正しいとは私もここでは言い切れませんが、どちらにしても町の一般財源では、これから将来来る観光客に対して満足のいくサービスをするためには、今の協力金制度、または国の補助制度だけではどうしてもできないとは思っています。

ですから、もう少し協力金制度を見直した収受体制、稼ぐ体制が必要ではないかなと思っていますが、町長はその協力金制度と町のこれからの観光を力を入れていくために、具体的な財源の確保についてお考えがあればお聞かせください。

○町長（荒木耕治）

先ほども申しましたけど、基本的には、国に世界自然遺産登録地域は財政的な支援をするという、私は自然遺産登録をやって20年目、10年前に、屋久島からのメッセージというのを発信をしました。そして、私どもだけではなくて、そのときは４地域でしたから、知床、白神、小笠原、４地域と一緒になって世界自然遺産ネットワーク協議会というのを立ち上げました。

これの元々の狙いというのは何かというと、財政支援ですよ。国に対して４つの地域

に、これ、どこの町村をとっても財政的に豊かなところは、自然遺産の登録地ではないですよ。そしてそれに、押し寄せてくる観光客に対して、町がそれをやっていけというのはとても難しいことです。

だから、その当時、もう10年近くになりますかね、立ち上がったときに、ちょうど今、小泉進次郎が環境大臣でした。そのときはみんなで８人でしたから、首長が、８人で環境大臣のところへ行って、そういうものも直接申し上げたこともございます。

ですから、国に一方ではそういう、今、詳しくはアメリカの国立公園に対する国の考え方というのが日本と違うみたいで、国立公園に対して、要するに資金的な援助をやっているというものもあるようには聞いてますし、ですから、国がそういう面では、世界自然遺産に指定をされた地域、あるいは、そういうところはやるべきだというふうに思っておりますが、なかなかこれも、今、なることではありませんから、じゃあ現実的に今をどうやっていくのかということ。

ですから、山岳部保全利用協議会のこの制度も10年前につくったわけです。ですから、今、言われるように色んなものがあるんです。ですから、ここは一遍見直すべきだというふうに考えております。例えば、山岳料金の料金を上げるとか、あるいは、こんだけインバウンドが多くなればインバウンド料金をつくるとか、そして、もうちょっと人件費を減らすには機械化、私でさえ、今、スマホで買物をする時代ですから、例えば、自然館のあそこに、要するに、今もう全部スマホで決済ができるような、そういう形にしていって人件費を減らしていくとか。そういうあらゆることを見直していかなければいけないというふうに思っております。

それともう一つ、宿泊税とか入島税とかという話もありますけれども、それはもう少し、私は慎重にやるべきだというふうに思っております。だから、少子化で働く人もいない、要するに労働力の不足というのもありますから、そういうものも含めて総合的に、これ、考え直していかなければいけない時期に来ているというふうに思っております。

○４番（中馬慎一郎）

ありがとうございます。先ほど、町長も御答弁あったように、これから２年後、３年後を目指して、特定観光資源、山岳部の特定観光資源をする中でもやはり利用料、システム料が必要になっていきます。

色んな形で協議する場があるんですが、やはりそういったものと今の山岳部の保全協力金を一緒になって考えていかなければいけない時期でありますし、空港の延伸が10年後、もっと早くなればいいとは思うんですが、なおさら早くこういったものを立ち上げて、しっかりした制度をつくって、将来に安心して暮らせる屋久島づくりを目指してほしいなと思っています。

ですので、検討する協議会の早期立ち上げを要望しますが、町長、その辺は早めによ

ろしくお願いします。よろしいでしょうか。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時30分から再開します。

休憩　　午後　２時１５分

再開　　午後　２時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、14番、渡邉博之議員に発言を許可します。

○１４番（渡邉博之）

御苦労さまです。日本共産党の渡邉博之です。通告に沿って、まず、前議会に続き、再度、航路問題で質問を行います。続いて、補聴器購入支援について、次に、新しい作物の探求について、最後、過疎問題の順で町長と議論してみたいと考えています。建設的な議論となることを期待しています。

３月議会で得た町長と共有した認識は、一つは、人と物資を安定して運べるフェリー屋久島２型の船の運行は絶対条件ということとともに、時間的にも早期に方向性を示すことが必要ということでした。フェリー屋久島２は、復帰直後、２度のトラブルで欠航、あと５年運行の不確実性を浮き彫りにするものとなっています。喫緊の現実性がより深化していることを改めて確認したいと思います。

もう一つ、私が提案した、町が運営する公社化構想について、現実性を備えているという認識も示されました。この構想は、思いつきで提案したというものではありません。その根拠は、フェリー２の後継航路について、新船を造る保証はどこにもない、利益のない事業に企業が参入することはないという業界のトップの発信に、将来への不安を強く感じたからにほかなりません。

町民の不安を一日も早く解消するためにも、さらに人と物資の交流が減少していく過疎の深化を見通したとき、最も安定・安心の航路は、公社化構想ではないかと考え抜いて提案したつもりであります。そして、町がこの構想を中心に据えることは、業界と国・県に対し、堂々と対等に議論ができる同等の立場を確保し、なおかつ、業界などの一方的な動きを牽制する確かな力を持つことを提示したところです。

この問題解決の要は、町が主体性を持ってしっかりとその姿勢を示して動くこと、町民と情報を共有して、町民とともに力を合わせることにあると私は考えています。そこで、町長に最初の質問です。フェリー屋久島２の後継船について、３月議会以降、業界や国の動きなどに進展はなかったかどうか、その他の情報を含めお聞きしたいと思いま

す。

以上、最初の質問といたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

渡邉博之議員の質問にお答えします。

フェリー屋久島２の後継船の情報につきましては、現時点では進展した情報はありません。運行を再開してまだ２か月で多額を要し、岩崎産業との協定や指定区間のサービス基準にも影響する可能性があることから、やむを得ないと思うところです。

なお、市丸グループが、フェリー屋久島２の航路維持や設備改善、地域の持続可能な未来に向けた取組につなげるため、クラウドファンディングを実施し、580万円を超える寄附が寄せられたと公表しています。

このこともあり、５月23日に市丸グループを訪問し、船舶更新の進捗について確認をしたところ、関係者とも相談を続けているようですが、時期・規模などの具体的な情報を得ることはできませんでした。また、市丸グループ社長の考えにある中古のＲＯＲＯ船での更新について、私から、島民の利用や旅行者の多様な要望に応えるため、旅客船での更新もお願いいたしましたが、導入費用と維持管理費用の面から課題は多いとのことでした。

したがって、現在のフェリー屋久島２の延命措置が更新スケジュールにも影響することから、改めて、安全かつ安定した運行の継続のため、適切な点検と運用をお願いしたところです。

また、フェリー屋久島２の長期運休によって生じた、生活や事業活動への影響の再発防止と、基礎自治体だけでは対応が難しい代船と財源の確保について、国による船舶運行事業者への監督、指導、支援を充実いただくよう、要望活動を行うこととしております。

○１４番（渡邉博之）

屋久島２の航路は、現在、市丸氏と折田汽船が責任を負う部署ではあります。ただ、進展がないというか、やっぱり難しい課題があるということが語られたということでは、やはり厳しい現実があるのだということを認識させられることになると思います。

次の質問に入りますが、町長が目指す海の国道と言い続けているこの構想は、私自身は、業界が引き続き航路を運営して、そして、それに国が支援する、協力する、そういう体制づくりというふうに理解しているんですが、それでよろしいかどうか、改めて、その道を紹介していただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和７年第１回の定例会において、議員から同趣旨の一般質問があり、併せて、町が屋久島航路を担うべきではないかという提案がございました、第３セクターで。（発言する者あり）いやいや、第３セクターの話はせんかったけん。いや、もう２番目の質問でいいんでしょう、未来図を示せという。（発言する者あり）

それは、前回の議会でも申し上げましたけど、屋久島の今度の事故に関して、これは決して屋久島だけの問題ではないということで、全国的にやろうと、国にも要望をしますという、働きかけをしますということを申し上げました。

去る６月２日に、島根県は沖ノ島で、全国離島振興協議会の総会を開きました。そこで決議を３本つくりました。全国離島振興協議会通常総会決議というのが一つ、それと、離島交通政策の抜本拡充に関する特別決議、それと、今度は改正の有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法の改正・延長実現に関する特別決議、これは後でまたお目通しいただければいいですが、この通常総会の決議の中に、これはいっぱいあるんですけど、中身。

これ、毎年こういうのを国に出しているんですが、この中に、離島自治体の財政運営に必要不可欠な地方交付税措置を拡充するとともに、各種交付金を措置し、過疎債・返地債等を充当すること。それともう一つは、全ての離島航路を海の国道として位置づけ、離島航路補助制度の抜本改革を推進し、人流・物流を含めた運賃低廉化、船舶建造増進、船員確保対策、航路途絶時の支援対策など諸施策を拡充すること。これ、国の責任でやってくれということですよ。

関係人口の醸成及び雇用機会の拡充を図り、二地域居住を促進するなど、離島の地域社会維持活性化施策を推進すること。これは、この事故を受けて、全国の離島で起こるようなこと、補助航路以外のところですよ。補助航路はないですけど、これは複数航路があるところはこういうこと、現実として起こるわけですよ。

今、30年、40年の船が、もういっぱい走っているわけです、全国。ですからそういうことを、私が言っていることは、海の国道というのは、佐渡島と両津、そこにもう五十数年前、田中角栄が海の国道というのをつくっているんですよ、その当時。

何で海の国道かという、じゃあ、鹿児島から種子島、屋久島を経由して、国が道路を造ったらこれ、どんだけの金がかかりますかという話です。それは、私ども離島に住む島民というのは不公平じゃないですかというのがそもそもあります。ですから、道路を造る代わりに海路を道路として見て、その建設費を国が見たら莫大な金になるから、その分を運賃を安くしたらどうですかという話をずっとしてきている。それが海の国道と言われる、そもそもの話です。

ですから、私が将来像をどう思っているかという、屋久島の場合、屋久島は岩崎、鹿商海運と市丸、折田と２社あるわけですよね。私も、今まで何遍も話をしてきましたが、どうするんですかという。じゃあ、２社一緒になって船を造ろうという話も、コロナ前ではあるところまで行ったように聞いています。ですが、それも最終段階で駄目になった。

そうしたら、今度はコロナになって金がかかるから、今度は市丸の社長とこの間会ったときには、もうお客さんを乗せないＲＯＲＯ船、貨物だけ運ぶＲＯＲＯ船にするという話をします。これは船員も行けないし、今もう一方で船員不足というのもある。今、船員不足もあるから、今、日曜日をフェリー屋久島２は運休をしているというのは、船員不足もあるんですよ。

そういうのが色々あって、だけど、私が心配しているのは、この船はどっちかが必ず、屋久島の航路というのは造らなければいけないんですよ、この２社が。それは、高速船を走らせている以上、２日に一遍、100人の20台というカーフェリーを走らせなければいけないというのは、これはサービス基準でうたっているわけですから、これをやめるわけにはいけない。これをやめたら高速船もやめなければいけないですよ。ですから、高速船は黒字ですよ。黒字のところは走らせて、赤字のところを走らせないとおかしいじゃないですか。それを今、盛んに言っているんです。

ですから、議員が心配をするように、なくなる、あるいは５年後にどうするか。５年後に新しい船を造るには、もう今年中か来年の頭に発注しないと、船は出来上がりませんよ。ですから先般、話をしたときは42億円、今ぐらいの船を造ったらかかると言いました。私は、そんな大きな船は要らないと思っているんです。もう2,000トンぐらいの船で十分だと思っているんですよ。それが定期的に走れば。

ですから、そういう造り方を早く方針を出してくださいということは、今、申し上げている。ですから、もうここ１年以内には新船を造るのか、中古船を買うのか、そういう方針を会社に言っていくということです。

○１４番（渡邉博之）

いっぱい話をしてくださったと思います。私の時間がなくなるんで、（発言する者あり）いいです。

結局、そういう今、航路の構成の中で、やはり新船が造れないというところに、言ってみれば、今のフェリー屋久島２を運営する側のほうが財政力がないということになると思うんですね。財政力があれば、やっぱり造るんだろうというふうに思うんですが、私がずっと注目しているのは、当事者ではない別の岩崎さん、岩崎の社長が、企業は利益のない事業に参入しないと、こう言ったり、新船を造る保証はどこにもないと、こう言っている。これはどういう意味かなというふうに思ったんですね。

突き詰めたら結局は、私自身の考えですけれども、まさに業界こそ、公社化構想を望んでいるのではないかということなんですよ。そして、もちろん障壁はありますよ、サービス基準もあるんですけれども。しかし、もしそうであれば、もちろん町がどういう態度を取るかはありますけれども、町が公社化構想を本当に持つようになれば、まさに一緒に力を合わせて、国に対して環境整備をつくることができると。

分かります。障壁を取り除いて、結局は赤字航路もあるけれども、こっちも高速船も共存できるといいますかね、そういう環境整備、法整備を、それ大きな課題ですけども、それが一緒にやればできるんじゃないかと、そういう方向性が、そう思ったんですね、私自身ですよ。

そして、実は岩崎芳太郎さんに、私、手紙を書きました。ぶしつけでね、大変非礼だということをこの場でお詫びしたいと思うんですが。ただ、私はそういう思いから、岩崎さんに対して、岩崎さんがああ言っている、発信していることの真意を聞かせてくださいと、本音を聞かせてくださいと。その本音が、私の公社化構想と一致するのであれば、一緒に力を合わせて国に対して、そういう共存できる、環境整備もできるんじゃないでしょうかという内容の手紙を書きました。

一介の、一介に過ぎない議員が出したわけですから、返事が返ってくるとは万分の一も思っていませんでした。ところが、やっぱり来なかったです。ただ私が、今、この詰まった現状を打開する鍵が、彼の言葉の中にあるんだと思うんですね。彼はどういうことでこういう謎かけをしているのか、その本音はどこにあるのか、ここはやっぱりしっかりと正す必要があるんだと思うんですね。

彼もこのままでは、こういう謎かけをしてね、あれ聞いたらみんな不安に思いますよ、町民も。だから、このままではそういう不安をただ残しただけのメッセージというふうになる。私は、彼のためにもよくないと思うんです。それはしっかりと聞いてすることで、この問題の解決の皮切りといいますか、きっかけになるようには思っているんですね。ほかに理由もあるのかもしれない。

ただ、私はもうそういう結果でしたから、できませんが、それができるのは私、町長だと思っているんですね。太いパイプを持っていますし、色んなことも言い合う仲ですから、その本音がどこにあるのか、解答はどこにもありませんから、今。それは引き出す必要があるんじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○町長（荒木耕治）

回答はありませんよ。あの人がいるから難しいんです。私も長い付き合いですけど、最近になって、私は少し人間変わってきたと思っているところがあるんです。彼がそう言ったってことは、彼はもう「はいびすかす」も５年以内にはつぶれるんですよ。そんだけの資金力もおそらく、こんなこと言うとまたどこからか来て怒られますけど、そ

ういうのがあるかもしれない。

ですから、よくいい意味でメッセージを取るとですよ、彼はこの船を更新しなくてやめるから、折田に新しい船を補助航路として造りなさいよというメッセージとも取られる、１社になれば補助航路になるわけですから。ですから、彼もプライドはありますから、なかなかそうは言わないんですよと私はそういうふうに、いいふうに解釈は今しているんです。この話がうまくいけば、市丸さんが行くんじゃないのかなと。

そして、もう一つは高速船の問題です。高速船をもう１艇売ったらどうですかと私は言ってます、５艇で走っているわけですから。１艇は遊ばせてて、船が古いから予備２船にすると。だけど今、これで今度は馬毛島で稼いでますから２隻で、ちょっとその話も駄目なんですけど。

なかなか難しい問題ではあると思いますけど、この人から本音を聞くというのはとてもじゃないが難しいです。もともと根っこが違うんですよ、ここは。二十、三十数年前に根っこがありますから、これ、絶対駄目ですよ。言えば、種子島空港の買収のことですよ。ここであって始まっているから、私どもみたいな議員が言うようなそんな簡単なもんじゃないんですよ。根っこ深いですよ。

○１４番（渡邉博之）

ちょっとどろどろした話になってきてますけれども、私はやっぱり業界には社会的責任というのはありますよね。だから、それはやっぱりしっかりと果たせということは言えると思いますし、それから、将来考えたら高速船の更新には、おそらく自治体への協力を求められるかもしれないと。そういう状況といいますかね、島民をこれだけ不安にさせながら、支援してくださいなんていうのは言えない関係になると思うんですね。

だから、やっぱり一刻も早く解決するには、どこを糸口として、どこを切ったらそういう将来の道が見えてくるのかというところは、今はやっぱり緊急に探求する必要があるというふうに思うんですよね。ですから、個人もどうこう言うわけではありませんが、やっぱり私は、彼がそういう発信したことに鍵があるというふうには思っているんですね。そこに本音が聞けたら、やっぱり我々の目指す方向も出てくるというふうに思うんですよ。どうですか、その辺、力を尽くすということで。

○町長（荒木耕治）

いや、私は今までと変わらないように、両方の会社に顔を出している。屋久島の首長として話をします。島民のことを思って話をしに行くわけですよ。だけど、なかなか進展はしません。

今、フェリーの問題で話をしています。高速船の問題も３艇３艇持っているんですよ。岩崎さんは、新船は造らないと言っているんです。全部オーバーホールして乗ると。市丸さんは新船を造ると言っている。80億円かかっても造ると言っている。こっちは造ら

ないと言っている。

それで今度、ＪＲが長崎で走っていた高速船を１億円か２億円で買っているんですよ。部品を取るために買っている。新しいジェットフォイルは造らないわけですから。だからその部品を取って、彼はそれを部品を取って修理をして、新しい船は造らないと言っている。こっちは新しい船を造る。

ですから、なかなか難しいですけど、そういう絡みもあるのか知りませんけど、とにかくフェリーはどっちかにしても、私たちが安定をして安心ができる船を造ってもらわなければいけないと思いますので、それはしばらくはまた通って、色々話をしていきたいというふうに思います。

○１４番（渡邉博之）

結局は、３月議会から厳しい将来というか未来というか、先が見えないというか、それは現状も続いていると。ただ、時は刻々と過ぎていくということでは、どこかで矛盾が出てくるわけですよね。ただ、やっぱり私は、今、先ほども言いましたように、町がイニシアチブを取る、住民の力も借りて、やっぱりイニシアチブを取ってこの問題を解決すると、開いていくという姿勢が、今、鍵を握っているんじゃないかというふうに、今の中身を聞いてなお思っているところです。そして、みんな、今後も努力をしていきたい、私もまた追及していきたいというふうに思います。

半分も過ぎましたね。あとは町長、端的な回答をお願いいたします。

補聴器購入の支援で、私、以前質問をいたしました。そしてそういう中で、色んな行政のこの流れというのを緩やかな流れ、そして急流、激流というふうに、そういう経緯をたどるというふうに話をしたことを記憶しているのですが、補聴器補助の場合は、東京都、そして大阪、神奈川、大都市で大きく前進をして、現在、200自治体で実施をしているというふうに、急流へかかろうとしている状況であります。

以前の質問に、町長はその必要性を認めていただいて、検討を約束するということの回答だったと思うんですけれども、今の考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○町長（荒木耕治）

令和４年第４回議会定例会において、議員から御質問があり、本町も検討する必要がある旨の答弁をしております。その後、庁内において検討した結果、県内で支援している自治体が少ないこと、町内における加齢性難聴者の把握が難しかったことなどから、当面は他自治体の動向を見るということにしていたところです。

しかし、軽度・中等度難聴により生活しづらさを感じている高齢者が、潜在的に多く存在すると考えられることから、難聴を含め加齢に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことについて、国や県、他の自治体の動向を注視するとともに、高

齢者福祉サービス全体の状況を踏まえながら、助成金額の上限額や対象年齢、所得要件、新たに活用できる財源等の調査を行い、総合的に検討してまいります。

また、補聴器購入の補助については、聴覚機能の低下が見られる高齢者全般に関わるものであり、国において制度設計を行うべきであると考えられますので、私自身、様々な場を通して、全国一律の公的補助制度の創設に向けた働きかけを行ってまいりたいというふうに思っております。

○１４番（渡邉博之）

以前の質問のとき、私は対象者の把握がまず一歩じゃないかという提案をした記憶がありました。実際には、この行為というのは非常に難しいということを後で知ったんですね。対象者を把握する根拠がないということが気がついて、調べてみましたら、ほかの自治体でやっているやり方というのは、最初に予算を組むという、そういうやり方でした。

結局どういうことかと言いますと、国は今、重度難聴に対して、片方の耳に１万5,000円、両方だと３万円の補助を国はやっているわけですね。中度・軽度にないというここを、今、流れは、じゃあ自治体でやろうというふうになっているわけですね。

ですから、国のこの基準に従って１人３万円ということになって、例えば、300万円という財源を予算化する、計上する、対象者100人ということですよね。やり方としては、300万円の限度が来たら次年度に対象者を回していくと、あるいは補正で対応すると。これが全国の例だということに気づいて、大変下手な提案をしたなというふうに後悔をしているわけですけれども、そういうやり方が今のこの流れの主流だということであります。

そんな意味で、町長、給食の無償化について、町長は私の任期中に実現したいというユニークな回答をされたのですが、この補聴器については町長の任期中にやるという約束はできませんか、あと２年もあると思いますがいかがでしょうか、検討するという。

○町長（荒木耕治）

前向きに検討したいと思います。

○１４番（渡邉博之）

時間がありませんので、先に進みます。

最近、私、２つの講演を聞くことができました。その講演に触発された形で、今回、あとの２題は質問をしているわけですけれども、その一つが、町の商工会婦人部主催の講演を聞いたときの話です。その講演者は、屋久島の地層、気候、あるいはその環境を含めて、最も適しているのはレモンとニンジンだと、こういう提唱をしているわけですね。レモンとニンジンを作物として推奨すると、そういう内容のものでした。

レモンは、まず、猿の被害がほとんどないと。確かに、幾らレモン好きの猿がいたと

しても、それでも食べないでしょう。猿の被害がないということです。それから、タンカンやポンカン園で放棄同様になっている、後継者もいなくて、そういう園もあると思うんですね。あるいは、木もあると思うんですけども、そういう木に、この接ぎ木ができるんだということなんですよ。接ぎ木で、そうすると、要するに放棄されている木が、また活動を始めるとそういう内容でした。そして無農薬は、コストと健康も含めて非常に有利だと。

それから、収穫期をずらすことで収入増につながる。レモンは高級ホテルなどが求めていると、屋久島という名前がブランド化はすぐにできるという、そういう内容だったんですね。ニンジンも同じく、地層が栽培に非常に適しているということで、時期をずらせば、屋久島ブランドとして採算が取れるようなところが出てくるということでした。

この点で、探求をしてみる価値はあるんじゃないかと思うんですけれども、町長、いかがでしょう。

○町長（荒木耕治）

かんきつ栽培は、議員より私のほうが少し上だと思いますんで。実は「璃の香」ってレモンを植えてまして、２年ぐらい前から、今、実がなるんです。タンカンは猿にみんな食べられましたけど、レモンとシークヮーサーはずっと残っているんですよね。ですから、台風の災害と風水害を考えたら地下系のものがいいというのは、私も素人ながらもそう思います。ですから「かわひこ」とか、あるいはニンジンとか、そういうものは屋久島の特産物になっていくんじゃないかと。

短く答弁します。今、試験場でレモンが試験栽培をして、実用化しようというふうにやっているところです。

○１４番（渡邉博之）

レモンが現在、試験場で、先を見てやろうとしているという答弁がありましたけれども、担当課長にお伺いしたいんですが、可能性はどうですか。明るい展望がありますか、そのレモンについては。どうでしょう。

○産業振興課統括係長（川﨑勝也）

まず、ニンジンにつきましては、冷涼な気候で育つ作物であります。国内では、北海道とか東北では６月から11月にかけて、あと九州とかが12月から３月にかけて栽培されています。

屋久島も御存じのとおり、急峻な地形ということで、吹きおろしとか涼しい風も吹きますので、ニンジンは気候に対しては適しているということで、技術の者からもそういった回答を得ています。

あと土壌については、屋久島の場合はどうしても花崗岩の島ということで、こういった根菜類については、ある程度高度が深くないと育ちが悪いということで、家庭栽園と

かで結構作られている方がいらっしゃって、100円均一とか、そういったところではニンジンを見ることはあると思うんですけど、これ、全体的に普及させていくというところには、まだまだ課題があるのかなというところです。

これまで基盤整備とかで、農地のほうを広げてきたという経緯はあるんですけど、あくまで屋久島やはり岩が出るところで、岩とか石が多いですので、そういった問題を検証していきたいなというふうに考えております。

次に、レモンについてなんですけど、レモンは温暖な地域で、比較的雨量の少ないところで栽培される作物であります。日照時間が長い地域で、例えば、三重県とか和歌山県といった紀伊半島周辺とか、あと、静岡県が主な産地となっております。

今、先ほど町長からもありましたけども、尾之間の試験場のほうで試験栽培も進めておりまして、成長については特段問題ないということで。今、先ほどありました「璃の香」という品種なんですけど、こちらにつきましては、レモンと日向夏の交雑種ということになります。特徴としては、果実が大きくて、果皮が薄くて、まろやかな酸味がということです。マイヤーレモンにつきましては、レモンとオレンジの掛け合わせということで、酸味を抑えめで甘さがあって、消費者に好まれる品種ということで伺っております。

あと、屋久島では、９月から11月頃が比較的雨量も少ない季節になりますので、台風とかそういったところの懸念はありますけど、可能性としては十分拡大の可能性はあるかと思われます。専門家の意見も踏まえながら、今後、ほかの品目とかも計画の中にありますので、そういったところも含めて積極的に試験・研究を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○１４番（渡邉博之）

せっかく試験場で、今、試みているので、専門家の皆さんの意見も聞く、それからこの方がおっしゃっているのは、時期をずらすということが、私はもちろん町長より全く知らない知識ですから、こういったことも含めて研究をして、屋久島ブランドでのレモンということまでいけるかどうかは分かりませんけれども、少なくとも農業の振興のために、やっぱり振興につながるようなそういう努力を続けていっていただければ、質問した甲斐があるということになります。

最後の質問を行います。

もう一つ、講演で触発されたのが、５月13日の鹿児島での議員研修会でした。この中で、東京都立大学教授の山下祐介教授が講演をされました。人口減少と地域社会・地方議会というタイトルだったわけですけれども、やはり今、我々が直面しているこの過疎問題、人口減少問題を正面から深く解明した講演だったというふうに、私、感銘を受け

たのですが、そういった意味では、フェリー屋久島２の今のこの状況も、やはりその大本にはそういうものが、過疎現象、人口減少がある、将来も考えたときはね、あるんだということを重ねながら聞いた次第であります。

山下教授は、過疎の根底には東京大都市一極集中の国の政治があると、そして地方の活性を名目に、これまでやってきた地方創生などの手だてはほとんど功を奏していないと。非常に大胆ですけれども、ずばりとこれを指摘しているわけですね。

以前、限界集落と言われて、消滅していくということを前提に、限界集落というのは発表されましたけれども、研究者から。ところが、これは今も消滅していないと。営々と小さくはなりながらも頑張っている。消滅したのはほんの僅かだということを数字も示して、我々に明らかにしました。

その力になっているのが、住民同士のこの助け合いですね。だから、絆がやっぱりどんどん強まるというそういう地域と、そして、行政の諦めない支援、これが消滅まで行かずに存続をしているということも明らかにした内容でした。

過疎の要としては、やはり少子化を止めることはできないかもしれませんけど、少子化政策だということを山下教授も言っていましたし、これは我々議会にいつも届けられているやつですけども、人口減少に自治体はどう向き合うかという中でも、一様にやっぱり少子化ということを、子供を食い止めると、この問題に焦点を当てることが大事だということを共通して指摘しているんですね。

この意味は、私もちょっとまだ今、理解はしていませんが、どっちにしろそういう話の中で山下教授も、過疎をとどめる要は、子供を産む女性が定住をすること、これは、言い方は私は嫌いですけれども、少子化を克服する意識が行政側に求められていると、そう強調をしていました。

ほかにも、大都市は生産はしないと、植物とか車などの生産を受け持っているのが地方であると、なるほどと思いました。こういうことにも気づかされましたし、そこには、地方の存在意義がそこにあるんだということを知らされましたし、東京の出生率は全国最低なんだと、これも意外でした。それから、非正規雇用の拡大が少子化の大きな一因になっているというのが、山下教授の主張であります。

そして、少子化が進行している原因は国の誤った改革があるとして、国民は国の改革に騙されたのだと、こう言い切っているわけですね。ここも具体的にどうなのか、私も理解をすることはできませんでしたが、しかし、こういう指摘には、やっぱり驚きを感じたところであります。

そして、今、大事なことは諦めない気持ち。そして、明るい展望も示した、そういう諦めない気持ちが大事だという展望を示して、基準としては出生率2.0％を具体的目標に、少子化傾向を脱することは決して不可能なことではないと、ここに希望があるとい

うことを言っています。助け合い、支え合いのお互いさまの社会秩序、これが再生の要だと、こう言いました。

過疎現象を完全に克服するには、国の政治の改革が必要であることは間違いありませんが、ただそれを仕方がないと諦めていては、地方政治の存在意義はないわけで、過疎に抗うという、そういう意識をしっかりと持つことが大事だということを、私自身はこの講演を通して聞いたわけですけれども、町長にお尋ねしたいんですが、過疎の深化は、本当に私たち、島の未来を左右する重大問題と捉える必要があると思います。過疎に抗う意識の下、過疎問題を政治の中心に位置づける姿勢が大事と考えますが、町長の認識をお聞きしたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

過疎問題が島の未来を左右する重大問題であるとの御認識は、全く同感であります。町政運営における最重要課題と位置づけております。

屋久島の人口は近年急激な減少傾向にあり、2035年には１万人以下となり、2045年には9,000人を下回り、2070年には約6,000人まで減少するという衝撃的な将来人口推計も示されております。

特に若年層の転出過多や出生数の減少が深刻で、このような状況に対し、過疎に抗うという意識の下、令和７年度から令和11年度を期間とする、屋久島町第三期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取組を推進しております。なお、本戦略では、「人口減少に歯止めをかける」と「人口減少にあわせる」という２つの基本的視点を両輪として取り組みます。

人口減少に歯止めをかけるアプローチでは、多様な働き方を推進し、地域産業の稼ぐ力を向上させる「しごとの希望が叶う島」、魅力ある観光振興と移住を促進し、人の流れをつくる「交流・移住で人と心が行き交う島」、そして、結婚・出産・子育て支援の強化と次世代を育む教育環境の整備をする、「豊かに安心して子どもを産み育てられる島」を目指します。

これにより、若年層の定住促進と出生率の回復を図り、一方、人口減少にあわせるアプローチでは、デジタル技術の積極的な活用や公共施設の最適化、行政コストの見直しと効率化を図り、限られた人口規模でも持続可能な社会システムへの変革を進めます。これは、「多様なプレイヤーが輝く持続可能で魅力的な島」として具現化され、医療・福祉・地域交通の充実、防災力の強化にもつながります。

私を本部長とする屋久島町総合戦略推進本部が強力なリーダーシップを発揮し、各課が横断的に取り組みます。また、客観的な評価検証により、ＰＤＣＡサイクルを回し、

常に施策の見直しと改善を図ってまいります。

人口減少社会においては、現状の社会を維持するという政策では立ち行かないという認識を町民の皆様と共有をし、特にハード面においては、あるものをなくすという選択もしていかなければなりません。変化を恐れず、新たな社会の在り方を模索し、創造していく姿勢を何よりも大切にしたいというふうに考えております。

○１４番（渡邉博之）

人口減少を重く受け止めて、過疎現象を受け止めて、今、そういう戦略も立てられている、やるという意気込みをお聞きしました。これまでの色々な施策も、決してそれに何か全く違った、それた道に行っているわけではないんですね。

例えば、学校給食費であるとか、子ども医療費の無料化、あるいは高校の留学制度への町の支援とか、これもある意味、過疎に抗う政治だと思うんです。これがなかったら、もっと人はいなくなっているかもしれない。ただ大事なことは、やはり人口減少に抗うという政治をしっかりと位置づけることで、また景色も見えてくる、色んな考えも出てくる、そういった意味での、そこに意義があるような気がするんですね。

ですから、この戦略をしっかりと具体化して、もちろん議会とも議論しながら、提示をしていただければというふうに思います。

もう一つ提案をしておきたいのが、職員の知恵を本当に引き出すと。今もうインターネットで、色んな情報を職員の皆さんが得ることができる環境がありますから、そういった意味で、五島市、私たち研修行ったときに、ここでベトナム留学生の外国人学校というのを五島市が造っているんですね。当時はコロナで、そんなに大きなあれはありませんでしたけれども、コロナがなくなって、だんだんそういうのも増えているという状況でしたから。100人の規模、それに5,000万円だと思います、年間予算として。

そして、そういう中で成果としては、人口はもちろん増える、生徒の数が増える、それから、地域の働き手になるということも言っていましたし、異文化交流が発展をするという、そういう特質を私たちに紹介してくれましたけれども、この外国学校ができたきっかけは、市長は飲み会の場で、この過疎現象・人口減少を止めるために何か考えろよと、その一言だったんだそうですね。

それに触発された職員が一生懸命調べたら、北海道にそういう学校があって、自分たちはベトナムとの交流、長い歴史があってということで、そこに焦点を当てて学校を提案した。それを町長採用して、そういう学校ができたという経緯を説明してくれましたけれども、特定の人たちだけで考えるんじゃなくても、色んな人たちからの意見を聞くと、そこに宝物があるかもしれないということの一例として、ぜひそういうことも考えて、これからも実施していただきたい。私も質問も、そういう視点からの質問もちょっと意識をしていきたいというふうに思います。

長い過疎を止めるというのは困難で、簡単ではないかもしれませんが、抗いの政治をしっかりとやっていく必要があるということを強調して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月11日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時２６分

令和７年第２回屋久島町議会定例会

第　　３　　日

令和７年６月11日

令和７年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第３号）

令和７年６月11日（水曜日）午前10時開議

○日程第１　町政に対する一般質問

質問者	質問事項及び要旨	質問の相手
３番　小脇淳智郎	１．屋久島町の１歳半児及び３歳児の虫歯保有率について 　現在の屋久島町の１歳半児及び３歳児の罹患率の状況は。 ２．歯科検診について 　１歳半、３歳児、就学時健診などどのように反映しているか。 ３．フッ素洗口について 　保健所保健福祉環境課を中心に運営されている屋久島地域歯科口腔保健推進会議の今年の重点取組みは、＜乳幼児期から学齢期のフッ素洗口への取組み＞となっているが、フッ素洗口を開始する時期ではないか。	 町　　長 町　　長 教　育　長 町　　長
15番　大角利成	１．小中学校の施設整備について (1) 照明燈のＬＥＤ化移行の現状は。 (2) 照明燈のＬＥＤ化完了（目標）時期は。 (3) 飲料水としての町水道は問題ないと思うが、水筒持参者がいるのか。その理由と割合は。 (4) 夏場の対応として、冷却給水器を設置する考えはないか。 ２．図書室の充実について (1) 学校図書室及び町図書室の新冊購入の実態は。 (2) 町図書室の更なる新冊増による内容充実をすべきと考えるがどうか。	 教　育　長 教育長・町長 教　育　長 教育長・町長 教　育　長 教育長・町長

９番　榎　光徳	１．本町における現時点での課題解決策について 　平成19年の合併以来、18年が経過をしようとしている。行政推進については概ね順調に推移していると思われるが、まだまだ多くの課題も残されている。 　為政者である町長の、フロントランナーとしての考え方をお示しください。 ①５/29「屋久島町防災の日」が制定されましたが、町内に於いての当日の取り組み状況をお示し下さい。 ②宮之浦地区に計画中の「多目的交流センター（仮称）」の進捗状況をお示し下さい。 ③クリーンサポートセンターの完成が当初計画より遅れているが、工期延期後の進捗状況をお示し下さい。 ④公立中学校の部活動の在り方について導入方法等議論されているが、本町の現状はどのように推移しているか。 ⑤第２期の自殺対策計画が発表されたが、主な取り組みをお示し下さい。 ⑥給食センターの統合問題は今後どのように推移していくのかお示し下さい。	 町　　長 町　　長 町　　長 教　育　長 町　　長 教　育　長
５番　眞邉真紀	１．スクールバスについて (1) スクールバスを利用する児童・生徒、その保護者等から、改善を望む声があることを度々聞きますが、教育委員会としては、どのように把握しているか。 (2) 屋久島高校ではＰＴＡが主体となり生徒及び保護者を対象に、スクールバス・路線バスの利用に関するアンケート調査を実施しています。小中学校に関しては、教育委員会が主体となってアンケート調査を実施し、結果を分析したうえでスクールバスのより良い運営を	 教　育　長 教　育　長

	目指す必要があると考えますがいかがか。 ２．補助金不正請求事件のその後の対応について (1) 裁判で結論が出ましたが、虚偽報告について検証し、再発防止策を講じる必要があると考えるが、町としての認識は。 (2) 不正に関わった職員の処分については、どのような検討をされているのか。 (3) 未回収の1,300万円について、今後の方針は。	町　　長 町　　長 町　　長

○散会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１６名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩	２番	内　田　正　喜
３番	小　脇　淳智郎	４番	中　馬　慎一郎
５番	眞　邉　真　紀	６番	相　良　健一郎
７番	岩　山　鶴　美	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	緒　方　健　太
１１番	高　橋　義　友	１２番	日　髙　好　作
１３番	岩　川　俊　広	１４番	渡　邉　博　之
１５番	大　角　利　成	１６番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課統括係長	川　﨑　勝　也
建設課長	内　田　　剛	電気課長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久		

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　町政に対する一般質問

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、町政に対する一般質問を行います。

本日、最初の質問者である小脇議員の質問の中の大きな３番について、通告書では質問の相手は町長のみとなっていますが、教育委員会が関連する部分も含まれるため、質問の相手に教育長を追加いたします。

順番に発言を許可いたします。

始めに、３番、小脇淳智郎議員に発言を許可します。

○３番（小脇淳智郎）

おはようございます。３番、小脇淳智郎です。議長の許可をいただきましたので、通告に従って一般質問させていただきます。

６月は虫歯予防月間になっていますけれども、歯のことについてちょっと質問させていただきます。

まず、先日６月７日に種子島の西之表で、小学校の虫歯のポスターコンクールと中学生、高校生の標語のコンクールがありまして、それに出席して、屋久島町の小学校の低学年、１年から３年のポスターで特選が出まして、また、ほかにも入選、佳作が出ました。子供たちの歯に関する関心があるということで、うれしく思いました。特選は２点あったんですが、高学年４年から６年と、１年から３年生。で、栗生小の女の子が特選を受けましたので、県に上げられ、そこで選ばれると全国でまた審査に入るということで、うれしく思っています。

まず、国民皆歯科健診の実現を求める意見書は、2023年の９月５日に全国でも22番という早い段階で屋久島町議会が提出しました。国会で閣議決定されてから、やっと今年、試験的に各市町村で試験的にデータを収集するまでに至っております。

乳幼児から高齢期まで切れ目のない歯科健診が公費で受けられる、健康に寄与することに期待しています。そのデータを生かして、乳幼児期から成人、高齢者までの一生健康に過ごせるように関わってくることに期待をしています。

意見書の提出は、鹿児島県議会よりも早く、この屋久島町が住民の健康に関心があることを示していると受け止められています。

また今年、令和７年４月１日から、高校卒業までの18歳未満が診療の負担がゼロになりました。以前よりも受診率が上がると思います。家計に優しい分、県と町に負担が重くなるのではないかと思います。

それでは一般質問に移りたいと思います。

まず第１に、屋久島町の１歳半児及び３歳児の虫歯の罹患率について。

現在の屋久島町の１歳半児及び３歳児の罹患率はどのようになっているのかお示しください。よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

おはようございます。小脇淳智郎議員の質問にお答えします。

本町の令和４年度の虫歯有病者率は１歳６か月児が1.39％、県内43市町村中35位、３歳児が24.19％で43市町村中39位と、県内では下位に位置しております。

鹿児島県の１歳６か月児が全国47都道府県中26位で、３歳児が35位という状況を勘案すれば、本町の子供の虫歯有病率は全国的にみても悪い状況にあると言えます。

○３番（小脇淳智郎）

想像していたとおりすごく悪いんですけど、昭和62年に自分たちが開業したときにはもう少し悪かったです。まだ下のほうに位置していて、全国でも鹿児島県自体は沖縄の次に悪い県に入っていまして、その後、色んな市町村がやっぱり力を入れて、虫歯をなくそうということで取り組んでいます。

この状態のままで、町長はどんなふうな率直な感想を持っていますか。

○町長（荒木耕治）

ちょっとびっくりしております。

私も、もうほぼほぼ全部虫歯で、今は義歯ですけれども。

今の子供はよく歯磨きをしているなという印象はすごくあります、学校でも家庭でも。役場の職員でも昼食後に歯磨きをしている人をたくさん見ますんで、今の子供たちはよくしているのかなという感想でしたけれども。

○３番（小脇淳智郎）

実際、健診を35年ほどずっと関わってやっていますけれども、前よりも口腔内は非常にきれいに思えていて、もう少しいいんじゃないかなと思ったんですけれども。

自分たちが虫歯の多いのに対応して治療をしているとこと、ほかの地域がまたレベルアップして屋久島との格差がだんだん広がっていっているっていうか、全然追いつけないというのは、やっぱり色々、まあ最後のほうに出てきますけれども、フッ素の洗口を始め色々予防的なことをやっていく中で、自分たちは治療にだけ、健診の後「治療に行

きなさい」と言われて、まあ患者さんというか子供たちは、親御さんに言われて歯医者に行くんですけども、治す量が多すぎて、どうしても罹患率を下げきれないっていうのがあるんじゃないかなと思います。

実際、自分たちが治療に当たって、この20、30年の間に何が違うんだろうと、口の中はきれいになっているんだけど、虫歯も昔より少なくなっているんだけど、何が違うんだろうって考えたときに、やっぱり他の地域は予防に力を入れて、自分たち歯医者としては治療に力を入れすぎて、予防を全然してこなかったことを自分がだんだん終活に近い年齢になってきてから気づき始めて、これを少し考え直さなきゃいけないんじゃないかっていうので質問させていただいています。

町の健診の後に人間が足りなくなって、予防処置をする人材も足りない。そうなってくると、何をしなければいけないか、健診をして、健診が最終的に子供たちの健康のためにどういうふうな役割をしていくんだろうって思ったときに、歯の話なんかはあんまり皆さん興味ないと思うんですけども、わざと罹患率を聞いて興味を引こうと思って質問しているんですけど。

実際、乳歯なんかっていうのは、３歳から４歳で口腔内が完成して、その後６歳になると全部生え変わるから、永久歯になってきれいにしてればいいんじゃないかっていう軽い気持ちでいると思うんです。実際、永久歯からきれいにすればいいやって思う親御さんもいるし、そういうふうに思っているんですけども。ところが、口腔内に残った菌っていうのは、そのまま永久歯の口腔内に残って永久歯を悪くする。だから、皆さん罹患率がいかに屋久島が悪くて、全国的に、それでも鹿児島県の中でもまた熊毛が非常に悪い。まあ悪い言葉で言うと、屋久島は一番最下位のほうに近いぐらいの、まあ子供の分母が少ないので率も上がりやすいんですけど、１人２人が悪いと。だけども、このままただ健診をして、数字を出して、はいどうぞっていう状態じゃないと思うんですけども。

今からどうすればいいんだろうと、それを相談に質問を挙げました。

町長、どういうふうに感じますか。

○町長（荒木耕治）

自分の経験からといいますか、私も子供の頃、歯磨きはあまりしません。歯磨きをするから虫歯が少なくなるのかというのもまた違うような気がして。私と同じぐらい歯磨きしないのが虫歯が一本もない同級生もいたりしましたんで、まあ個人差もあるんだろうなというふうには思っております。

ですが、年を経て、今、小脇議員がおっしゃったように、私も44、45で歯に対する認識が全く変わりました、歯をきちんとやらなければいけないという。そっからは、口腔内のことは、もう私はほとんどやっていると思います。色んな経験もしました。こんだ

けきつい経験をするんなら、やっぱりちゃんと自分の歯をやらなきゃいけないと思って、子供や孫はちゃんとやらせます。そういう面でですね。

ですが、やはり町がいくら音頭をとってやっても、まあこういう言い方はあれかもしれませんけども、やはり子供がいる家庭できちんと歯磨き、歯の大切さ、そういうことを教えていくことがまず第一歩じゃないのかなって、私個人は今そういうふうに思っております。

○３番（小脇淳智郎）

個人、まあそれは大事なことなんですけども、家庭に任すと、家庭ですごく興味があって一生懸命実施されているお家と、ほったらかしてというか時間が取れなくて、やっているのと二極化しているのは健診のときにはっきり分かります。

今、町長が言われたように、歯ブラシをきっちりやっていればいいっていう考え方もあるんですけども、実際はエビデンス的にＥＢＭっていう考え方があるんですけど、それはエビデンス・ベースド・メディスンですね。結局、根拠に基づいた治療というか診療をするには、歯ブラシはＢクラスです。というのは、歯ブラシ自体は隅々まで届かない、だから一生懸命ある程度磨いている子供たちは口腔内はきれいですから虫歯になりにくい状況はつくっているんですけども、それでも十分じゃない。

それでＥＢＭの考え方で、じゃあＡクラスは何だっていうと、フッ素の洗口塗布にやっぱりなってきます。それは何でかっていうと、フッ素は安価で操作がしやすい、扱いやすいっていうのと、もう一つはシーラントっていう考え方があって、それは歯が生えてきて、虫歯じゃない時期にコーティングしてあげて、虫歯菌を寄せつけないようにする、これはどうしても治療になります。だから、治療しないで、家庭内でできるっていうのは、家庭でやってもらうフッ素もあるんですけども、そういうのを周知していくためには、今、町が行っている健診の後にフッ素の塗布を希望者だけですけどやっています。そうすると、その後の３歳健診、就学時前の健診ってなると、フッ素を塗布した子とフッ素をしていない子とそこに差異が出てきて、やっぱりやっている子のほうが虫歯になりにくいんじゃないかなっていうデータも出てきています。

だから、今、１歳半健診、３歳健診そして就学時健診をしている中で、フッ素塗布をしている子供たちが、１年置きあるいは２年置きに健診をして、その後、塗ってあげている状態なんですけども。それを、まあフッ素の有効期間というのは大体３か月から４か月、塗布してあげて。それを今の町に任していたっていう考え方もあるんですけど、今やっている期間をスパンをちょっと短くして、フッ素塗布健診をやれるようにする考えっていうのはどうなんでしょう。やってみる価値はあると思うんですけど、町長はどう思われますか。

○議長（石田尾茂樹）

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

私個人は、今、議員がおっしゃるような専門的なことっていうのは、ほとんど歯科に関してはもうプロですから、私は今初めて聞くようなことが多いんですけれども、やっぱり歯を大事にしなければいけないっていうのは基本的には私も一緒です。

現在、屋久島町でフッ化物洗口に取り組んでいる施設は、保育園が１園、認定こども園２園の３施設となっており、小学校、中学校においては実施校はない状況です。

町としましては、虫歯予防効果の高いと言われているフッ化物洗口をスムーズに実施していけるよう、導入の際の協力等を行っているところですが、幼稚園、保育園に関してはここ数年新規の導入希望の園はない状況です。

令和５年に実施をしました実施園の保護者のアンケートでも、継続して小学校でも実施をしてほしいと回答している割合が約８割ほどでありましたので、小学校でもフッ化物洗口の継続をできないか検討しているところです。

実施する際は、教育委員会や学校歯科医、屋久島保健所等関係機関と連携を取り、進めていくことが必要であるというふうに考えております。

○３番（小脇淳智郎）

もう何か２番目の質問のほうに自分の発言から入り込んでしまったんですけど。

１歳半健診、就学時健診にそれを入れて、今、役場でやっていただいている、すまいる健診とか妊婦・パートナー健診、子育てのアプリの活用とか一生懸命やっているんです。でも、これ以上は多分、役場のほうではできないんじゃないかと。ただ回数を増やすぐらいでやっていけるのが精一杯じゃないかなと。人間の数からしても、もう限界じゃないかなというふうに思っています。

自分たちも回数が増えるっていうことは、自分たちも行かないといけないし、今より回数が増えるのはちょっと物理的にしんどいですけども、それは自分たちが関わってきた屋久島町ですから、最後まで責任を持ってやりたいので、どうかそこは自分たちが責任を持って次の世代に移せるように渡せるようにというか、そんなふうにしたいと思いますが。まあこれも予算がどうしても必要になってくることなので、回数を増やすっていうことに対して、町長はどんなふうに思われますか。

○町長（荒木耕治）

でもそういう要望とかニーズがあるのであれば、それに応えるように増やすことは何もやぶさかではないんじゃないかというふうに思います。

○３番（小脇淳智郎）

自分たちが健診して、数字っていうかパーセントを出して、投げて役場に全部お願いして出してもらっているので、去年は、先ほど町長が答弁した、令和４年度はちょっと

悪かったんですけど、令和５年度は今度は反対にすごくよくて、それが波のように来るので、来年はまた悪いんじゃないかと危惧しているんですけど。

だんだん、口の中を見ていますと健康状態がすごくよくなってきているので、どうしても子供の数が少なくて分母が少ないもんですから、１人２人増えると数字がぽんと上がってしまう。それをあんまり数字にとらわれないで、回数を増やすことによってどうにか、周りと比べる必要もないんですけど、屋久島町がすごくよくなったっていうのをちょっと見せつけてみたいなっていう部分もありまして、どうかそこあたりを御協力ください。

では、３番目の質問にちょっと。これは３番目の質問をしたいがために、罹患率とかそういうのを周りの人が全然興味がないだろうと思って、本当のメインは３番目です。

今、フッ素洗口のことは色々出てきました。小学校、中学校で全くフッ素やっていないんですけども、今年の屋久島地域歯科口腔保健推進会議という保健所と歯医者と、あと関係者大体20人ぐらいでつくっている会があるんですけども、今年の重点取組事項というのは、「乳幼児期から学齢期にフッ素洗口を取り組んでいきましょう」ということを掲げています。それで、学校は先ほど答弁がありました８割ぐらいは小学校でもやってくれんかということみたいですけども、小学校、中学校はまだ全然取り組んでないので、そこあたりを今から取り組めるかどうかを教育長にお尋ねしたいと思います。

○教育長（石田尾行徳）

御質問ありがとうございます。ただいまの小脇淳智郎議員の質問にお答えいたします。

学齢期のフッ化物洗口の取組としましては、県内では一部の市町村のみ実施をされているところでございまして、本町はもとより熊毛地区内の他市町についても、現在実施をしていないという状況でございます。

このことにつきましては、時代の傾向としまして、価値観の多様化から学校全体での予防接種をしなくなるなど、学校が主体となって全体での予防活動を実施する傾向がなくなってきていることから、フッ化物洗口につきましても学校全体で取り組むということは現段階においては考えておりませんが、今後、虫歯予防の観点から、どのような形で対応していくのが望ましいのか、これを引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○３番（小脇淳智郎）

さっきのＥＤＭの話、まあ公共に基づく医療というのを言いましたけども、フッ素洗口を何で勧めるかっていうと、１つは少しの努力で大きな効果が得られるっていうこと、やり方がすごく簡単だということ、安いということ、４つ目が大きな予防効果を発揮するっていうことなんですけども、まあ３分ぐらいで終わるんですけれど、１人当たりの年間費用っていうのが、大ざっぱに計算して大体2,000円です、１人で。

さっきシーラントの話をちらっとしました。歯の上にコーティングするっていう、それは治療の話で、ＥＢＭの考え方からいくとＡランクです。ところが、それは治療に入ります。１本当たり大体、初診料、再診料というのを入れたときに、１本当たりの単価が2,000円をちょっと超えそうなぐらい。となると、町の負担はその３割ですから１本について600円と。それぐらいかかるその治療を、遠くは永田から、栗生からっ来てもらっていますけれども、それをする回数を減らすためにもフッ素洗口、年間600円ぐらいしかかからないんですけども、それを今、屋久島町にいる子供たちに小中学校まで実施してはいかがかなと思いますけど。

教育長、どんなふうに思われますか。

○教育長（石田尾行徳）

お答えします。

もちろん、学校において集団実施をするということも一つの方法ではあると思いますが、ただ現段階では実施をしておりませんので、今後実施するかどうかその可否にかかわらず、今後どのような形がいいのか、各学校に対して丁寧に説明をして、理解を求めていくと、深めていくということが大切になってくるんだろうと思います。

また、先ほど町長からもありましたが、各御家庭のほうでも就寝前のフッ素塗布というのが非常に有効であるということをお聞きしておりますので、洗口液につきましても第３類医薬品として市販化をされておりますので、まず御家庭のほうにも御協力をいただきながら、虫歯予防に努めてまいりたいと思っております。

学校での実施というのは、また今後、各学校の御意見も伺いながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

○３番（小脇淳智郎）

今年２月に同級生でありました渡邉歯科が休診いたしまして、既存の歯医者が４軒から３軒に減りました。

その推進会議の中でも、要望というか問題点の中で、歯医者の予約が取りにくいと、また１軒減った分で、また治療ができるキャパが減ってしまった。自分は昭和62年に帰ってきたときには２軒しかなくて、前も一般質問したときにそういう話をしましたけども、渡邉歯科、あらき歯科、小脇歯科、まあ固有名詞だとあれなんですけど、徳洲会を入れて４軒しかないです。偏在していて、永田と栗生のところは非常に遠くて治療がしにくいですけども。

栗生小学校の健診に行ったときに、安房とは違うっていうか、昔のタイプの虫歯が多かったです。やっぱり、遠いと親も仕事しているし通えない。今、言ったように、歯医者のキャパも少なくなってきていますから、できればフッ素洗口をしてもらって、フッ素自体は虫歯になりにくい強い歯をつくるお薬ではありますけれども、それで今よりも

歯医者に行く回数が減るんじゃないかと。できれば、僕らがその後15年歯医者するっていうのは非常に難しいですから、自分たちが終活に入る前に、屋久島の子供たちが以前の62年よりも前に戻らないように、どうにか道筋をつくりたいっていうのが希望です。

フッ素洗口の色々学校の問題も、会のときに働き方改革の話で、まあ結局、学校の先生が大変なんで。ところが安房の幼稚園、保育園は、１か所はもう10年以上やっています。で、もう１個は今初めて四、五年やっていて、口腔内を見ると子供の口腔内ではきれいなほうだと思います。

だから、できるだけ歯医者にかからなくていいような環境をつくってあげる立場にいるので、どうにか今も屋久島町が一生懸命やっている健診とフッ素塗布をしていても、もう限界じゃないかなと思うんですよね。一生懸命やっています、色んな方法を取って、虫歯にしない方法を取って、アプリも使って周知してやっていますけども35位だの39位だのっていうと、まあ言えばびりのほうですよね。だけど、どうにかあとは役場とタッグ組んで、学校とタッグ組んでやっていかないと、もう自分たちのキャパもそんなに若くないですから、やってもらいたいと思います。

熊毛で全くフッ素洗口がはやっていないっていうか、やっていないんですけど、この悪い屋久島町から発信していくっていう考え方は、町長どんなふうに思われますか。駄目でしょうかね。

○町長（荒木耕治）

今、県下では薩摩川内市、霧島市、さつま町が今やっているという資料を頂いているんですけれど。逆に議員にちょっと教えてもらいたいのは、そんだけ議員が力説をしていいものが何で県内で進まないんですか、その原因は何だと思われていますか。

○３番（小脇淳智郎）

色々理由はあると思うんですけど、一番の理由は学校の現場だと思います。現場がしたくない。これは、どうしてもさつま町の話からいくと、町長と教育長が「やるぞ」って言ってくれないと、下から湧いてくる話じゃないんですよ。健診して、虫歯の本数を言います。で、歯医者に行くように紙をもらいます。で、行きます。子供たちが痛いのを我慢しながら治して、治療の終了の紙を持って行きますよね。だけど、そういう事務的なことはしていても、虫歯になりにくい環境をつくるのにどうしても先生の手が必要になります。だから、今のいいと分かっていてもやりたくない。その前はフッ素というのは劇物だから使いたくない。ところがエビデンスがしっかりしてきてそれじゃなくなったら、町長が「もう、やれ」って言ってくれると、健康のためにスタートできる事業だと思うんですよ。ただ、下からは湧いてこない。下はやりたくない、気にはなるけどやりたくない、そういう状況だと思っているんですよね。

だから、さつま町のシゲタ先生の講習会をここで去年やったときに、僕は出席しませ

んでしたけども、彼とは交流があって色々話しているんですが、それもさつま町もトップダウンです。もう市長がやるって決めて、それで英断されてやり始めた。そうして平成24年からですね、24年からやり始めて、今、さつま町の保険の持ち出しっていうか大体12％ぐらいは減ったと、昔からすると。だから、僕がフッ素を使うことによって健康保険の持ち出しも少なくなるんであれば、年間１人当たり2,000円ぐらい使いますけども、それを上から「もう、やるぞ」と、教育長が「やるぞ」と言ってくれれば、ウイン・ウインになると思うんですよね。子供にもよし、ここにも懐もよし、まあ保険料が減るわけですから。だから持ち出しが少なくなるってなると、だんだんそれが今のうちに僕らが元気なうちに継続をして、次の世代に渡せるようにしておけば、健康保険料は、まあ保険料ばかりじゃないですけども、出ていくお金は今よりは減っていくっていうふうにシゲタ先生は言っていました。

だから、何でこんなにいいのに広がらないかっていうのは、僕の調べた範囲では、学校の先生が、下から湧いてくるような話じゃないので、嫌がっていますから、時間も取れなくなるし、まあ５分か10分で終わるんですけど、保育園と幼稚園はもう既にやっているし、そのノウハウも健康長寿課の人たちはもう全部知り渡っていますから、どこに行ってでも説明できるようにしていますし、いいことは多いと思うんですけどね。僕はだから進めていきたいと思うんですけど、それが何で止まるのかなって。

一つは熊毛の地域でやっていないっていうのもあるんですけど、僕は反対に屋久島町から、悪いところからやって、よくなれば基本になると思いますけど、どんなでしょう。

○町長（荒木耕治）

よく分かりました。

ここで「やります」というわけにはいかないと思いますけれども、少し担当課とも、色んな関係機関とも勉強させていただければありがたいというふうに思っております。

○３番（小脇淳智郎）

全島の小中学校でできないのであれば、自分が近いとこの、それに幼稚園、保育園がやっているところも安房にありますので、安房小とか安房中とかっていうモデル事業でスタートするっていう考え方は少しはないですか、教育長。

○教育長（石田尾行徳）

おっしゃるとおりですね。

全体で一気にトップダウンで始めるということになりますと、やはり非常に摩擦が生じますので、やはり今、小脇議員がおっしゃられたように、やるとすればどっか一つの小学校、中学校で、そういったところからモデルで始めるとか、そういった方法になるんだろうというふうに思っております。

いずれにしても、今後どのような形で、どのように進めていけばいいのか、これを検

討していかなくちゃいけないなというふうに思っております。

○３番（小脇淳智郎）

もうほとんど自分の思いはたくさん出ましたけど、どうか前向きに考えていただいて、子供たちの健康を守るためにも一歩踏み出していただければありがたいと思いますので、町長、教育長の英断を待っています。期待していますので、よろしくお願いします。

「健口」はこういうふうに書くんだという、「口」の中からですね、考えていただければと思いますので、よろしくお願いします。

質問を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩　　午前１０時３７分

再開　　午前１０時５５分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、15番、大角利成議員に発言を許可します。

○１５番（大角利成）

15番、大角利成でございます。議長より許可を得ましたので、一般質問を行います。

その前に少しお時間をいただき、思いを述べたいと思います。

荒木町長、全国離島振興協議会会長、再就任おめでとうございます。言うまでもなく、全国の離島にとっては多面にわたり、これまでにも増して大事な局面を迎えていると思います。時限立法であり、期限切れを控えている有人国境離島振興特別措置法の延長問題も大きな課題の一つであります。このような機に全国の離島の首長さんから大きな信頼と期待を寄せられ、会長に再任されたものと思っております。

我が屋久島町においても、屋久島空港滑走路延長事業の早期完成、また高速船の代替船新建造に伴う国、県の支援の拡充、さらにフェリー新造船に関する国の支援体制の見直しなど、多くの課題を抱えているところです。これまでの経験を生かし、荒木町長の手腕をぜひ発揮してほしいと思います。期待をいたしております。

それでは、通告に沿って一般質問をいたします。

今回の質問は、小中学校の施設整備についてと、学校及び町内２か所の町図書室の充実について、大きく２点を質問をいたします。

１点目の小中学校の施設整備について、まずはお伺いをいたします。

最初に、校舎内の照明機器についてお伺いをいたしますが、私も時折学校から御案内をいただき、学校の諸行事に参加をいたしております。また、議会活動の一環として、

年数回学校訪問をさせていただいております。訪問するたびに、校舎内照明改善により教室内が随分と明るくなってきたと実感をいたしております。それは、照明等がＬＥＤ化されてきた成果であり、ＬＥＤ化された教室と従来の蛍光灯教室では明るさが一目瞭然であります。町で計画的に整備されていることはよく存じ上げておりますが、現在のＬＥＤ化への移行の状況についてはどのような状況か、まずはお伺いをいたします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

大角利成議員の質問にお答えをいたします。

学校施設における照明設備のＬＥＤ化につきましては、校舎や体育館の大規模改修等に合わせ、計画的に実施しているところであります。

2023年11月に開催されました「水銀に関する水俣条約第５回締約国会議」により、蛍光ランプの製造や輸出入の禁止が合意され、2027年末までに段階的に製造、輸出入が廃止されることとなったため、蛍光ランプの在庫不足等が懸念されることから、加速度的にＬＥＤ照明への更新に取り組む必要があると考えております。

現状としましては、学校予算で独自に更新している学校もありますことから、調査の集約が完了いたしましたら御報告をしたいと考えているところでございます。

○１５番（大角利成）

教育長、まず教えてください。

学校予算でっていうのは、町の予算じゃなくて、学校独自のどのような予算なんでしょうか。

○教育総務課長（泊　光秀）

各学校ごとに予算配分をしておりまして、その中で実施をしているところでございます。

○１５番（大角利成）

ということは、町費でやっているということで、それぞれ配分をして、学校でやっているという御理解でよろしいですね。分かりました。

１週間前に通告をしています。私としてはさっき申し上げましたように、計画的に整備をされて、学校に行くたびにいい思いで学校訪問しているものですから、私の見る限りでは各教室は随分と整備されてきたな、だけど特別教室あたりがもう少しかな、あるいは廊下あたりがもう少しかなと思っていましたので、お尋ねをしたんですが、まあ１週間前に通告をしましたから、まあ大体でいいから学校にもお尋ねをして、それなりの回答があるかなと思ったんですが、そのような返事が聞けなかったことを少し残念に思っております。

教育長も学校に訪問されていると思いますが、感触でいいんですが、どの程度ぐらい今進んでいるというふうに個人的には思っているんでしょうか。個人的な見解でも結構です。

○教育長（石田尾行徳）

現在、大規模改修等でＬＥＤ照明にした学校が、八幡小学校、金岳小学校、岳南中学校、安房中学校というふうになっております。

ただ、まだ若干照度不足のところもございます。安房中学校の技術室は照度がやや不足していますので、こちらのほうの整備も急ぎたいと思っております。

○１５番（大角利成）

今の答弁ですとほぼできているんですかね、そんな状況でよろしいですか。

○教育長（石田尾行徳）

まだ、「ほぼ」というところまでは行っておりませんが、最初の答弁の中でもお話しをしましたとおり、さらに加速度的に整備をしてまいりたいというふうに思っています。

○１５番（大角利成）

ＬＥＤ化について、教室が明るくなっていくことについて私は非常に評価をしているんですよ。ですから、いいことだから早くしてほしいなというのがあって、今回のこの質問にあったんですが。ただ、やっぱり学校訪問する度に、先ほども申し上げましたように、従前のやつとやり方も一目瞭然、明るさが全然違います。

そんなことを考えたときに、ああ子供たちの目の健康のためにも早くこれはすべきだなというふうにもう常日頃から私自身思っているんですが。

どうなんでしょうか、町として、教育委員会として、この学校の照明のＬＥＤ化への移行というのを、どのぐらいの時点で終わりたいという目標は定めて年次的な計画をされているのでしょうか。現状をお聞かせください。

○教育長（石田尾行徳）

島内の電気機器取扱店に確認したところ、2027年末に現行の蛍光ランプの在庫を抱えないよう生産数を減少させておりまして、2027年末には取扱いができなくなるという見込みだということでありました。

このことを踏まえまして、2027年末までにＬＥＤ化の完了を目標に計画をし、学校運営に支障がないよう、施設整備を進めてまいりたいというふうに考えているところです。

○１５番（大角利成）

2027年になくなるということで、各集落でも集落の防犯灯の電球等もこのＬＥＤ管に替えております。あと２年あるわけですが、できれば早くとは思っているんですが、そこで町の財源を、教育委員会としては早くやりたいという気持ちはおありなんでしょう、それはもう間違いないと思うんですが、そこで町長にお伺いをいたします。

教育委員会としては、2027年度末までにはそういういわゆる蛍光管の器具がなくなるということで、それまでにはＬＥＤ化をしなければいけないということなんですが、先ほど申し上げましたように、子供たちの健康のこと、あるいは教職員の先生方の目の健康のことを考えると、私は１年でも早くやるべきと思っているんですが、そのことに対して町長はどのような考えをお持ちでしょうか。１年でも早く終わらせるという考えはございませんか。

○町長（荒木耕治）

それは１日でも早く替えるべきだというふうには思っております。が、今現在使われている電球っていうのは、そんなに健康に悪い目に悪い物をずっと何十年も使って本当に来たんだろうかっていう一つの考えもある。だからＬＥＤに替えたらどんだけの効果ですか。

実は、自分の家の蛍光灯をＬＥＤに替えると明るさが違って、慣れるのに大分時間がかかったような、個人的では思いもします。

ですが、今もう27年で廃止するわけですから、それは１日も早くそういうふうに替えていくことが大事だろうというふうに思っています。

○１５番（大角利成）

まあ電気代のこともありますけれども、私が見る限りやはり明るさが全然違いますし、私たちが学校を訪問するときに諸先生方とお話しする中でも、早くＬＥＤ化していただくとありがたいという意見も聞いておりますので、今、町長からそういうふうにありましたけども、まあ２年と言わずに、できれば町長、来年も少し予算をつけていただいて、早く終了するように努めていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

それでは次の質問ですけれども、以前、同僚議員が学校の水道水に関する質問をしたことがございます。飲料水としての安全性については問題ないという答弁でありましたし、そうだろうと思っているんですが、現状でも、まあコロナ以降といいますか、コロナの頃から多くなったんでしょう、子供たちが水筒持参で登校しているという状況にあると思いますし、私は朝、時々子供たちに声かけをするときにそのような現場にも接しておりますし、そういう父兄の方々の話も聞いております。

今、我が町で子供たちが、小中学生が学校に水筒持参で登校している実態っていうのはどのような状況なんでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

水筒持参者の割合につきましては各学校への確認の結果、小中学校を合わせまして100％が７校、90％が２校、80％が２校、50％が１校という状況でありまして、非常に高い割合を示しているところです。

水筒の内容物としましては、お茶、スポーツドリンク等でございました。

また、この水筒持参の理由としましては、学校施設におけるあらゆる場面におきまして、教育活動を実施する上で、全ての場所に水道が設置されているとは限りませんので、ほとんどは熱中症対策のためですね。いつでも水分補給ができるようにという配慮でございます。

○１５番（大角利成）

私が想像以上に持参率が高いなと思いました。

子供たちに聞いてみると、水道でこんなんして水を飲むのが嫌だという子供も何人も私は聞きましたし、こんなこともあってかなと思ったんですが、まあコロナ禍からだと思うんですけども。

ただ今お聞きしますというと、すごい率で子供たちがやっぱり水筒を持って行ってるということは分かりました。

まあ子供たちがどこでも水を飲めるということなんでしょうが、お茶とかスポーツドリンクとかという、今、教育長の答弁でございましたけれども、そういう物を持たすことで親としては安心な面もあるのかもしれませんが、どうなんでしょうか、もし、そういう子供たちが、そういう水を口にするそういう場所が少ないんであれば、またそれはそれなりに検討すべきであろうし、あるいは蛇口に口をつけて、あるいは口をつけなくても直接飲むということに抵抗があるとすれば、何らかの方法はないのかなと、こうも思ったりもします。

御承知のように、５月に入ってから30度を超すというそんな時代になってまいりました。これから先も子供たちはそういう暑さ対策をしなければいけないし、いわゆる喉を潤すというか、水を求めることが多くなってくると思うんですよね。

まあ、うちの孫も学校に持って行っていますけども、聞いてみると、うちの孫はこんなふうにして飲むのがちょっと嫌だということで持って行っています。で、部活まで使う関係でほぼ空で帰ってきます。

ですから、何か私の思いとしては、子供たちがこの屋久島にいながら、我が家から水筒を持って行かなくてもおいしい水が飲める、そういう水を提供できる場というのはしなくちゃいけないのかなと、こういうふうに常日頃思っているわけです。

さっき申し上げましたように、町のほうでは空調施設を計画的にやってくれていますし、近々ほぼ完了するんでしょう。私は、次はこのおいしい水を子供たちに常に与えるという施設というのが我々に課せられた思いかなと思っているんですが。

この暑さ対策として、子供たちが夏場だけでもいいんでしょうが、冷却水を学校で飲める、そんなこともいいのではないかなと思いながら色々と聞いてみました。

まあ中央中学校に２機でしょうか、中央中学校にあると聞きました。これは町がしたのか、あるいは学校でＰＴＡとかそういう方々がしたのか分かりませんが、中央中学校

にあるというお話は聞きました。

子供たちのために、そういう夏場だけでもいいですけど、冷却給水施設を設置をして子供たちに与えよう、そのような考えは教育長はお持ちじゃないですか。

○教育長（石田尾行徳）

子供たちが水筒を持って行って、お茶とかスポーツドリンクを入れてくるという話をさせていただきましたが、なくなったときは水道水のところで水筒の中に水道水を入れて、で、飲むというふうな子供が多いというのを聞いております。

この冷水機の設置に関する要望は現在のところ受けておりませんけれども、ただ冷水機の設置は夏場における熱中症対策に非常に有効であるというふうには考えておりますので、今後、そういった要望もあれば検討してまいりたいというふうに考えております。

先ほど、議員がおっしゃいました中央中には、現在のところ２台設置されております。１台は体育館のほうに、これは平成28年度の卒業記念で購入されたもの、そしてもう１台は校舎内に、令和６年度のＰＴＡ振興費で購入されたものであるというふうにお聞きしております。

○１５番（大角利成）

ありがとうございます。

屋久島にいながら、いつでもどこでも水が飲める、そんなことを屋久島憲章でうたっています。屋久島憲章では、「わたくしたちは、島づくりの指標として、いつでもどこでもおいしい水が飲め、人々が感動を得られるような、水環境の保全と創造につとめて、そのことによって島の価値を問いつづける」ということですから、そんなことを考えるときに私は、保護者の考えも色々あってお水とかスポーツドリンクなんでしょうが、できれば屋久島の子供たちが学校に水筒を持って行かずに、この屋久島の宮之浦岳流水の名水百選の水道水をおいしく、おいしい気持ちでおいしく頂く、そんなのが屋久島にふさわしい子供たちの登校の姿かなと思っています。

私はそう思っているんですが、町長、今、教育長と私のほうのやり取りを聞いて、この子供たちが水筒を持って学校に行く、で、私はそれはそれで色々考えがあるんでしょうが、良とするところもあるんですが。

夏場に、今、中央中に２台あるそうですが、子供たちが冷たい水を喉にできるようにこの冷却給水機を設置したらと思うんですけども、そのことについて町長はどんな思いでしょうか。

○町長（荒木耕治）

私は、飲み物は常温が好きです。暑いときは熱い物、冷たいときは冷たい物を飲む。それが体にいいと私の主治医は言います。ですから、焼酎も水割りよりお湯割りがいいと、そんなふうに私は教えられます。

それで今、観光客の方が、「屋久島の水はおいしい」って会う方が、それは山の水を飲んでいるのか水道の水を飲んでいるのか分かりませんよ。ですが「おいしい」と言う。「子供たちが挨拶をしてくれて、非常に気持ちがいい」というのも言います。

ですから、今、色んな水の問題、学校も水道水、私の自分の経験、それは時代が違うといえばそれまでですけれど、私らも水道水からがぶがぶ飲んでいましたよ。夏は暑いのが当然ですから、しばらく出しておきました。すると、それなりに冷たくなりますよ、水道水でも。ですから、そういうものを飲んでいた。

今は個人の、トイレなんかもそうですけど、口つけて飲まなくても、じゃあマイカップを準備するとか、そういうこともいいのかなと。

先般、島根県の沖ノ島に行って海士町に視察に行きました。海士町のキャッチフレーズ、「ないものはない」なんです。だから我慢をみんなでしていこうというのも町の一つのやり方なんです。要求するものを何でもつくっていくとかそういうことではなくて、やはり離島に暮らす人間はそれなりに、コンビニもありませんよ今、本当に24時間のストアもない、まあここもないですけれども。ですから、それは町のせいとして財政豊かで何でもやっていければ、海士町なんか財政も豊かですよ。地域おこし協力隊が100人いるっていいますから。そういうふうに、一方ではそういうやり方をやっていますけれども。

色々学校の設備、そういうことですね。だから私も、子供は島の宝だって言ってきました。笑い声が聞こえる集落がいいという、私は基本的にはそう思っていますから、教育には、医療費のことやら給食費のことやら、色々私なりに精いっぱいのことをやってきたというふうに思っています。まだまだなかなか行き届かないところがありますけれども。

ですから今、中央中学校に冷却水が飲める施設があるというような、それはかなり使われているんでしょうけれども。フォーラム等にも冷却水を置きましたけれども、飲んでいる姿は見たことないですよ、ＯＢの方たちがせっかくやってくれましたけどね。

だから、そういう色んなことも思ったりしますが、いずれにしても子供たちが健康であることが一番ですから、今の時代に合ったようなことは、環境づくりはつくっていかなければいけないというふうに思っております。

○１５番（大角利成）

私が申し上げたいのは、どこでもおいしい水が飲めるっていうのは学校のそういう水道じゃなくて、屋久島憲章をつくったときに、先輩の方々から条文をつくるときに色々議論をしたお話も聞いています。この屋久島で大きな川もありますけれども、どこの小川、どこの沢に行っても、手ですくって水が飲めるっていうそういうことを想定したところのこの表現だというふうに私たちは教わっています。ですから、こういう屋久島憲

章というすばらしい憲章を先輩たちがつくって、私たちもそれを子供たちに引き継いでいかなければならないので、であれば、私としては理想として、子供たちが家から水筒を持って行かなくても、十分屋久島の水を自慢して、学校でたっぷりと飲める、そういうことも子供たちにもこつっと位置づけをしていくのが我々大人の努めかなという思いもあったもんですから、実情をお聞きしたところです。

ただ、申し上げますように、保護者の方も色んなお考えがありますでしょう。で、まあ町長がさっき言った、観光客は「屋久島の水がおいしい」と言ってくれているという、尾之間でもＩターンの方々があるところに車でしょっちゅう来て、くんで帰っています。小雨のときもくんで行っています。

私自身、ふっと頭をひねるときがあるんですが、そういう状況ですから、屋久島の水はおいしい、当然お家で沸かして飲むんでしょうけど、そういう状況ですので、子供たちに屋久島の水を理解していただいて、おいしく腹いっぱい飲んでいただきたい。そういう思いから今回の質問をしたところですので、そのように御理解いただきたいと思います。

私もはっきりと確認をしましたが、町長自身はもう必要はないと、冷水じゃなくて上水が一番いいということですから、そのような整備は必要ないというふうに私は受け取ったんですが、それはそれでいいと思います。

今回、私が一般質問したのは、子供たちにそういう思いを伝えたい、大人としての考えを確認したい、し合いたいという思いから質問をいたしました。

このことはこれで終わりたいと思います。

それでは、２点目の学校図書及び町内２か所の図書室の充実について。まずは教育長にお伺いをいただきます。

学校の図書室及び町内２か所の図書の購入の状況、実態について少し教えていただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

小中学校における学校図書の購入実績としまして、直近３年間の購入冊数及び購入金額を申し上げます。令和４年度が、小学校で684冊、214万231円、中学校で321冊、75万9,473円、合計1,005冊、289万9,704円。令和５年度が、小学校で1,027冊、205万2,875円、中学校で296冊、86万1,360円、合計1,323冊、291万4,235円。令和６年度が、小学校で1,037冊、230万9,456円、中学校で388冊、84万8,397円、合計1,425冊、315万7,853円となっております。

学校からの要望に対し、ほぼ要求どおり対応しておりまして、冊数、購入金額共に

年々増えておりますことから、学校図書に関しましては充実が図られているものというふうに考えております。

続きまして、町図書室の新冊購入実績につきましては、尾之間図書館、宮之浦図書室合算で、令和３年度は644冊、83万6,529円、令和４年度、716冊、95万5,870円、令和５年度、704冊、94万4,336円、令和６年度はだいすき基金から120万円を充当していただき1,194冊、166万4,607円分の図書を購入しているところでございます。令和７年度につきましても120万円分の購入を予定しているところであります。

○１５番（大角利成）

ありがとうございます。

細かい数字を、本来はこれまで委員会等で確認しながら私自身が把握しておればよかったんですが、それを怠っていたために今回冒頭にお尋ねいたしました。

総予算では、私自身ほぼ確認をしておったんですが、学校ごとにどうだろうかと思ったもんですから今回こういう質問をし、先般、担当課長のほから詳細な資料を頂いたとこです。ありがとうございます。

今、答弁をお聞きし、そしてまた資料を見せていただいて、ああ随分と図書には力を入れていただいて、購入していただいているんだなというふうに思いました。そんな中で、教育長のほうから、学校からほぼ要求どおり予算を獲得して図書の購入ができているということでしたが、予算編成前に、それぞれの学校からどのような図書をどの程度購入したいというそういう要望を受けて、それを基に教育委員会のほうで財政当局に予算要求をし、そして予算を頂いて、それぞれの学校に配分をしているというふうに受け取りましたが、そういうことでよろしいんでしょうか。それとも、教育委員会のほうが相対的な予算を取って、それぞれの学校に配分をしているんでしょうか。実情はどんなんでしょうか。担当課長で結構です。

○教育総務課長（泊　光秀）

学校予算につきましては、それぞれに学校ごとに配分をしておりまして、その枠の中で購入できる分を学校のほうで検討いただいて、そこを購入できるかどうかを教育委員会としても見ながら、先ほど「ほぼ」という回答でしたけども、最近ではほとんど予算のほうを減らすことなく、その予算配分の枠内で購入をしておりますので、学校との調整はしているものであります。

○１５番（大角利成）

課長、再確認ですが、例えば、令和４年度、相対で290万円ぐらい、令和５年度が約290万円、学校図書でいうと令和６年度に300万円ちょっと。この予算の相対枠を教育委員会が過去の予算配分から財政にお願いをして、財政当局と調整ができた金額で各学校に配分をしているのか、それとも、前年度のこの配分を基に各学校から今年度はこれぐ

らいうちは欲しい、これぐらい買ってほしいという要求があって、その積み上げで財政と協議をしているのか、どちらですか。

○教育総務課長（泊　光秀）

予算につきましては、毎年度、学校に対しまして説明会を行っておりまして、当然ながら毎年度、町の財政も変わりますので、こういった形で予算編成を進めてもらいたいという中の説明を行った上で、要望に対して購入できるかを見極めながら配分をしているところでございます。

○１５番（大角利成）

なかなか学校側も大きい予算を頂いているようなことで、でも私が思うに、教育委員会のほうに言いづらい面もあるのかなと。予算をたくさんくださいということを、なかなか言いづらい面もあるのかなというふうには思っているんですが、そこはまあ分かりました。

学校関係はそういうことで、また今後も学校と調整しながら、できればこの200万円、300万円、ほぼ毎年似たような金額ですから、これをもうちょっと増やしていただいて、また財政当局とも協議をしてもらえればなと思うところです。

次に、町内２か所のこの町の図書室ですが、80万円から100万円弱、今年度そして昨年度が120万円程度でということです。今回、私がこの質問をしたのは、実はこの町の２か所の図書室がメインであります。色んな方とお話しをする際に、これまで色々と議論をしてきた図書室の狭隘、狭いことはまあもちろんですが、「狭くて行きづらいんだけど、だけど書籍が色々と変わると足を運ぶようになるんだけど、なかなかそれがないですね」というお話から、今回この一般質問をしました。

120万円程度ということですが、今は電子時代とはいえ、そのような時代になってきました。しかし、私はそういうところに疎い人間ですから特にそうなんですが、まだまだ紙面による書籍、これの価値観というのも大事であるし、またそういう利用者も多いんじゃないかというふうに思っているんです。

そこで、特にこの町の図書室について今以上に少し予算を獲得していただいて、新しい本を購入してみんなが足を今まで以上に運べるような、そういう充実した図書室づくりに努めてほしいなと思うんですが、そのことについて教育長は、町の図書室についての今後について、どのようなお考えでしょうか。

○教育長（石田尾行徳）

限られた予算内での購入ということで、購入する書籍の選定方法につきましては、ベストセラー本の購入を始め、利用者からのリクエスト申込みにより、利用者の希望を極力反映させる形で購入を今しているところです。

また、両図書室での購入書籍が重複しないように調整をしておりまして、書籍につい

ては図書管理システムで検索ができ、貸出しの希望があった場合には使送便でやり取りをして、貸出しができるようにしているところです。さらに、令和６年度には試験的にですが、双方の図書室で購入した書籍を一定期間入れ替える、そういった取組も現在行っているところです。

今後におきましても、可能な範囲でだいすき基金等を充当させていただき、内容の充実に努めてまいりたいというふうに考えているところです。

○１５番（大角利成）

図書室の運営、貸出しの状況については、これまでも色々と私たちも教えていただいて、説明を受けてきたところですので分かっていると思うんですが。ただ毎年、新規の図書を購入するときに、まあ教育委員会で色々検討されると思うんですが、その際にデータを見れば、今どんなのがよく読まれているのか、あるいは来られた方がどんなのを望んでいるのかというのは、私はいわゆる図書室で勤務している現場の職員が一番よく知っていると思うんですが、そういう方々の御意見等を聞きながらこういう計画は立てているんでしょうか。

○社会教育課長（佐々木　修）

図書の選定につきましては、両図書館勤務職員の意見を反映させながら購入をしております。選定をしていただいております。

○１５番（大角利成）

分かりました。

まあ私の調査と、少し私の思いと違うところもありますけど、そういうことであればそうなんでしょう。まあそうすべきであるし、一番よく分かっているのは図書室で勤務されている方でありますし、そういう方々がこういう図書が欲しいなというのは思いがあると思います。十分そこは意見交換をしていただいて、今後もそのような購入システムに努めてもらいたいなと、こう思うところです。

私自身、小さいときからあまり書籍に目を通すそんな時代がなかったもんですから、大人になって常に反省をしているとこです。やはり文字、御書物を通すことで色んな知識も得るだろうし、そういうことがまた大事になってまいります。

子供たちも、今スマホで遊んでいるかなと思って孫たちに聞くと、読んでいます。だけども、私は先ほど申し上げましたように、目の健康からしても、やはりちゃんとした書面の書物を読んだほうがいいのかなと私自身は思っておりますので、本町の図書室２か所については町営であるし、色んなことで今まで言われてきております。北部の図書室については、また新しい施設との関連もあって検討もされているんでしょう。南部については、この間、中央公民館の方針が出ないためになかなか改善がされません。

施設の改善はもちろんですが、そういう書籍の内容、充実をさらに図っていただいて、

そして多くの町民が、そして多くの子供たちが学校図書室あるいは町の図書室に足を運びたくなるような、そういう運営にぜひ努めていただきたい。

このことを要望いたしまして、今回の私の質問を終わりますが、最初のこの水のことについても、ぜひ、教育長あるいは町長、前向きに検討していただいて、子供たちに屋久島の水を自信を持って、そして腹いっぱいおいしい水を常に口にできるような、そういう体制づくりに努めていただきたいということをお願い申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。13時30分から再開します。

休憩　　午前１１時４１分

再開　　午後　１時３０分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、９番、榎光徳議員に発言を許可します。

○９番（榎　光徳）

皆さん、こんにちは。議席番号９番、榎光徳でございます。一般質問の機会を与えていただきましたので、通告に従い、町長、教育長にお尋ねをいたします。若干咳が出ますので、お聞き苦しいところがあるかもしれませんが、御容赦を頂きたいと思います。

時がたつのは早いもので両町が合併をしてから、早18年が経過をしようといたしております。この間、行政推進につきましては、おおむね順調に推移をしているものと考えますが、２年後は合併20年の節目を迎えることになります。

町長は為政者として、これまでも数々の課題を抱えながら問題解決に対峙されてきたものと理解をいたしますが、まだまだ多くの課題が残されているのも事実でございます。こうした課題をフロントランナーとしてどのように解決していこうと考えているか、幾つかお尋ねをいたします。

まず１点目は、口永良部島の爆発的噴火を教訓に「屋久島町防災の日」が制定されましたが、町内におけるこの日の取組状況についてお示しください。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

榎光徳議員の質問にお答えをいたします。

令和７年３月の全員協議会において、屋久島町防災の日を制定することについて説明

をした際に、議員の皆様から「１回目の取組は、平日であっても町内一円一斉に５月29日に実施したら」との提案を受け、今年３月に開催しました第３回行政事務連絡会でその趣旨を説明し、屋久島町防災の日に係る訓練と計画について各集落で話し合い、５月19日までに計画書、６月４日までに実施報告書を求めるお願いをしたところであります。実際に計画に係る報告は26集落中16集落からありましたが、29日が平日であることや別の日程で計画していたことから、当日に実施した集落は楠川区のみでありました。

内容としましては、榎議員も参加されていたようですからお分かりだと思いますが、奈良大学の名誉教授であります楠川在住の鎌田道隆氏による「江戸時代の南海トラフ大地震の稲むらの火」と「濱口梧陵」と題しての講演と、内閣府が作成している「災害への備え」「チェックリストによる非常用持ち出し袋の必要性」「消防団からのお願い」の３部構成で開催したとの報告を受けております。

また、他の集落でも土日を中心に実動訓練等を行っており、各集落からの実施結果を検証して来年度の取組に生かせていければというふうに思っております。

○９番（榎　光徳）

昨年は国民保護法による自助訓練とか様々な訓練を行いましたが、このとき同僚議員も、全町的な避難対策・避難訓練はできないのかというような質問をしていました。

私も昨年の３月の議会でしたか、同じような質問をしたんですが、先ほども町長から行政事務連絡会の中で調査したところ、やっぱり平日ということがあるんですが、16か所が実施をしたというようなことのようです。

楠川の事例もさっき出してもらいましたけれども、マスコミ等でも特に南日本新聞は口永良部の記事を島民のものを５日間ですか、連載で載せていました。

そしてまた、日にちは違いましたけれども、春牧地区の取組とか、それから口永良部の５月の11日でしたか、そういったこともつぶさに載せたようですけれども、この訓練をやることによって色々な課題が見えてきたというようなことをどこも書いていました。

春牧地区では炊き出しをしたようなんですが、このときも量がちょっと少なかったよねとか味がどうやったよねとか、具体的にそういったことまで書いていまして、やっぱりそれはそういうことをやったからそれが見えてきたというようなことで――口永良部についても、今回はただ番屋ヶ峰にぱっと行くんじゃなくて、途中で救助しながら番屋ヶ峰へ向かっていくというような何かそういう方法も取ったようです。ところが、思わぬ時間がかかったというようなことも書いていましたけれども、そういったこともやっぱり訓練をやることによって出てくる問題ですので、16か所は実施したようですけれども、今後これを契機にこういうことがどんどん広がっていければいいなと思っているんですが。

まず、この16か所の箇所について、町長はどういう評価をされていますか。

○町長（荒木耕治）

なかなか難しいですけれども、口永良部島を含めて26集落の中で16か所がそういう意識を持っていると。

そもそも、私が何で防災の日というのをつくろうとしたかということは、防災訓練をやることも当然ですけれども、まずは個人個人が防災についての認識を新たにしてほしい、年に一遍５月29日に屋久島町で定めた日に――地震・台風・大雨、色んな災害がありますけれども、そういうことで避難経路、自分たちの避難所・避難施設に行くのもいいでしょうけれど、自分の命は自分で守るという、そういう意識。

ですから、私も個人的には避難用のそういうものを自宅には準備してあります。ですが、賞味期限が切れていく、そういう意識をしているときにはまた替えますけれども、またそれもだんだん日がたつにつれて薄れていったり、そこで思い出してまたそういう準備をするとか、そういうこと。

訓練はそれぞれ屋久島の場合は集落によって異なりますから、一同に同じ訓練はできないというのは今までもずっと申し上げてきましたけれども、各集落で色んな形でそういう訓練をやっていくことが大事ですし、今その16集落やれたということはまずはよかったのかなというふうに私は思っております。

○９番（榎　光徳）

町長の評価をお聞きしましたが、やっぱりは私もずっとこれは全町的にできないかということを言ってきているんですが、確かに災害の形態は違うと思います。口永良部はそういう火山爆発、また本町、本島のほうの海岸部は津波対策とか、南部のほうの高い地域にあるところはやっぱり台風災害による避難訓練とか、あるいは梅雨時期の崖地崩壊とか様々な形態が出てくると思うんです。ですから、そういう受ける形態は違うけれども、やっぱり同じ日に何がしかのそういう訓練をやるというのがまた認識の深まりが出てくるのかなという、私はそういう思いなんです。

それと今、夜間のことは全然――これは昨日、同僚議員が地域防災計画のことも質問していましたが、夜間の避難訓練とか、そういうのは私もちょっとそこは確認していないんですけれど、それも必要じゃないのかなあと思っております。

それと最近、山火事、火災が非常にあちこちで出ていまして、この火災に対するそういう訓練もやがては必要なのかなという気もします。ですから、先々はそこら辺も見据えてやっぱり避難訓練の在り方を検討していっていただきたいなと思うんですが、そこら辺は町長なり、副町長なり、いかがですか。

○副町長（岩川茂隆）

先ほど議員も言われたように、屋久島の中では地理的な状況で災害に対する備えが集落ごとに違ってきます。夜間も必要ではあると思いますが、台風時等の夜間外出、あと

地震の際の外出については制限をしないといけない場合もありますので、そういうところについて臨機応変に簡単なマニュアルでもつくりながら対応していきたいというふうに思っています。

○９番（榎　光徳）

私、なぜ副町長にと言ったかというと、前回、総務課長のときにそういうお答えがありましたので、改めて聞いたところです。

また、確かにそういうマニュアルづくりもしたりして、ぜひそういう対策を検討していっていただければと思います。いずれにしても、今回のことはそれなりに認識が深まったのかなと、私もそういう思いをしています。それこそ備えあれば憂いなしということですので、引き続いてそういう対策をお願いしたいと思います。

次に、２点目に入っていきたいと思います。

２点目の宮之浦地区に計画中の「多目的交流センター（仮称）」についてですが、これは私もこの検討委員会のメンバーとして色々ワークショップや現地調査等に関わりを持ってきました。その後、パブリックコメントや住民説明会を経て公設民営によるＤＢＯ方式が決定をしたわけですけれども、その後これは順調に建設に向けての動きが進んできているとは思うんですが、昨年の６月議会でしたか、まずは事業所選定の支援業者の選定をやるんだということを言っていたと思うんですが、この件について現在の進捗はどういう状況なんでしょうか。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

屋久島町多目的交流センターは令和６年３月に公表しました「屋久島町多目的交流センター（仮称）」ですけれども、建設管理運営事業基本計画書の整備スケジュールに示していますとおり、令和10年秋の開業に向けて、令和７年度は事業者選定を目的とした公告のため、支援事業者と連携をしながら要求水準書・実施方針・審査基準書の作成を進めているところです。

また、活用を予定している新しい地方経済・生活環境創生交付金（第２世代交付金）の採択の見込みについて、事前相談を行っているところです。離島開発総合センターと宮之浦体育館については、耐震や雨漏りにより、いつ使用不可能となるか不安に迫られておりますので、可能な限り速やかな更新を目指したいというふうに考えております。

○９番（榎　光徳）

総合評価方式によってこのＤＢＯ方式が決定をしたわけですけれども、事業者選定につきましては、もうやっているんだということのようです。これは業務委託でしたかね。

○政策推進課長（木原幸治）

業務委託契約を行っております。実施は令和６年から今年度の２年かけて継続事業でお願いをしておりまして、議会のほうではアドバイザリー業務委託というふうにして説明させていただいておりますけれども、このＤＢＯ方式での契約方法の実績は全くないものですから、専門技術を持っている業者のほうにもアドバイスを頂きながら業務を進めているという状況になっております。

○９番（榎　光徳）

さっき町長からもありましたけれども、離島開発総合センターももう老朽化でちょくちょく修繕を強いられていると。体育館にしてもこの雨漏りで大分影響を受けて、避難所でありながら避難所の体をなしていないというようなことで、早急にこれも取り組まなければいけないと思っているんですが、とにかく今は令和10年の秋の開業に向けてこれを確実に進めていくということが一番の課題じゃないかと思うんです。

当然多額の費用も必要ですので、ここら辺の予算の面、さっき何か創生交付金ですか、そういうことを考えているというようなことでしたので、これについてもワークショップのときにも話が出ていましたけれども、やっぱりできるだけ当然これは補助金なり起債なり、起債にしても有利債を活用できるようにそういった努力をしていただきたいと思います。

これはもう今、経過措置というか、そういうことでおおむね順調に進んでいるということで私は受け取っているんですが、とにかく開発総合センターの文化施設、それと体育館、そして避難所という、そういう３つの要素を兼ね合わせた非常に重要な複合施設、多目的ホール、多目的センターであるということを私は思っておりますので、確実にこの令和10年秋の開業ができるようにぜひ進めていただきたいと思うんですが、今のところ特に隘路というか、そういったことはないんですよね。

○政策推進課長（木原幸治）

今現在、その公告作業については順調に進んでおります。あと両面で財源確保という面からは、有効な財源を確保するための検討を行政側のほうでも進めているという状況になっております。幾つか活用できる交付金等もあるようなので、何が一番有利なのかということも検討させていただきたいと思います。何よりも町民の必要な施設だという認識、急いで整備をしなきゃならない必要性ということを認識しながら作業を進めてまいりたいと思います。

○９番（榎　光徳）

各地域の色々な跡地利用については、それぞれの地域が注目をしているわけですけれども、尾之間の庁舎跡もウェルネス構想が頓挫をしてしまいました。この北部地区も旧庁舎がなくなり、中央公民館がなくなり、そして地域の人たちはそういうことでやっぱり相当期待をしていると思うんです。

さっきも言いましたけれども、開発総合センターのそういったこともあったりすると、繰り返しになりますが、一刻も早い実現に向けたことを願っていると思うんです。以前は屋内ゲートボール場の話もありました。だけれど、これも今のところ計画どおりにはいっていませんけれども、そういったようなことで今後はやっぱり私はもう粛々と計画どおりに進めていただいて、また時期を見て途中経過は知らせてほしいと思うんですが、そういったことは当然考えているわけですよね。

○政策推進課長（木原幸治）

スケジュールの進捗状況につきましては、全員協議会等を利用させていただきまして報告をさせていただく予定にしております。よろしくお願いいたします。

○９番（榎　光徳）

順調に進めていただくことをお願いしながら、この件を終わります。

次に、３番目ですけれども、クリーンサポートセンターについてです。

令和４年の工事発注から二度の工期延期を余儀なくされてきました。昨年の12月第４回の定例会の折にも全員協議会の場で、担当課長より工期の再延長についての説明を受けたところですけれども、当然この工期延期の内容については十分に理解できます。これも10月完成ということでしたので、もういよいよ日にちが近づいてきているんですが、その後順調にいっているのかどうか、現時点での進捗状況をお示しいただきたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

屋久島クリーンサポートセンターにおけるエネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業につきましては、令和７年３月の第１回定例会において、工期延長等に関連する予算等の御承認を頂き、工期を本年10月末まで延長しています。町民の皆様には大変御迷惑をおかけしておりますが、現在工期内の完成に向け進めています。

工事の進捗状況ということですが、事業関係者と町が協議する月例会議を毎月開催しており、先月は14日に開催しております。その折、事業者から工期の遅れは生じていないと報告を受けており、７月末には建屋が完成をし、８月には試験運転が行えるものと判断をしております。

今後につきましても、遅滞なく進むよう適切に管理監督を行い、工期内での完成ができるよう取り組んでまいります。なお、施設完成後の炭化・電気溶解施設の解体については、令和９年度に実施をしたいというふうに考えております。

○９番（榎　光徳）

今、順調に進んでいると。８月は試験運転に入れるんじゃないかということでしたが、

町長も御存じのとおり、最初の処理場については両町の広域連合ですから一部事務組合で、それこそ鳴り物入りで炭化・溶融炉の施設ができたわけですが、当時は全国から視察にも来るというような非常にそういう話もあったりしたんですが、御存じのように産廃とか色々、最終処分をめぐって今のような状況になってしまっています。

今回の新施設についてはそういうことはないと思っているんですが、やっぱり町民も早期の完成を希望していると思うんです。工期延期のことについては途中で岩盤が出たりとか、あるいは馬毛島も何か３か年延期になったりして、それには御存じのように資材高騰とか労働者不足とか色々な要因があるわけですけれども、このときに給水施設の追加工事があったと思うんですが、河川からポンプアップをするというようなことだったんですが、これについても問題なく進んでいるんですかね。

○生活環境課長（泊　竜二）

給水設備工事につきましても順調に進んでいるところでございます。

今日の午前中、先ほど町長のほうから答弁がありましたとおり、定例会が本日の午前中にございました。その中で報告としてございまして、工事の進捗率としては、５月末現在90％近く進捗率としては進んでいると。10月の上旬には、ほぼ主な工事が完了するということで報告を頂いているところでございます。

○９番（榎　光徳）

分かりました。給水施設についても良好だということで、90％ということであれば、いよいよ最終的な段階に来ているのかなあと思っております。

施設の解体は、先ほど町長が令和９年だということでしたけれども、ここら辺も含めてごみの分別とかごみ袋、そういったことは従来どおりなんでしょうけれども、この新施設ができたことによってランニングコスト等がうまくいって、そしてその跳ね返りでごみ袋の料金が幾らかでも下がっていくようなことになれば大変ありがたいことなんですが、それは運転が開始されてからのことでしょうから、そういったことも期待をするわけですけれども、あと残された工期を順調にしっかりと監督をしていただいて、もう再々工期延期ということがないように最後までしっかりと確実に完成していくように目指していただきたいと思います。

それでは次に、４番目の公立中学校の部活動についてお尋ねをいたします。

現在、公立中学校の休日部活動の在り方について、これは全国的に色々と議論されているんですが、地域移行型とそれから地域連携型が議論されております。

国は地域移行方式による実証事業を進めているわけですけれども、鹿児島県でも10地区の市町村がこの地域移行運営を民間事業者や民間団体に委ねる地域移行型方式を採用しているということのようです。これはマスコミの報道でしたけれども、本町においては現在この部活動への影響があるのか、どっちの方式を取っていくのか、そこら辺を示

していただきたいんですが。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

榎光徳議員の質問にお答えをいたします。

答弁としましては、令和７年３月議会定例会でほかの議員から質問のありました内容と重複をいたしますが、現在、本町におきましては屋久島町中学校部活動地域移行検討委員会を開き、様々な方向性で検討を進めているところでございます。

国の方針としましても、令和８年度以降から当面の間は屋久島町でも進めております部活動指導員の配置と地域移行の併存という形を示しています。

検討委員会では、屋久島町の現状としまして、学校間の移動における時間、運転手、バスの確保の難しさと合同練習に伴う会場の確保の観点から、地域移行の難しさが挙げられているところです。

そういったことを踏まえまして、文化部・運動部に関する関係機関へ人材の確保を依頼し、現在の部活動指導員の配置の充実を図れるよう共有したところです。今後は人材のリストを作成し、学校とも共有していく予定としております。屋久島町としましては、地域連携という形で指導者を派遣して、引き続き運動部・文化部の活動を進めていきたいというふうに考えております。

○９番（榎　光徳）

今、教育長から今年の３月議会のことがありましたけれども、このとき委員会でしたか、担当課長が当分は何か併用でいきたいんだということをちょっと言ったような気がするんですが、今の教育長の話では地域移行じゃなくて地域連携でいくということで理解してよろしいんですね。

○教育長（石田尾行徳）

結構でございます。

○９番（榎　光徳）

部活動には今ありましたように、体育関係・文化関係、色々あるわけですけれども、鹿児島県内でも10地区が国の実証事業を採用しているようなんですが、もし本町がそういう国の実証事業みたいなものをやるとしたら、例えば町内にそういう団体なり指導者なり、そういった人はいるんですかね。そういうのはできるんですかね。

○教育長（石田尾行徳）

現在、屋久島町内にはいわゆるコミュニティスポーツクラブ、総合型地域スポーツクラブが一つしかございません。ましてや、指導者ということになりますと、そのクラブが抱えている指導者というのはほとんどおりませんので、町のスポーツ協会または町の

文化協会、こちらのほうにお願いをしまして指導ができる方を紹介していただく。そして、必要があれば、そういった方々にお願いをしていくということになろうかと思います。

それから、県の実証事業というふうに言われましたけれども、ある一つの町は地域移行を進めていたけれども、非常に現状としては難しいという結論に至って、最終的には地域移行を断念しているというふうな町もあるようです。いずれにしても、やはりそれぞれの市町村の実情に応じた形を取っていかなければならないんだろうというふうに思っております。

○９番（榎　光徳）

最近は地域クラブも相当増えてきていますよね。これが以前は地区大会とか中学校総体とか、そういったことには参加できなかったと思うんですが、今はこれにも参加できるようになっているわけですか。以前から参加できるんでしたかね。

○教育長（石田尾行徳）

現在は全ての競技ではありませんが、参加できる競技もございます。今後はそういったことも含めて、恐らく参加できる競技が増えていくだろうと考えております。ただ、全国大会については今、９つの競技が全国大会をしないというふうに明言をしている競技もございますので、そういった競技につきましては代替の大会ができないかというふうなことで進めているようでございます。

○９番（榎　光徳）

今、折しも地区の中学校総体が開かれていると思うんですが、やっぱり子供たち、生徒たちの選択肢というか、今、地区の駅伝大会も屋久島町で開催されていますけれども、何か前は地域クラブで出ているチームがあったようです。ですから、そういった点ではそれも非常にいいのかなという気がします。今、やくしまコミュニティクラブでも色々な取組をしていますが、そういったのがまたどんどん広がっていけばいいのかなという思いです。

いずれにしても、今は少子化の中で生徒数もどんどん少なくなってきています。ですから、やっぱり生徒の希望をかなえてあげるとか生徒の能力を伸ばしてやるとか、そういったようなことでは非常にこの部活動の在り方も大事なことになってくると思いますので、今後はそういったことも踏まえながらしっかりと見守っていただいて、各学校にもそれなりの指導をしていっていただきたいと思うんですが、各学校からこの部活動のことについての問題点とか、色々そういったのは何も聞かれてはいないんですかね。

○教育長（石田尾行徳）

先ほど申し上げました部活動の今後の在り方検討委員会なんですけれども、その中でもやはり逆に学校のほうから、地域移行は難しいんじゃないですかというふうな御回答

を頂いております。

指導者の問題につきましては、先ほど申し上げたように、それぞれ各協会等の団体がございますので、そちらのほうから御紹介を頂いて派遣をしていくというふうな準備はしていますよということをお伝えしております。現在７人です。７人の方に外部指導者としてお願いをしているところでございます。

○９番（榎　光徳）

各学校の細かいことはお尋ねしませんが、さっきも申し上げましたように、そういうのをしっかりと見守っていただいて。これは義務教育じゃないんですが、高校でも例えば屋久島高校もそうですが、部活動の生徒数の減で合同チームというのをつくって県大会にも出ますよね。二、三校ならまだしも５校、６校で合同チームをつくってそれで出ていますから、もうこういう時代なんだなということを感じるんですけれども、そこはやっぱりそういう児童生徒にしわ寄せがないように、さっきも申し上げましたけれども、しっかりと見守っていっていただきたいなと思っております。

それでは、次に入ります。５点目の自殺対策についてです。

今回、第２期の自殺対策計画が策定をされまして、その概要版というのが示されております。これは私も見させていただいたんですけれども、自殺については、本当に自殺に追い込まれるというのは様々な要因があるわけです。この計画書にも載っていますけれども、コロナ禍で何年か色々ありましたけれども、コロナ禍の後この自殺者が非常に増えてきたと。そしてまた、これが小中高の若年層に増えてきているというのが書いてあります。ここの中に基本施策とか重点施策というのが網羅されているんですけれども、本町にとって特に重点的に進めたいというようなことについては、どういったようなことがあるのかをお示しを頂きたいと思います。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対して答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

屋久島町第２期自殺対策計画については、誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現を目指して、令和７年度から令和11年度までの５年間を計画期間として策定し、関係各位にも配布をしているところです。

計画では、地域におけるネットワークの強化や自殺対策を支える人材の育成、住民への啓発と周知など、自殺対策の基本として全ての自治体で取り組む基本施策の６項目と、高齢者を地域で見守り支援する取組や、生活困窮者支援制度の適切な実施と困窮者を把握し必要な支援につなげる取組、子供の相談窓口や居場所等の確保、問題を抱える家庭への支援の取組など、屋久島町の現状に基づいて取り組む重点施策を５項目設定いたしました。

詳細版はホームページに掲載をしていますので、御覧いただきたいと思います。

町では相談体制の充実を図りながら、年間自殺者数０人を目標として自殺対策を推進してまいります。

○９番（榎　光徳）

自殺対策といっても、町民はなかなか馴染みがないというか、取り込みにくい事柄かもしれませんけれども、せっかくこういう計画書も作っております。私は担当課長には、この自殺対策計画、自殺防止対策じゃなかったのかということを話をしたんですけれども、ここにこの基本理念に「一人ひとりの命が輝き、ともに支えあう、誰も自殺に追い込まれることのない屋久島町の実現」ということで基本理念をうたわれているんです。

そして今、町長から話があったように基本政策と重点施策ということで、この基本政策というのは、国はやっぱり全ての自治体が取り組むことが望ましいであろうというのが６項目あるみたいなんですよね。それで、その中でこの重点施策として今さっきありましたように、本町が取り組むべき分野が出ているというようなことで、重点施策の中には高齢者生活困窮者勤務・経営問題に関する取組とか色々、それから子供、若者に対する取組とかあります。

これは最終的には、町の第二次の長期計画とも連動させているんですよね。ですから、非常に大事と言えば大事なんですが、以前は交通事故の死亡者数が一頃は非常に多くて１万人を超えてきたというようなことの時代があったんですが、今はこれが全く逆転をして自殺者数のほうが１万人を超えていると。１万人どころか１万8,000、9,000と２万人近くなっているんですが、逆に交通事故は非常に少なくなってきております。

今、町長部局での取組をしているところなんですが、実は先だって町の青少年育成町民会がありました。町長が会長で、これは青少年問題協議会と今回は一本化するということになって、御存じだと思うんですが、この中で青少年の問題について色々な議論をしております。犯罪や非行の未然防止とか、いじめ、不登校、そういったことから色々なことにつながっていくと。ひいては最終的には、そういう自殺にも追い込まれていくというようなことを色々と議論しているんですが、この中には自殺対策のことは全然出てきておりません。

ですから、私は場合によっては、これは教育長部局ですけれども、これは青少年育成町民会と青少年問題協議会も一本化されましたので、これも一緒になってこういう取組をしていくべきじゃないかなと思うんですが、そこら辺は町長、どうお考えですかね。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。（「教育長に」と発言する者あり）

○教育長（石田尾行徳）

ただいまの件につきましては、当然青少年のことであるということで、社会教育分野

の内容になるかと思うんですが、一緒にしていくか、していかないかということについては、それぞれ各市町村の実情があるんだとは思うんですが、一緒にしても特段あれはないと思いますが。申し訳ございません、そういったことでよろしいでしょうか。

○９番（榎　光徳）

一緒にすればこの計画書についても、そういった場に出ていけば広く知る機会が出てくるわけですよね。ですから、それはまた今後検討いただければと思います。いずれにしても、やっぱり今はもうそれこそ少子高齢化の中で若者とか高齢者の貴い命が失われないように、そういう対策を講じていくべきだなということを思っておりますので、さっきのことも含めて、また今後検討していっていただければと思います。

それでは、最後の質問に移りたいと思います。学校給食センターの統合問題についてです。

現在、屋久島内には３調理場があるわけですが、この計画についても統合の協議がなされてきていると理解しているんですが、昨年も計画書策定の予算が計上されていて、これが取り下げられて、また今回新たに上がってきたというようなことで基本計画の策定をするということもあったと思うんですが、ここら辺は今、具体的に現時点での進捗というか、どの程度進んでいるのかを示していただきたいと思います。

○教育長（石田尾行徳）

現在、屋久島町内では、学校給食センター、東部地区共同調理場、西部地区共同調理場の３施設で給食を提供しているところです。３施設とも設置後30年以上が経過し、施設の老朽化による維持費の増大や児童生徒数の減少、調理員等の人材確保が懸念されますことから、効率的に給食を提供するために施設の再編を含め、新給食センターの建設を進めることとしております。

予定としましては、今年度、基本計画を策定し、令和10年度の完成を目指してまいります。

○９番（榎　光徳）

完成は令和10年度を目指しているということですが、この進捗の中で以前は場所の問題もそうでした。今、箇所の選定はどういう進捗なのかということで、課長からも２か所を想定しているということでしたけれども、これは検討委員会で議論をしているんですか。それとも３調理場の運営委員会ですか、ここで話をしているのか。どこで話が進んでいるわけですかね。

○教育総務課長（泊　光秀）

ただいまの御質問にお答えします。

施設を新しく一つにまとめるわけですので、場所の選定が非常に重要になってくると思いますが、栗生から永田までということで距離も長くなりまして、学校給食の衛生管

理基準としましても調理後２時間以内に喫食というのが原則ございますので、そこを満たすということであれば中間地点となるわけですけれども、先ほど２か所ということでお示しをしたところですが、安房から小瀬田までの中で想定をしておりまして、そこであればこの２時間というものを満たせるということです。

また、先ほど議員のほうから出ました検討委員会につきましても、今後立ち上げて各３運営委員会の皆様も含めて、色んな方からの意見を頂きながら場所の選定には当たってまいりたいというふうに思います。

○９番（榎　光徳）

先ほど総合センターとか、色々な老朽化が来ているわけですけれども、令和10年の完成を目指してということですが、令和10年はもうあっという間に来ると思います。

場所の件なんですが、当然基本的には町有地とか、そういったことを探っていくんだろうと思いますけれども、私、個人的には以前、旧小瀬田中学校が合併当時、本庁舎の候補地ということですぐに特別委員会を設置して議論したことがあったんです。

これは仮の本庁舎だということで進めてきたんですが、試算をしてみたら１億幾らかかるということでその話はなくなったんですが、やっぱり町有地があって、ある程度の広がりがあって、屋久島町全体を考えたときの場所もベターじゃないかということもあったりして、そういう検討をした経緯があるんですが、どこを検討場所にしているか分かりませんけれども、これは今のクリーンセンターのあそこの跡も町有地ですよね。相当裏も広がりがあります。そういったようなところが候補地に挙がっているのかなと思ったりするんですが、そこら辺は具体的にはどこら辺というのはある程度出ているんですか。

○教育総務課長（泊　光秀）

ただいま議員より出ました旧小瀬田中跡、それから旧本庁のところのクリーンセンターのところも比較地としては候補として挙がっていたのは聞いております。

また、松峯のほうも候補地というところでは聞いておりましたが、そこに特定するわけではなく、今後色んな意見を聞きながら、また設計が終わりました段階で面積等も出てまいりますので、そこの土地に合うのかどうかも見極めながら検討してまいりたいというふうに思います。

○９番（榎　光徳）

これも検討委員会なりで当然協議をされていくと思いますので、やっぱりそういう条件のよいところをぜひ選定をしていっていただきたいと思います。

私はさっきも言いましたけれども、やっぱり個人的には小瀬田中の跡、あそこら辺がいいのかなあという思いはあります。選択肢の一つとして捉えていただければと思うんですが、これも子供たちの大事な食を守っていくことですので、順調に粛々と進めてい

ただいて令和10年の完成を目指して頑張っていただきたいと思います。

時間もなくなってきましたが、町長はさっき「稲むらの火」という話をしましたけれども、これは御存じですか。教育長は御存じですか。防災にちなんで。（発言する者あり）はい。

実はさっき町長から防災訓練の日に楠川地区で出た話なので、私もこれは以前に話は聞いていたんですが、ちょっと皆さんに紹介したいと思うんですけれど。

実はこれは1854年というからもう200年近く前、170年ぐらい前ですか、今、教育長からあったように、和歌山県の広村というところで起きた事件というか、当時の南海トラフみたいなそういう津波が起きたときの様子なんです。

それで、ここの広村というところの濱口梧陵という人、お年寄りなんですが、この方がもともとは商屋さんだったみたいなんですけれども、ちょうどその日に村では豊年祝いをするための準備をしていたそうなんです。その村は400人ぐらいの集落で、この濱口梧陵という人は高台に住んでいて、そして下では祭りの準備をしているわけです。そうしたら地震が起きて、その人が高台から見たら波がザアーっと引いていったそうなんです。そしてその人は、これはすごい大津波が来るというようなことで村人に知らせんといかんわけですけれど、もう祭りの準備で避難どころじゃないわけですよね。

そうしたらその人は、裏にあった田んぼの稲穂積みをしている、まだもみも落としていない稲があったのにたいまつを持っていって、それに火をつけたそうなんです。そうしたらバアーっと火が盛り上がって、そして麓から見ていた人は、商屋さんの家が大火事になったということで、最初は若者がばーっと来てその火を消そうとしたらしいんです。そこで商屋は、いや消すなと、燃やせということで、そのまま燃え続けて。そうしたら、村人が今度はお年寄りから女性、子供までみんなびっくりして消しに上に上がってきたそうなんです。そうしたらその後、津波が引いてきて、その村が全滅、全部やられて村人はその高台から見ていたらしいんですよね。それで商屋さんのところにひざまずいて愕然としていたという、そういう逸話なんですけれども。

そして、それが契機でこの11月の５日に津波防災の日ちゅうのがあるみたいなんですが、これが制定をされた、そのゆえんになったということらしいんです。ですから、そういう防災、避難対策というのは色々な形態があるわけですけれども、これも一つのそういうその講演会で聞いた話でしたから、心に残る話の一つだったのかなという思いでした。

町長、色々と申し上げましたけれども、私どももいよいよ９月は改選もあります。町長も４期目の折り返し地点に来ます。色々な課題も難題も多いわけですけれども、引き続いて行政推進に町長も邁進をされていくと思います。いつも言いますけれども、健康には十分留意をして、私もいよいよ後期高齢者の部類に入ってまいりましたので、共に

屋久島町の発展のために頑張っていければいいのかなという思いですので、この後もよろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（石田尾茂樹）

しばらく休憩します。14時45分から再開します。

休憩　　午後　２時２９分

再開　　午後　２時４５分

○議長（石田尾茂樹）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、５番、眞邉真紀議員に発言を許可します。

○５番（眞邉真紀）

お疲れさまです。５番、眞邉真紀です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

今回の私の質問は２点で、１、スクールバスについて、２、補助金不正請求事件のその後の対応についてを質問させていただきます。

まず、スクールバスについての１番目で、スクールバスを利用する児童・生徒、その保護者等から改善を望む声があることを度々聞きますが、教育委員会としてはどのように把握をしているか、お伺いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

眞邉真紀議員の質問にお答えをいたします。

町教育委員会におきましては、これまでバス通学によって発生した問題等については、その都度各学校から連絡を頂くこととしておりまして、内容を確認した上でバス運行会社へ連絡をし、改善を図るよう求めてまいりました。しかしながら、いまだ改善に至らない問題も抱えている状況であるため、今後も業務委託契約書及び業務委託仕様書に基づき適切な運行が行われるよう、引き続き強く改善を求めてまいりたいというふうに考えております。

○５番（眞邉真紀）

今、御答弁いただきましたけれども、当然、教育委員会のほうにも様々な意見が聞こえてくると思います。それで、本格的に対処しなければいけない内容のことも多々寄せられていると思うんですよね。

これがつい最近から起きていることではなくて、恐らく20年前とか、そういう単位で

あるんじゃないかなと、問題だというふうに私は認識しているんですよ。というのは、今もう私、長男、次男が22歳と20歳がいまして、２人とも通学バスを利用していたんですが、小学校低学年のうちからやはり今聞いているような問題が子供の口からも聞こえてきて、当然同級生の口からも聞こえてきて、同じ悩みというか、問題がずうっと続いているのを聞き続けているんです。その都度対処してくださっているのはそれも聞いているので、いつかは改善されるだろうというふうに思って聞いていました。

民間の委託を受けてくださっている会社にそこまで強く言うというのは物すごく大変なことだとも思うので、本当に都度対処していただければそれでいいのかなというふうに自分も認識していたんですよね。だけれど、恐らく私の子供よりももっと前から続いていて、そうすると物すごい年月なわけですよ。これは一度というか、これまでの対処と別の対処をしないと恐らく終わらないと思うんですよね。なので、今回質問をするかどうかもあまりよく考えていなかったんですが、通告を出す少し前にもあらゆるところからスクールバスの問題、ほとんど苦情が聞こえてきて、これはちょっと放置するわけにはいかないなと思って通告させていただいたんです。

都度対処していただいてはいるんですけれども、根本的な解決には至らず現在に至っていると思うんですが、その根本的な解決をするために具体的に今考えられていることというのはありますか。

○教育長（石田尾行徳）

議員の御指摘のとおり、非常に不適切な対応をされているということはお聞きしております。

先ほど申し上げました業務委託仕様書というのがございまして、その中に児童生徒に対する配慮という部分もございますので、こちらのほうをいわゆるその関係の委託先にお示しをしまして、やはりここの改善をしないと困るというふうなことで、こちらのほうでも強く対応してまいりたいというふうに考えているところです。

○５番（眞邉真紀）

これは具体的にどういう苦情というか、問題かというと、私が大きく把握しているのは、主に全体的なんですけれど、低学年でまだルールも分かっていないような児童に物すごく暴言を吐くというか、注意なんでしょうけれども、泣いてしまうような叱り方をするということが複数耳に入っていると思うんですよね。ルールも知らないうちからそんなことをされると、バスに乗って通学したくないというふうになってしまうので、これはとても大きな問題だと思うんです。

また、よくあるのがスピードを出し過ぎて怖いと。席に座っていないのにわざと急発進をして生徒たちをぐらつかせるというか、そういうのは何年も続いているらしいんですよね。我が子からも聞いていたんですが、うちの子はたまたま男の子なので、さっさ

と座るようにしなさいという指導をしてきたんですけれど、やはり目に余ることが相当あったようで何年にもわたって聞かされていました。

担当課のほうで今把握されているのが、主に１人の運転手の名前をよく聞かれる、対象者がほぼ１人なんじゃないかというふうに認識されているかもしれないんですが、結構やっぱり以前は複数いらっしゃって、今は主にお１人なのかもしれないんですけれども、具体的に何人ぐらいの運転手さんがどのようなことを児童生徒にされていて、皆さん困っているのかというのはどのように把握されていますかね。

○教育総務課長（泊　光秀）

担当課のほうとしましては、今、議員が言われたような情報は頂いていることは確かでありまして、以前からもあったんですけれども、今年度になりましてから断続的にといいますか、結構な頻度でそういった情報が寄せられておりまして、１人の方は特定という情報もありますが、それ以外にもいらっしゃるというのも確認しておりますが、何人というところまではちょっと把握はしておりません。

また、先ほど教育長が答弁したように、仕様書に基づくと、その部分に非常に抵触している部分がございますので、毎回情報を受けた中で、こちらの事務所の所長のほうと担当のほうはそういった話合いを進めておりますが、次また情報が入る前に改善されていることを願うばかりなんですけれども、それがされないところを見ると、また当事者のほうへ書面なりでこちらから出すような形を取りたいというふうにも考えております。

○５番（眞邉真紀）

ぜひ具体的な対処をお願いしたいです。

それで、改善されたかどうか、やはり声が上がった特定の小学校、ほとんどなんだろうと思いますけれど、具体的に何校かあると思うんですよ、主に声が上がっているところは。その小学校に対処してから、どういうふうに児童生徒がバスに乗っているかというのを密に連携して情報を聞いていただいて、改善されなければ何度も何度もやっぱり対処していただきたいなというふうに思います。これだけ何年も、もう10年、下手すれば本当にさっき言ったように20年近く続いているんじゃないかなと思うことなので、これはもう絶対あってはならないことだと思います。この対処については引き続き、これまでどおりにお願いしたいなと思っています。

このスクールバスに関連して、実態調査というか、実態を把握する必要があるんじゃないかという観点から、２問目の屋久島高校ではＰＴＡが主体となり、生徒及び保護者を対象にスクールバス・路線バスの利用に関するアンケート調査を実施しています。小中学校に関しては、教育委員会が主体となってアンケート調査を実施し、結果を分析した上でスクールバスのよりよい運営を目指す必要があると考えますが、いかがですかという質問です。

屋久島高校で今年度に入ってから、まずは生徒を対象に、その後、後もって保護者を対象にスクールバスに関するアンケート調査をされたようです。その結果を集約したものを同僚議員に見せていただいて参考にさせていただいているんですけれども、おおむね小中学校から上がってくるようなこととかぶる問題があります。当然、高校生ですから少し違う部分もありますけれども、このアンケートは非常に有効なんじゃないかなと。どんな問題があるのか、すごく具体的に把握ができますので、ぜひ小中学校に関しては各学校ではなくて、教育委員会が主体となったアンケート調査を実施していただきたいんですけれども、その点に関して御答弁をお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○教育長（石田尾行徳）

現在、教育委員会としましては、児童生徒及び保護者等にスクールバス利用に関するアンケート調査は行っていないところですが、やはり我々もそういった事実確認をしないといけないでしょうし、安心、安全なスクールバスの運行状況を確認するという必要性がありますので、早急にアンケート調査を実施したいと考えております。屋久島高校がしているということですので、ぜひそちらのほうの設問も参考にしながら、よりよい運営ができるように努めていきたいというふうに考えております。

○５番（眞邉真紀）

ありがとうございます。

以前、教育委員会で平成30年にしっかりしたアンケート調査をしていただいているんです。このスクールバスの旧北部、上屋久町と屋久町のほうの条件が違ったものですから、それを合わせるということも提案させていただいて、その全知的な意味でアンケート調査が必要なんじゃないかということを提案させていただいて、物すごく具体的な項目のアンケート調査をしていただいて、夏休みの入り口に恐らく配布されて、登校日に提出するぐらいの回収率が悪いんじゃないかなというような時期ではあったんです、私の記憶によると。なんですけれど、物すごく回収率がよかったんです。というのは、やっぱり皆さん、通学に関する思い、言いたいことというのがたくさんあって真面目に回答されていたんですよ。

その集約した結果を見ていると、本当に屋久島町での通学に関する問題点というか、ニーズがどこにあるのかなというのがはっきり分かる結果になっていたんですよ。なので、前回のアンケート調査は若干目的が違うので項目も変わるとは思うんですけれども、前回のアンケート調査の精度が物すごくよかったというのもありますので、アンケート調査そのものと結果も見ていただいて、そっちを参考にしていただくと非常によいのかなというようなことに思います。なので、以前のアンケート調査は、調査の項目と結果

は御覧になっていますか。もうかなり前なんですけれど。

○教育総務課長（泊　光秀）

議員おっしゃるとおり、スクールバスの運行範囲が変更されて以降、教育委員会としてはアンケート調査をしておりませんので、また以前のアンケート調査、内容的には通学距離や通学方法等であったと思っておりますが、それと今回の屋久島高校のアンケートも参考にしながら、また時期等も検討して実施してまいりたいというふうには思っております。

○５番（眞邉真紀）

ぜひよろしくお願いします。高校生はもう半分は大人ですから、生徒がほとんど答えるという形で完結しますけれど、小学校の特に低学年の場合は保護者の協力もかなり必要になってきますから形態は違ってくるとは思いますけれども、きちんと調査をして、どういうところに問題があるのか、皆さんどんなところで困っているのか、実はどう改善したらよいのかというのも隠れているかもしれませんので、ぜひ実施をよろしくお願いします。

それでは、次の２番目の質問に移らせていただきます。補助金不正請求事件のその後の対応について。

（１）裁判で結論が出ましたが、虚偽報告について検証し、再発防止策を講じる必要があると考えますが、町としての認識はいかがですか。御答弁よろしくお願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

この事案を受け、令和２年度の簡易水道事業決算が不認定となり、必要な措置を講じるために問題点の整理を行い、再発防止策を検討するため、令和４年２月に屋久島町水道工事管理検討委員会を設置し、令和４年５月に６つの再発防止策を取りまとめ、現在取り組んでおります。

文書事務取扱規程に基づき、決裁を経ずに実績報告書が提出されたこと、公印管理が不十分であったと考えられることについては、管理職を通じて職員に厳密に取扱いを指導するよう指示をし、その後適正に管理されております。

また、管理職には課長会等を通じ、職員の業務の進捗状況などを把握することや、報告・連絡・相談を徹底するよう指示をしており、今後もこれらを徹底したいと考えております。

○５番（眞邉真紀）

現段階でその再発防止策は十分講じられているということだろうと思うんですけれども、もともとそういう事務手続が不正に行われるという前提がなくて、今も恐らく同じ

ような形で事務手続が進んでいると思うんですよね。裁判の控訴審の判決文によるとちょっと個人名が書いてあるところがありますので、そこは役職名に置き換えて読ませていただきます。

国庫補助金を収納するまでの経緯等。一般社団法人鹿児島県建設業界屋久島支部長は、令和３年４月上旬、屋久島町の建設課長に対し、本件工事について、工事が完了していないのに検査をしているようだが、どうなっているのか、担当職員の処分や請負業者に対するペナルティーはどうなっているのかと、電話により照合をした。

副町長は、建設課長及び総務課長から、上記内容の電話連絡があったとの報告を受け、同月12日（４月12日）対応を協議した結果、生活環境課参事から事情聴取することとなり、同月14日、荒木町長らに加え、生活環境課上下水道係主査ら５名が生活環境課参事から事情聴取を行ったところ、生活環境課参事は、屋久島町単独事業には未完成の部分があるものの、国庫補助事業の対象部分は完成している旨の説明をした。

町長らは、上記生活環境課参事の報告を信じ、屋久島町単独事業に係る工事部分の完成を急ぐよう指示をしたものの、本件工事の一部が完了していないことを国や県に報告する必要はないと判断し、請負業者から事情聴取をするなどの国庫補助事業対象工事の完成の有無の調査をしなかった。

この事務の手続が正確にされていたとしたら、これを信じて調査をする必要はないと思うんですけれど、肝心なのはやはりほかから情報が入ったときに課内というか、庁舎内で確認をしますよね、事務手続について。それは問題がなかったんだというふうに発言があったとしたら、それを信じてその調査をしないということでよいかどうか、現段階でどのように考えるか、お伺いします。

○副町長（岩川茂隆）

先ほどの町長の答弁にもございましたが、再発防止策として、まずは課において課内会議を開催し、業務の進捗状況を把握し、統括係長や課長がトリプルでチェックするような体制を取るように伝えております。その体制ができることにより、三重のチェックでおかしいところがあれば気づきが出るのかなと。

先ほどの工事の関係に関しては、工事の監督員を生活環境課ではなく、建設課長が検査を行うということを以前に決めておりますので、今もそういう形で実行されておりますことから、現時点においては適正にされているものと思っております。

○５番（眞邉真紀）

では、再発防止策は厳重に講じられていて、今後は例えばこういった事務手続のミスというか、不正があっても調査をするという仕組みが構築されているということでよろしいんですか。すみません、ごめんなさい。

では、再発防止がきちんと講じられていれば、それでよろしいことなので、また経緯

を見守っていきたいと思います。

以前も質問をさせていただいたんですが、（２）不正に関わった職員の処分については、どのような検討をされていますかという問いです。お願いします。

○議長（石田尾茂樹）

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

○町長（荒木耕治）

事案が発覚し、聞き取りを行った際には担当の幹部職員からは、補助事業対象部分の事業については既に完了していると誤った報告がなされたわけでありますが、当該職員は既に退職をしていることから処分対象外となります。しかしながら、その指示の下に公印の無断使用等に関与した関係職員については、次の３つ目の質問への回答にも関係してきますが、本事案の今後の経過を見ながら、屋久島町懲罰委員会規程に基づき、しかるべく処分を考えております。

○５番（眞邉真紀）

３つ目の質問というと、未回収の1,300万円についてというところに係ってくるということなんですよね。じゃあ、そちらのほうに移らせていただいて、また一緒にということでよろしいですか。

私の３つ目の質問は、未回収の1,300万円について、今後の方針はというところで、1,300万円というふうにざっくり書きましたけれども、実際には1,667万7,534円というのが返還金の全額、うち実際に加算金が153万9,534円。そのうち業者から回収というか、自主的に返納していただいた202万9,322円がありますので、差し引きすると残されているのが1,329万6,008円になるかと思うんですけれども、これについて今後どのように検討されているのか、お伺いします。

○町長（荒木耕治）

令和５年第１回定例会の折、眞邉議員から同様の質問を頂いております。その際の答弁と重複する部分がございますが、御了承を頂きたいと思います。

この補助金の一部取消しは、工期内に工事が未了だったため、当該部分の交付決定が取り消されたというのが町の認識であり、関係する業者からはそれぞれ損害額の補塡を求め、納付を頂いているところです。

なお、応じていない１業者については、これまで納付の意思が示されておりませんので、現在、弁護士と協議を行い、今後の方針を検討しているところであります。

○５番（眞邉真紀）

聞くところによると、まだ返納されていない１業者に関して、民事訴訟を提起される御予定だということを少し聞いたんですが、それはまだ方針としてはっきり決まっていないんですかね。

○町長（荒木耕治）

ちょっとそれも含めて相談をしているというところです。

○５番（眞邉真紀）

じゃあ、本格的にその方針が決まっているということではないということで今後また質問していきたいんですが、そのうちちょっと気になっているのが、既に５業者は自主的に返納して、その合計額が202万9,322円になっています。それで、そのうち18万7,330円は加算金の部分なんですよね。その加算金の部分は一部５業者に返納を求めて、実際にもう収納しているところだと思うんですが、その加算金部分についての議論というのは実際にあるんですかね。質問の意味が分かりますかね。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○政策推進課長（木原幸治）

私は本裁判の指定代理人を務めさせていただいておりましたので、当時の総務課の参事も担当しておりました。状況は把握しているつもりだったんですけれども、その当時、補助金が返還になりましたということで、関係の事業者の皆様にはお集まりを頂きまして、補助金に関係する加算金の返還だという認識を持ちまして、本体の補助金に加えて加算金の賠償請求をさせていただいたと認識しております。

今現在も裁判の結果としては、加算金については町長荒木の過失に関係する部分の損害だという判決が出ましたけれども、当時については、やはり工期をお約束どおり工期内に工事を完了しなかったことに付随する加算金だというふうに認識をしておりまして、今現在もその考えは変わっていないという状況になっております。

○５番（眞邉真紀）

その加算金部分は153万9,534円で、この18万円、業者から実際に町長の責任だというふうに裁判所で認められた部分に関しては、本来ならば返すべきなんじゃないかなと個人的には思ったりするんですが、もう収納が済んでしまっていて、なおかつその説明に対して業者はもう自主的に返納してくださったと。民法上は何も問題のない話だとは思うんですよ。

ただし、今度は2,329万6,008円を求める中で、そこに加算金がもう裁判が終わって結論が出ていますから変わっていないのもそれは当然のことだと思うんですが、ちょっとつじつまが合わないなというのがすごく気になっていて、最高裁の判決文の中あっ、ごめんなさい。控訴審の判決文の中でも、最後のほうにそのことが触れられていて、原告からも被告からも、控訴人からも非控訴人からもという文面からも、そのことについては指摘はない、どちらからも。

ということで、裁判の中でも触れられていないから、これは別に触れなくてよいこと

なのかもしれないんですが、加算金部分に関しては自主的に返納を求めたのがよかったのか、悪かったのかなというのは、後で法的な解釈はちょっと置いておいて、課内で御検討するときに今後の課題になってくるのかなというふうに思います。

懲罰に関しても、まだ未回収の1,300万円の部分に関して結論が出ていない。法律の専門家に相談をされているということなので、今後検討していくということで理解しました。

その法律の専門家に相談をする上で、普通に疑問に思うのが、今その未回収の部分を工事された業者が、恐らく島で仕事をされていないんじゃないかなということで、その会社の登記などはそのままになっているかどうかの調査はされているんですかね。

○副町長（岩川茂隆）

以前の一般質問でも回答したとおり、お願いをしている法律事務所のほうで調査をした結果、その当時、登記は残っているということでしたので、現在もあるというふうに認識しております。

○５番（眞邉真紀）

実際に消滅するまでにいっとき時間はかかると思うんですよね。現段階では請求をする相手方としては、その責任が消滅はしていないというふうに認識されているということで理解しました。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、６月20日、午前10時から開きます。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散　会　　午後　３時１５分

令和７年第２回屋久島町議会定例会

第　　４　　日

令和７年６月20日

令和７年第２回屋久島町議会定例会議事日程（第４号）

令和７年６月20日（金曜日）午前10時開議

○日程第１　議案第42号　屋久島町漁村センターの指定管理者の指定について

○日程第２　議案第43号　屋久島町給水条例の一部改正について

○日程第３　議案第44号　屋久島町行政組織条例の一部改正について

○日程第４　議案第45号　屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について

○日程第５　議案第46号　屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正について

○日程第６　議案第47号　屋久島町介護保険条例の一部改正について

○日程第７　議案第48号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について

○日程第８　議案第49号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第９　議案第50号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第10　議案第51号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第11　議案第52号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について

○日程第12　議案第53号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○日程第13　議案第54号　屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○日程第14　議案第55号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○日程第15　議案第56号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第３号）について

○日程第16　令和７年請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○日程第17　令和７年請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について

○日程第18　発委第３号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○日程第19　発委第４号　学習指導要領の内容精選及び標準授業時数の削減に係る意見書案

○日程第20　議員派遣について

○日程第21　閉会中の継続調査申し出の件について

○日程第22　閉会中の継続審査申し出の件について

○閉会の宣告

１．本日の会議に付した事件

○議事日程のとおり

１．出席議員（１６名）

議席番号	氏　名	議席番号	氏　名
１番	渡　邉　　浩	２番	内　田　正　喜
３番	小　脇　淳智郎	４番	中　馬　慎一郎
５番	眞　邉　真　紀	６番	相　良　健一郎
７番	岩　山　鶴　美	８番	渡　邊　千　護
９番	榎　　光　徳	１０番	緒　方　健　太
１１番	高　橋　義　友	１２番	日　髙　好　作
１３番	岩　川　俊　広	１４番	渡　邉　博　之
１５番	大　角　利　成	１６番	石田尾　茂　樹

１．欠席議員（０名）

１．出席事務局職員

議会事務局長	中　村　一　久	議事調査係長	岩　川　さほり
議事調査係	若　松　直　樹		

１．地方自治法第121条の規定による出席者

職　名	氏　名	職　名	氏　名
町　長	荒　木　耕　治	教　育　長	石田尾　行　徳
副　町　長	岩　川　茂　隆	会計課長 兼会計管理者	日　髙　雅　和
総務課長（併任） 選挙管理委員会事務局長	三　角　謙　二	政策推進課長	木　原　幸　治
観光まちづくり課長	有　馬　照　幸	町民課長 兼地域住民課長	若　松　恵利子
福祉支援課長 兼福祉事務所長	日　髙　孝　之	健康長寿課長	泊　　裕一郎
生活環境課長	泊　　竜　二	産業振興課長	松　田　賢　一
建設課長	内　田　　剛	電気課長	内　田　康　法
教育総務課長	泊　　光　秀	社会教育課長	佐々木　　修
監査委員事務局長	中　村　一　久	総務課参事	白　濱　秀　記

△　開　議　午前１０時００分

○議長（石田尾茂樹）

おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、配付しております議事日程のとおりです。

△　日程第１　議案第42号　屋久島町漁村センター指定管理者の指定について
△　日程第２　議案第43号　屋久島町給水条例の一部改正について
△　日程第３　議案第44号　屋久島町行政組織条例の一部改正について
△　日程第４　議案第45号　屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について
△　日程第５　議案第46号　屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正について
△　日程第６　議案第47号　屋久島町介護保険条例の一部改正について
△　日程第７　議案第48号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について
△　日程第８　議案第49号　令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について
△　日程第９　議案第50号　令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について
△　日程第10　議案第51号　令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について
△　日程第11　議案第52号　令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第１、議案第42号、屋久島町漁村センター指定管理者の指定についてから、日程第11、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についてまでの11件を一括議題とします。本案については、各常任委員会の付託案件です。

これから各常任委員長の審査報告を求めます。

始めに総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳）

皆さんおはようございます。令和７年第２回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された議案審査について、その経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された議案は、議案第44号、屋久島町行政組織条例の一部改正について、議案第48号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）分割について、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についての条例案１件、予算案２件の計３件でありました。

議案審査は、去る６月12日午前９時より書類審査に先立ち、今回上程されております安房小プール改修工事に関連があることから、安房小プールの管理状況と、町指定文化財である楠川城跡の２か所の現地調査を行いました。その後午後１時30分より議会第１委員会室において、総務課長ほか関係課長、事務局長の出席をいただき、当局より詳細な説明を受けた後、慎重に審査を行いました。

主な内容について御報告申し上げます。

議案第44号、屋久島町行政組織条例の一部改正についてでは、特に質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第48号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）分割については、主に教育委員会関連の内容が多く、委員より奨学金の収納状況についての質疑があり、担当課長より滞納事務に力を入れており、かなり以前の分が若干残ってはいるが、最近についてはほとんど残っていないとの回答がありました。また、移動博物館の日程についての質疑では、担当課長より安房体育館において10月15日から17日の平日、町内の小中学校を対象に実験体験を含めた見学会を18、19の土日に一般公開を予定しているとのことが示されました。

また、健康の森公園のナイター設備について、旧町時代に整備されたものであると理解しているが、利用者から電気が消えるなど使えない状況が続いているとの不満の声が多く聞かれている、どのように対応しようとしているのかとの質疑では、担当課長より、以前は高所作業車がなく、手登りで点検修理をしていた、今回フェンスと花壇の段差部分を改修し、高所作業車の乗り入れができるようにしたいとの回答がなされました。

以上を踏まえ討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。なお、議案審査に先立ち行った現地調査では、安房小学校の学校運営に関する若

干の意見交換と、漏水が続くプール管理の状況を、また史跡楠川城跡では、整備が待ち望まれている城内の歩道を歩きながら第三の曲輪まで歩いて登り、展望所からのすばらしい眺望に約520年前の火縄銃が日本で初めて使われたとされる禰寝戦争合戦期に思いをはせることができたのではと思うことでありました。

忙しい中、対応していただきました校長先生、教頭先生、担当職員の皆様へお礼を申し上げ、総務文教常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

次に、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

○産業厚生常任委員長（緒方健太）

令和７年第２回屋久島町議会定例会において、産業厚生常任委員会に付託された議案審査の経過と結果を報告いたします。

本委員会に付託された案件は、議案第42号、43号、45号、46号、47号、48号、49号、50号、51号の条例案５件、予算案４件の計９件でありました。

委員会審査は６月12日９時より役場本庁舎第２委員会室において、関係課長、事務局長の出席をいただき、詳細な説明を受け議案審査を行いました。

議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定についてでは、委員より現地調査を行ったが使用できる状態ではない、漁村センターは町の公有財産であり町の責任で使用可能な状態にするべきである、一湊集落、担当課、財政担当と協議し対応してほしいとの要望がありました。担当課より、当然施設の改修が必要な場合は協議し対応していくとの回答がありました。質疑を踏まえ討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正についてでは議案に対する質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第45号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてでは、委員より、志戸子集落との協議を行った上での提案かとの質疑に対し、協議した結果であるとの回答があった、質疑を踏まえ討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第46号、屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術管理者に関する条例の全部改正についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてでは、質疑を行ったが質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第48号、屋久島町一般会計補正予算（第２号）についてでは、生活環境課所管では、廃棄物原料等推進協議会の委員報酬の内容はとの質疑に対し、報酬については１回の会議につき１人4,900円、委員の人数に関しては条例に基づき決めるとの回答がありました。産業振興課所管では農業支援センターにＷｉ－Ｆｉを設置するとのことだが新規での設置になるのか、との質疑に対し、確定申告の指導の際、ネットへ接続し指導を行う必要が生じたため、新規で設置するとの回答がありました。これらの質疑を踏まえ討論を行いましたが、討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第49号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第50号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、質疑を行いましたが質疑はなく、討論を行いましたが討論もなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第51号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてでは、議案に対する質疑はなく、討論を行いましたが討論はなく、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決定しました。なお、６月９日午後１時より、屋久島町漁村センターの現地視察を行いました。産業振興課についてはお忙しい中御対応していただき、誠にありがとうございました。

以上で産業厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、各常任委員長の報告を終わりました。

これより各常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

ありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより１件ずつ討論、採決を行います。まず、議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第42号、屋久島町漁村センターの指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号、屋久島町給水条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第44号、屋久島町行政組織条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第44号、屋久島町行政組織条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第45号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第45号、屋久島町志戸子ガジュマル公園条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第46号、屋久島町水道事業に関する布設工事監督者及び水道技術者管理者に関する条例の全部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第46号、屋久島町給水事業に関する布設工事監督者及び水道技術者管理者に関する条例の全部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第47号、屋久島町介護保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第48号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第48号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第２号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第49号、令和７年度屋久島町上水道事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第50号、令和７年度屋久島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第51号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第51号、令和７年度屋久島町診療所事業特別会計補正予算（第１号）についてを採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第52号、令和７年度屋久島町船舶事業特別会計補正予算（第１号）について採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

△　日程第12　議案第53号　屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例

の一部改正について

△　日程第13　議案第54号　屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

△　日程第14　議案第55号　屋久島町電気事業供給条例の一部改正について

○議長（石田尾茂樹）

日程第12、議案第53号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてから、日程第14、議案第55号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてまでの３件を一括議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

令和７年第２回屋久島町議会定例会に追加提案いたします案件につきまして、御説明申し上げます。

提案しております案件は、条例案３件、補正予算案１件の計４件であります。

まず、議案第53号から第55号までについて御説明いたします。

議案第53号、屋久島町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正につきましては、令和７年６月４日付で、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が公布され、最近における物価の変動等を考慮し、選挙等の円滑な執行を図ることを目的として、当該法律において国会議員の選挙等の執行経費基準額は改定されたこと及び地方公務員法第３条第３項第３号の規定に基づく法務事務専門員の月額報酬を定めるため、所要の改正をするものであります。

議案第54号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきましては、令和７年６月４日付で公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布され、最近における物価の変動等に鑑み、選挙公営に要する経費に係る限度額が引き上げられたことから、本条例で定める選挙運動用ビラ作成の公費負担額について、所要の改正をするものであります。

議案第55号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正につきましては、発電社の屋久島電工株式会社が政府の物価高に対応する観点から、熱くなる夏への対応として再開された電気、ガス料金負担軽減支援事業補助金の交付決定を受け、売電単価が減額されることから、屋久島町電気事業供給条例に規定する電灯及び動力料金を算定するための単価を、令和７年８月分及び10月分を１kWh当たり1.0円、令和７年９月分を１kWh当たり1.2円減額するため、所要の改正をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げ

ます。

○議長（石田尾茂樹）

これから、議案第53号から議案第55号までの３件に対し、総括質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第53号から議案第55号までの３件については、会議規則第39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第53号から議案第55号までの３件については、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第53号から議案第55号までの３件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから１件ずつ討論、採決を行います。

始めに議案第53号、屋久島町特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第53号、屋久島町特別職の職員で、非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第54号、屋久島町議会議員及び屋久島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第55号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第55号、屋久島町電気事業供給条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第15　議案第56号　令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第３号）について

○議長（石田尾茂樹）

日程第15、議案第56号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第３号）についてを議題とします。町長に提案理由の説明を求めます。

○町長（荒木耕治）

次に、議案第56号について御説明いたします。

議案第56号、屋久島町一般会計補正予算（第３号）につきましては、訴訟事務委託料、荒茶加工施設燃油助成事業補助金、林業振興対策事業補助金、水産業振興対策事業補助金の増額を、地方創生臨時交付金、財政調整基金繰入金で調整する予算措置のため、歳入歳出それぞれ1,248万3,000円を追加し、予算の総額を119億8,166万8,000円とするものであります。

以上で説明を終わります。御審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田尾茂樹）

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○８番（渡邊千護）

令和７年度、屋久島町一般会計補正予算３号についての、訴訟の弁護士費用についての質疑ですが、今回の代理人はどの事務所を指定したのか教えてください。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

まだ指定は、この予算が通ってから指定をするように考えているところです。

○８番（渡邊千護）

66万円ついてますけども、今回の訴訟代理人の法務専門員は、そのままあがってなかったかどうか、これからお願いするかどうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

法務専門員につきましては、前回の簡易水道事業の結審をしたことから、本人の年齢的なもの、体力的なものから、今後法務専門員に専念したいような意向も今ありましたので、今回も先ほどの金額、条例の中で変更したように、今後は法務専門員については相談業務という形でお願いする方向でしたいというふうに考えています。

○８番（渡邊千護）

これまで過去には、今、訴訟をされたので専門でしたいということで言っていますけども、山海留学の訴訟もしていますし、協力金の横領事件の訴訟もやってきています。今回、依頼すれば弁護士料が無料になるわけですよ。これまでずっと経験としてやってきているわけですから。私は法務事務専門員にお願いするべきだと思うんですけども、あとそれと、今回、屋久島ポストの記事によると、原告は、町に金銭的な負担をかけないために損害賠償額を１円にされています。そうであるならば、やはり町としては、無料で代理人を依頼できる法務事務専門員をお願いして、できる限り、公金からの支出を最小限にするべきだと私は思いますけども、そこの考えはどうでしょうか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

先ほどの答弁にもありましたとおり、法務専門員からは、今後はそういう相談業務、助言業務に専念したいということでありましたので、その意向も汲みまして、今回は法務専門員ではない方をお願いする形で、今回予算を計上させていただきました。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに質疑はありませんか。

○５番（眞邉真紀）

同じ項目です。訴訟事務委託費66万円についてお伺いします。そもそも提案理由の中で、何の訴訟なのかという説明がなかったんですけれども、多分皆さんチンプンカンプンで聞いていると思うんですが、何の訴訟なのか、どういう方針なのかをお聞かせくだ

さい。

○議長（石田尾茂樹）

答弁を求めます。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

訴訟につきましては、事件番号令和７年（わ）第268号という訴状で来ている案件になります。中身としましては、損害賠償請求事件が訴訟物の価格１円という形の中で来ているものであります。原告が２名でありまして、屋久島町が被告という形の内容となっております。以上です。

○５番（眞邉真紀）

屋久島ポストの記事を読んでいるので、中身は大体分かっているんですけど、こういう予算を出すときに、まずはどのような訴えが起きたのかという説明をしていただきたいなと思います。予算の審議にならないと思うんですね。それで、１円訴訟だということを今、総務課長もおっしゃっていましたけれども、１円訴訟の着手金なのか、成功保証まで含めての66万円と考えられているのか分からないですが、金額の妥当性がないと思うんですね。たとえ負けたにしても、１円の支払いを命じられるという結果になって、そもそも争う必要があるのかどうかという議論があるのか、町の中で。その認諾という手もあると思うんですよ。実際に、これは内容としては、議会の取材を地域メディアに傍聴のみならず、録画録音を許可してくださいと。最初は駄目だったけれども、今認めている状態なんですね。なので、ここに争いがあるのかなというのが、すごく疑問なんですけれども、その認諾という手があるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺検討されていますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

訴状の中で、憲法14条の法の下の平等に抵触するもの、あと憲法21条の表現の自由に抵触するものという形の中で訴状の中で訴われております。この部分が、私たち事務方の中で違法性があるのかないのかという部分が、判断がつかない部分でありますので、今回しっかりと弁護士を相談して、そういう形で判断していきたいと思っているところです。

○５番（眞邉真紀）

それに関しては分かりました。金額の妥当性というのはこれないと思うんですね。それなりの損害賠償額である裁判だったら、66万円最初から組んであっても仕方ないのかなというふうに思うんですけれども、あくまでも住民が本人で起こした民事訴訟で代理人立てていないわけですよ。そういった形の１円訴訟に対して、これだけの事務委託料が必要なのかどうかというのは不適切な予算計上だと思うんですね。町の考え方にもよると思いますので、金額の妥当性があるのかないのか、よく検討されたほうがいいと思

いますけれども、どう思いますか。

○総務課長（併任）選挙管理委員会事務局長（三角謙二）

前回の海川の清掃の裁判の時が66万円という形でしたので、今回もその金額で予算を組ませていただいたところです。

○議長（石田尾茂樹）

ほかに。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、ただいま議題になっております議案第56号は、会議規則39条第３項の規定によって、委員会付託を省略することについて採決します。

お諮りします。

議案第56号は、委員会の付託を省略することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論と採決を行います。議案第56号、令和７年度、屋久島町一般会計補正予算（第３号）について討論を行います。討論ありませんか。まず、反対者の発言を許します。

○５番（眞邉真紀）

質疑の中で、町の考え方はお伺いして理解するところなんですけれども、最後もう１回質問したかったんですが、回数の制限がありますのでやり取りできなかったんですが、海底清掃の件は、やはり損害賠償額というか、請求されている金額が非常に大きいので、理解できるところです。今回の場合は、やはり１円訴訟なので、金額がもうちょっと、着手金にしろ本当は低いはずだと思うんですね。成功報酬というのも恐らくないはずなので、やはり金額の妥当性がないという点で、この66万円に関して、とても賛成できませんので、反対討論とさせていただきます。

○議長（石田尾茂樹）

次に、賛成者の発言を許します。次に、反対者の発言を許します。これで討論を終わります。すみません、渡邉博之議員、賛成。

○１４番（渡邉博之）

今、いろいろ反対討論の理由、それから質疑を通してお聞きしたんですけれども、突然のことで少し判断が正しいかどうかは分かりませんけれども、やはり訴訟が憲法違反、

いわゆる憲法、法律に関わるそういう訴訟であるという以上、これは法廷の場でしっかりと決着をつけると。そのための費用ですから、少しずれている感じがしますね。私はもう受けて、やはりすっきりさせると。そういった意味では、この66万円の予算というのは当然の予算だなというふうに思いますので、私は賛成をします。

○議長（石田尾茂樹）

反対者の発言を許します。

○８番（渡邊千護）

先ほど眞邉議員も言いましたけれども、１円訴訟ですので、しっかり妥当な金額を引き出してから、しっかり話合いをしてから出すべきだと私は思います。やはり、法務専門員がいらっしゃるこの町としては、そこにお願いするというのを私は強く思いますので、この議案には反対します。

○議長（石田尾茂樹）

次に、賛成者の発言を許します。これで討論を終わります。

これから、議案第56号、令和７年度屋久島町一般会計補正予算（第３号）についてを採決します。

この採決は、電子採決によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、押し間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

△　日程第16　令和７年請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第16、令和７年請願第１号　教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳）

令和７年第２回屋久島町議会定例会において、総務文教常任委員会に付託された請願第１号について審査の経過と結果を御報告申し上げます。当委員会に付託された、令和７年請願第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、去る６月12日午後２時より、議会第１委員会室において、委員全員出席の下、慎重に審査を行いました。

まず、議員間の意見交換の中で、委員より、これまで教職員の長時間労働や働き方についての改正があったが、多くの問題が残されたままである。また、まだまだ待遇改善が遅れており、請願の趣旨は理解できる、などの意見が出され、討論を行ったが討論はなく、採決の結果を採得すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和７年請願第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願について、討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和７年請願第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採決します。

この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

令和７年請願第１号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度負担率の引上げ、複式学級解消をはかるための、2026年度政府予算に係る意見書採択の請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり、採択することに決定しました。

△　日程第17　令和７年請願第２号　「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について

○議長（石田尾茂樹）

日程第17、令和７年請願第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを議題とします。

本件については、総務文教常任委員会の付託案件です。

これから、総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員長（榎　光徳）

令和７年第２回屋久島町議会定例会において総務文教常任委員会に付託された請願第２号について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

当委員会に付託された令和７年請願第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願については、意見交換の中で委員より、2030年に学習指導要領の改定が予定されており、授業時間数を減らし、ゆとりの教育をとあるが、一方では教科書の要領を増やすことで詰め込み教育がなされ、できる子とできない子の格差がどんどん広がっている、このようなことから学習指導要領の改定では時間数を減らすだけでなく、内容の見直しをしてほしいとの旨であると説明があり、討論を行ったが討論はなく、採決の結果、採択すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（石田尾茂樹）

以上で、総務文教常任委員長の報告を終わりました。

これより、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、令和７年政案第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、令和７年請願第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを採決します。この採決は電子採決によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

令和７年政案第２号、「カリキュラム・オーバーロード」の改善を求める意見書採択の請願についてを採択することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

［電子採決］

○議長（石田尾茂樹）

押し忘れ、間違いはありませんか。

これで締め切ります。

賛成多数です。したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

△　日程第18　発委第３号　教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹）

日程第18、総務文教常任委員長から提出の発委第３号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第３号については、会議規則第39条第３項の規定により趣旨説明及び質疑を省略したいと思いますが御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第３号については趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第３号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について討論を行います。討論はありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第３号、教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△　日程第19　発委第４号　学習指導要領の内容精選及び標準授業時数の削減に係る意見書案

○議長（石田尾茂樹）

日程第19、総務文教常任委員長から提出の発委第４号、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数の削減に係る意見書案についてを議題とします。

お諮りします。

発委第４号については、会議規則第39条第３項の規定により趣旨説明及び質疑を省略したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、発委第４号については、趣旨説明及び質疑を省略することに決定しました。

これから、発委第４号、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数の削減に係る意見書案について討論を行います。討論ありませんか。

［「なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発委第４号、学習指導要領の内容精選及び標準授業時数の削減に係る意見書案についてを採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

△　日程第20　議員派遣について

○議長（石田尾茂樹）

日程第20、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。

会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました会議等へ議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

△　日程第21　閉会中の継続調査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第21、閉会中の継続調査申し出の件についてを議題とします。

議会運営委員長から目下委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△　日程第22　閉会中の継続審査申し出の件について

○議長（石田尾茂樹）

日程第22、閉会中の継続審査申し出の件についてを議題とします。

産業厚生常任委員長から目下委員会において、審査中の事件について会議規則第75条の規定によってお手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

産業厚生常任委員長から申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

［「異議なし」と呼ぶ者あり］

○議長（石田尾茂樹）

異議なしと認めます。したがって、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和７年第２回屋久島町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉　会　　午前１０時５４分

地方自治法第123条の規定により、ここに署名する。

屋久島町議会議長

屋久島町議会議員

屋久島町議会議員